

周南市まちづくり総合計画 後期基本計画（案）

平成21年10月

周 南 市

- 目 次 -

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. まちづくりの方向とテーマ	2
3. 基本方針	3
4. 周南市を取り巻く状況の変化	5
5. 市民のまちづくりへの意識、評価	7
第2章 重点推進プロジェクト	15
1. 立市プロジェクト	16
(1) 「安心立市」プロジェクト	16
(2) 「人財立市」プロジェクト	17
(3) 「環境立市」プロジェクト	17
(4) 「産業立市」プロジェクト	18
(5) 「観光・交流立市」プロジェクト	18
2. 中山間地域振興プロジェクト	20
(1) 中山間地域づくりの方針	20
(2) 重点施策	22
(3) 役割分担	25
第3章 分野別計画	27
基本理念による構成から分野別の構成へ	28
教育・文化	31
- 1 充実した教育環境で学べる	32
1 教育内容の充実	32
2 教育環境の整備・充実	36
- 2 豊かな心と体を育む	38
1 青少年の健全育成	38
2 生涯学習の推進	41
3 文化・芸術活動の振興	44
4 スポーツの振興	47
5 国際交流・都市間交流の促進	50
市民生活	53
- 1 協働のまちづくりを進める	54
1 市民活動の促進	54
2 市民参画の推進	57
- 2 一人ひとりが輝いて暮らせる	60
1 人権の尊重	60
2 男女共同参画社会の推進	62

福祉・保健・医療	65
- 1 充実した福祉で暮らせる	66
1 地域福祉の推進	66
2 高齢者福祉の充実	67
3 障害者福祉の充実	70
4 社会保障制度の運営	72
- 2 安心して子育てができる	74
1 子育て支援の充実	74
- 3 健康に暮らせる	78
1 健康づくりの推進	78
2 地域医療の充実	81
安心安全	85
- 1 安心安全に暮らせる	86
1 防犯の推進	86
2 交通安全の推進	88
3 災害に強いまちづくりの推進	90
4 消防・救急体制の充実	93
5 市民相談の充実	96
環境共生	99
- 1 環境にやさしいまちで暮らせる	100
1 低炭素社会の実現	100
2 循環型社会の実現	102
3 自然環境の保全	105
- 2 快適な生活環境で暮らせる	107
1 水道水の安定供給	107
2 下水道の整備・充実	110
都市基盤	113
- 1 ひと・もの・情報が交流する	114
1 中心市街地の整備・充実	114
2 道路の整備	116
3 港湾の整備	119
4 交通体系の充実	121
5 地域情報化の推進	123
- 2 快適な都市空間で暮らせる	126
1 緑の空間の創造	126
2 快適な居住環境の整備	129
3 住宅の整備	132
4 河川・水辺空間の整備	134

産業・観光	137
- 1 活力ある産業のまちで暮らせる	138
1 農業の振興	138
2 林業の振興	142
3 水産業の振興	145
4 商業の振興	148
5 工業・新産業の振興	150
6 企業誘致・雇用環境	152
- 2 観光でまちの魅力が高まる	155
1 観光の振興	155
第4章 計画推進のための方策	159
1 . 開かれた市政の推進	159
2 . 効率的な行政経営	162
3 . 財政の健全性の確保	165
4 . 中核的都市づくりの推進	169

第 1 章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成15年（2003年）4月21日、徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町の2市2町が平成の大合併の中、山口県内で最初の合併を実現し、新たに「周南市」が誕生しました。

そして、本市の最上位計画として、新たなまちづくりの中長期的な方向を示す最初の「まちづくり総合計画」が平成17年度よりスタートし、その中で平成21年度までの5か年を計画期間とする前期基本計画が定められました。この前期基本計画を基本として、これまで新市「周南市」のまちづくりに行政と市民が一体となって取り組んできたところです。

この間、少子高齢化のさらなる進展、地方分権への対応、経済情勢の急速な悪化など本市をとりまく状況が予想以上に大きく変化する中で、こうした変化に柔軟に対応しながら、周南市の基盤づくりに向けて、ハード、ソフトの両面から様々な施策、事業を展開してきました。

このたび、平成21年度をもって前期基本計画の計画期間が終了することから、これに続く基本計画として、平成22年度から平成26年度までの5か年を期間とする「後期基本計画」を策定します。

後期基本計画は、今後5年間に推進しようとする基本的な施策及びこれを計画的・効果的に実施するための事業等を示すことにより、今後5年間の本市の行政運営の指針とするものです。

2. まちづくりの方向とテーマ

前期基本計画では、基本構想における将来の都市像の実現を目指して、基本理念に基づきまちづくりを進めてきました。

後期基本計画においても、この都市像や基本理念は普遍的なものとして位置付け、これからのまちづくりを進めます。

その上で、本市の持つ様々なポテンシャルを生かしながら、地域の特性を発揮し、周南市が発展していくための施策を推進する上での共通のテーマを

「らしさ」溢れるまちづくり

とします。

わたし「らしさ」、わが家「らしさ」、私たちの世代「らしさ」、私たちの暮している地域「らしさ」、そして、私たちの愛する周南市「らしさ」、こうした様々な「らしさ」を育て、生かしていくことが重要です。

これまで市内各地域で長年にわたり守り、育まれてきた伝統や文化、自然、産業などの地域資源を受け継ぎ、新たな「周南市らしさ」を創生します。

そして、こうしたまちづくりを進め、市民一人ひとりが地域や周南市に誇りと愛着を持って活動し、本市の活力を支えていくことにより、強い周南の創造に繋がるものです。

3. 基本方針

後期基本計画では、基本構想に掲げる都市像や基本理念をまちづくりの指針としながら、市民と行政の総意に基づき今後5年間のまちづくりを進める上での基本的な方針を次のとおりとします。

(1)内容に関する基本方針

安心安全・いのち最優先

近年、国内外で大規模な地震や風水害等が発生しており、自然災害に対する市民の安心や安全への意識が高まっています。また、自然災害のほか犯罪や事故への遭遇、新型感染症の発生、さらには水資源の不足や雇用不安など、様々な突発的な事態に備えて、危機管理体制を徹底していく必要があります。

こうしたことから、本市は、市民の安心・安全を守り、市民のいのちを守ることを最優先に取り組むべき政策として推進します。そして、市民一人ひとりが「安心」して「安全」に暮らすことのできるまちの実現に向けて、市民と行政の協働¹によりそのための環境整備を進めます。

(2)手法に関する基本方針

自助・共助・公助

地方分権が進展する中で、本市が自立し、持続可能なまちづくりを進めるためには、まず、個人としての市民、地縁団体やNPO等の市民活動団体、企業、大学等の高等教育機関などの多様な主体が積極的に学習し、また、相互に交流していくことにより、様々な知識やノウハウを取得し、行動意欲を高めていくことが重要です。

こうしたことにより、市民をはじめとする多様な主体が自らの努力により自立して活動することができる状態（自助）を基本とし、加えて市民同士や地域社会の中で相互に助け合い（共助）ながら進めるまちづくりを目指します。

また、自助、共助によることが困難な部分については、行政が責任を持って補う（公助）体制とします。

創発的なまちづくり

本市では、これまで市民参画条例の制定や市民提案型事業の実施などに取り組み、従来の行政主導によるまちづくりから市民も施策や事業に参画するまちづくり、市民と行政の協働のまちづくりを進めています。

今後さらにまちづくりの手法を行政主導のトップダウン型から市民主体によるボトムアップ型へと発展させていくため、異なる価値観や能力・個性を持つ様々な市民や小グループが互いに刺激しあい、新たな価値観やアイデア、相互関係を創造するとともに、具体的な活動を誘発する「創発的なまちづくり」を目指します。

(3)行財政改革に関する基本方針

選択と集中

本市の財政状況は、合併後も国・地方の税財政改革（三位一体の改革²）や急激な経済金融不況等の影響による税収の減少などにより、依然として厳しい状況が続いています。こうした中、限られた財源の下で、効率的、効果的な施策、事業を展開していく必要があります。

そのため、徹底的な行財政改革に取り組むとともに、「あれもこれも」実施しようと

する行政運営から、最も優先度（必要性）の高い施策・事業を選択し、関連事業との連携など最も効果的な手法により集中して実施します。

用語説明

1 協働

自立した主体どうしが、目標を共有した上で対等な立場に立ち、それぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、協力すること。

2 三位一体の改革

国と地方を通じた税財政改革をいう。「国庫補助負担金の改革」、「地方交付税の改革」及び「税源移譲を含む税配分の見直し」の三つを一体的に行い、税や財政面での地方分権を進めようとするもの。

4. 周南市を取り巻く状況の変化

少子高齢化の予想を超えるスピードでの進展、経済情勢の急速の変化など周南市を取り巻く状況は、前期基本計画のスタートした当時と比較して、大きく変化しています。こうした急激な時代の変化を踏まえて、まちづくりを進めていく必要があります。

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

本格的な人口減少社会、少子高齢社会を迎え、社会全体がこれまでの「拡大」指向から変革の時期にあります。

わが国の総人口は、平成17年（2005年）の国勢調査やその後の人口推計から、戦後初めて減少局面に入ったとされており、大都市圏への人口集中は依然として進む一方、地方都市の人口減少が顕著となっています。また、総人口に占める65歳以上の人口割合は増加し続けており、予想を超えるスピードで少子高齢化が進展しています。

こうしたことは、社会全体がこれまでの「拡大」指向から大きく方向転換を余儀なくされるものであり、社会経済から人々の生活までもが変革を迎える時期にあると言えるものであり、さらに、核家族化の進展などから人々の生活スタイルや価値観も多様化しています。

本市においては、合併前の昭和60年（1985年）の国勢調査をピークに人口減少が続いており、この傾向は合併後も歯止めが掛からず平成17年（2005年）の国勢調査では152,387人と平成12年（2000年）と比較して4,996人（3.2%）減少しており、将来推計でも全国と同様にさらに減少は続くと言われています。

また、高齢化率も22.9%と全国平均の20.1%を超えており、特に中山間地域では高齢化率が50%を超える地域もあり、生活や産業の維持も困難となるなど地域活力の低下が懸念されています。

こうした中で、地域社会の活力を維持、向上させていくためには、定住人口だけでなく交流人口の拡大や新たな公¹による取り組みが求められています。

また、ここ数年の団塊の世代の大量退職から、こうした人々の経験を生かした社会参加や社会貢献を促すことにより、地域活力の向上を図ることも重要な課題となっています。

(2) 社会経済情勢の変化

世界的な経済金融不況の波が本市の社会経済情勢にも影響を与えています。

バブル経済の崩壊以降、わが国の経済は、緩やかな景気回復基調を繰り返し、戦後最長と言われる好景気が続いた中で、東アジアを中心とした世界経済の成長を背景に景気の拡大が続き、本市においても大手製造業が堅調な業績を示すなど好景気が続いていました。

しかし、その後、アメリカ発の金融危機を発端とする急速な世界的な経済金融危機に突入し、特に平成20年（2008年）の後半以降、わが国全体がかつて経験したことのない未曾有の不況にあえいでいる状況です。

本市においても、これまで地域経済を牽引してきた大手製造業の減産をはじめとして世界的な不況の波を受けています。このため、税収の急激な減少など行政面でも大きな影響を受けており、既存産業だけでなく幅広い分野の産業を視野に入れた企業の誘致や育成に取り組んでいく必要があります。

(3) 低炭素社会・循環型社会の到来

地球温暖化防止に向けた新たな取り組みを様々な主体により積極的に進めていかなければなりません。

経済の拡大に伴い自然環境への負荷が増大した結果、地球温暖化の進展や異常気象の発生など地球規模での環境問題が顕著となっています。

こうした中、平成20年（2008年）より京都議定書の第1約束期間がスタートし、わが国全体を挙げてCO₂等の温室効果ガスの削減に向けて様々な主体による取り組みが本格的に始まっています。

本市においても、リサイクル等によるごみの減量化の問題は、市民に身近な環境問題として注目されています。また、平成16年（2004年）には、市民、事業者、行政が一体となって自然との共生に取り組む環境基本条例の制定や本市の持つ地域特性を生かした地球温暖化防止のまちづくり計画を策定し、民間企業と協働で環境と経済の好循環のまちづくりを進めてきました。

今後も、行政、市民、事業者が一体となって、省エネルギーや新エネルギーへの取り組みを充実させ、かけがえのない海や山などの自然環境を次代に引き継いで行かなければなりません。

(4) 新たな地方の姿・地方分権の進展

地方自治体は自主性と責任を持って、個性豊かなまちづくりを進めていく必要があります。

人口減少・少子高齢化など社会構造が急激に変化する中で、平成12年（2000年）の地方分権一括法²の施行やその後の国・地方の税財政改革（三位一体の改革）さらには、平成19年（2007年）には地方分権改革推進法が施行されるなど、国と地方自治体の役割を見直すとともに、地方自治体が特色あるまちづくりを行うための制度の改革が進められています。

これにより国から都道府県へ、都道府県から市町村へと権限や財源の移譲が進められ、地方自治体はそれぞれの自主性や自立性を高め、自らの判断と責任においてまちづくりを進める能力が求められています。

本市においては、県から権限の移譲を受けるなど、住民に最も身近な基礎自治体として、行政機能の充実を図るとともに、新たな公として期待される市民活動団体の増加や平成18年（2006年）には市民参画条例を市民が主体となって作り上げるなど市民参画の意識も高まっています。その反面、中山間地域等では少子高齢化、過疎化などによりコミュニティ機能が低下するなど身近な暮らしを守ることが困難な地域もみられます。

用語説明

1 新たな公

行政だけでなく多様な民間主体を地域づくりの担い手と位置づけ、その協働によって、地域のニーズに応じた社会サービスの提供等を行おうとする考え方。

2 地方分権一括法

正式名称は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」

地方自治法を中心に地方分権に関する法規の改正のための法律であり、関係法令の一部改正や廃止が定められた改正法。

5. 市民のまちづくりへの意識、評価

(1) 市民アンケート調査について

- 行政施策の各分野における市民の皆さんの「満足度」や今後の「重要度」などまちづくりに対する意識の現状把握をするために、アンケート調査を実施しました。

調査対象	平成20年（2008年）9月1日現在で18歳以上の市民 6,500人
調査時期	平成20年（2008年）9月～10月
回収状況	3,059件（回収率：47.1%）

(2) 市への愛着度

- 周南市への愛着感についての質問では、「感じている」が51.5%、「どちらかといえば感じている」が31.6%の回答があり、それらを合計した83.1%の人が、市に愛着感を感じていると考えられます。

(3) 住よさ評価

- 周南市の住みよさについての質問では、「住みよい」が34.3%、「どちらかといえば住みよい」が44.0%の回答があり、それらを合計した78.3%の人が、住みよいと感じていると考えられます。
- 住みよいと感じている人の割合は、前回（平成15年度）調査結果の84.0%から、5.7ポイント下がっていますが、「住みよい」と回答した人の割合は、4.4ポイント上がっています。

(4) 今後の居留意向

- これからも周南市に住み続けたいかを問う質問では、「住み続けたい」が54.2%、「どちらかといえば住み続けたい」が27.0%の回答があり、それらを合計した81.2%の人が、引き続き本市での居留意向があると考えられます。
- 今後とも居留意向がある人の割合は、前回（平成15年度）調査結果の82.5%から、1.3ポイント下がっていますが、「住み続けたい」と回答した人の割合は、6.6ポイント上がっています。

(5) 現在の「満足度」と今後生活する上での「重要度」

「満足度」について

- 回答者個人にとって満足度が高い項目は、「上水道の整備」、「下水道・排水施設の整備」、「消防・救急体制の整備」、「道路の整備」、「河川・水路の整備」などがあげられています。
- 「徳山駅を中心とした中心市街地の活性化」、「商業の振興」、「行財政改革の推進」、「観光の振興」、「企業誘致の推進や起業家への支援」などの満足度の評価は低くなっています。

「重要度」について

- 回答者個人にとって、今後、生活する上で重要度が高いと項目としては、「病院等の医療体制の充実」、「幼児教育や義務教育などの充実」、「青少年の健全育成」、「高齢者福祉の充実」、「消防・救急体制の整備」などがあげられています。

(6) 「周南市のまちづくり」において今後の重要度が高いもの

- 回答者個人にとっての重要度ではなく、今後の「周南市のまちづくり」において、重点的に取り組むべき項目、重要度が高いと思うものを3項目選択する質問では、
 1位：「徳山駅を中心とした中心市街地の活性化」
 2位：「病院等の医療体制の充実」
 3位：「高齢者福祉の充実」
 などが上位にあげられています。

順位	市全体		都市地域		都市周辺地域		中山間地域	
1位	徳山駅中心の市街地活性化	30.1%	徳山駅中心の市街地活性化	34.9%	病院等医療体制	32.2%	病院等医療体制	27.4%
2位	病院等医療体制	26.3%	高齢者福祉の充実	26.7%	高齢者福祉の充実	27.6%	高齢者福祉の充実	22.0%
3位	高齢者福祉の充実	26.2%	病院等医療体制	24.6%	徳山駅中心の市街地活性化	21.6%	徳山駅中心の市街地活性化	16.3%
4位	子育て支援や少子化対策	13.9%	青少年の健全育成	13.9%	子育て支援や少子化対策	15.8%	廃棄物処理対策等の取組み	15.8%
5位	青少年の健全育成	13.1%	子育て支援や少子化対策	13.2%	青少年の健全育成	13.7%	子育て支援や少子化対策	15.3%
対象者数	3,059人		2,027人		583人		400人	

複数選択可能で、割合は、各項目を選択した人数を、それぞれの対象者数で除したものです。

(7) 回答者個人にとっての「満足度」と「重要度」

「満足度」と「重要度」の相対比較について

- 満足度と重要度を相対的に比較するために、満足度と重要度の回答結果をそれぞれ数値化（以下「評価点」といいます。）しました。
- 評価点は、以下のとおり選択肢に点数を付けて、その平均値を求めたもので、評価点の数値が、大きければ満足度（重要度）は高く、小さければ満足度（重要度）は低くなります。

満 足 度	
選 択 肢	点 数
満 足	10
まあ満足	5
やや不満	-5
不 満	-10
わからない	0

重 要 度	
選 択 肢	点 数
重 要	10
やや重要	5
あまり重要でない	-5
重要でない	-10
わからない	0

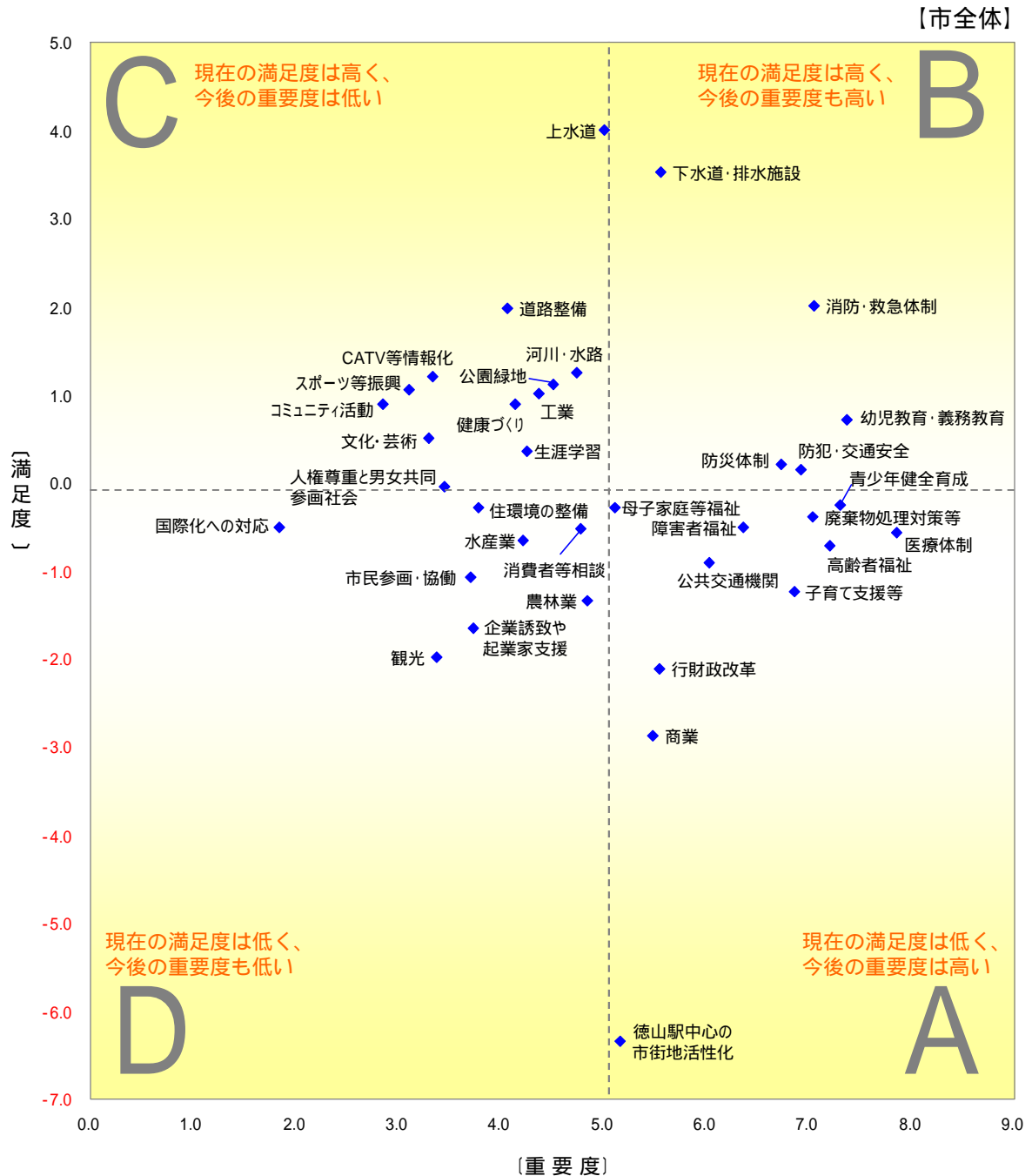
散布図について

- 散布図上のそれぞれの領域は、あくまでも調査項目での相対的な位置関係を示すもので、A～Dの相対比較は絶対的な区分ではありません。
- 散布図上の破線は、各区分での満足度と重要度の平均点を表しています。

<p>C</p> <p>満足度：高い 重要度：低い</p>	<p>B</p> <p>満足度：高い 重要度：高い</p>
<p>D</p> <p>満足度：低い 重要度：低い</p>	<p>A</p> <p>満足度：低い 重要度：高い</p>

A	【重点改善分野】：現在の満足度が低く、かつ今後の重要度が高くなっている項目。優先的に解決していく必要があると思われる分野。
B	【重点維持分野】：現在の満足度は高く、今後の重要度も高くなっている項目。引き続き重点的に維持していく必要があると思われる分野。
C	【維持分野】：現在の満足度が高くなっているが、今後の重要度は低くなっている項目。施策の成果が現れていると思われる分野。
D	【改善分野】：現在の満足度、今後の重要度ともに低くなっている項目。今後、満足度を高めていく必要があると思われる分野。

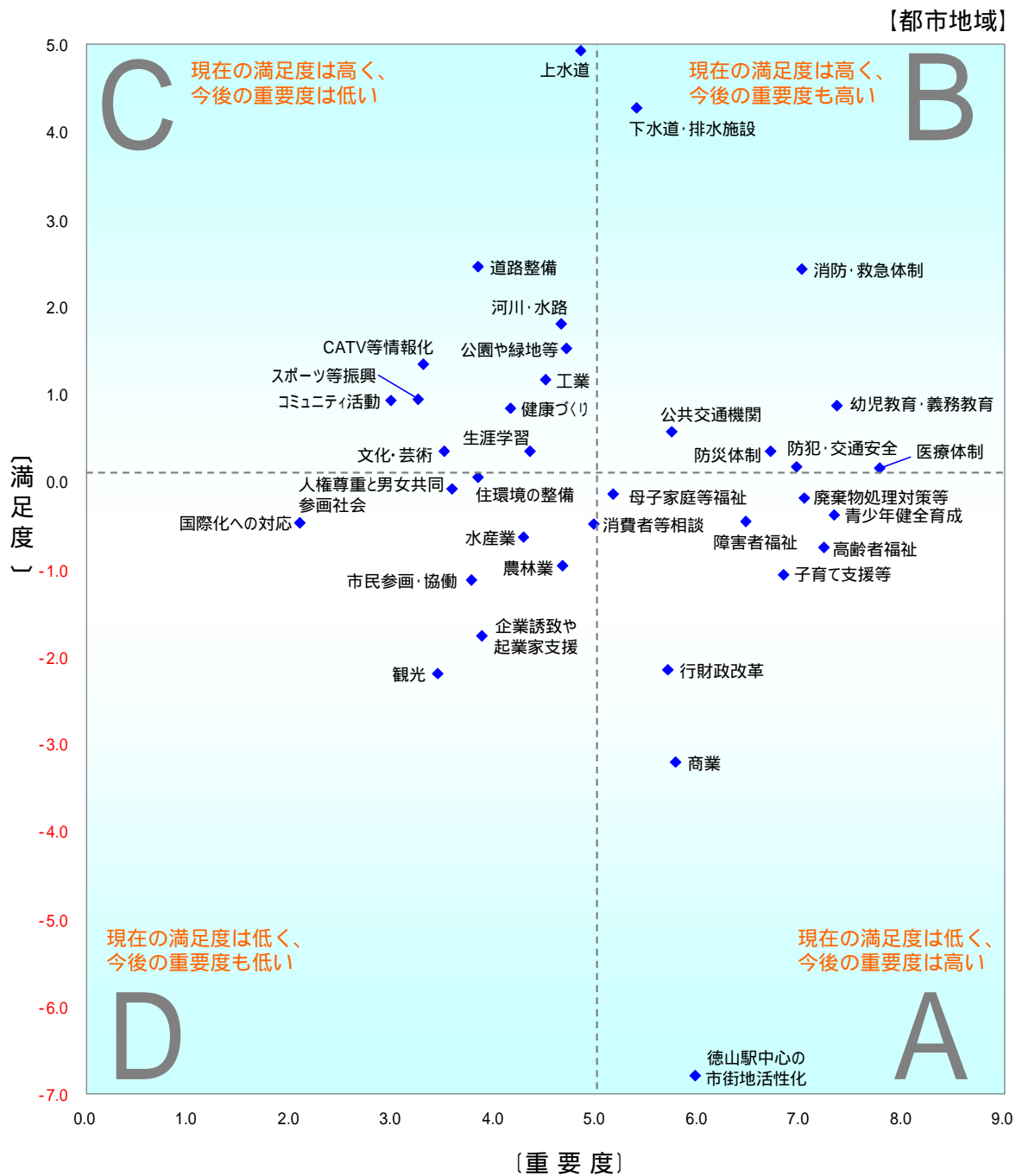
「満足度」と「重要度」の散布図（市全体）



市全体の状況

- A：【重点改善分野】には、「徳山駅を中心とした中心市街地の活性化」や「商業の振興」、「行財政改革の推進」、「病院等の医療体制の充実」、「高齢者福祉の充実」などの項目が分布しており、今後、優先した取り組みが期待されている項目と考えます。
- B：【重点維持分野】には、「消防・救急体制の整備」や「下水道・排水施設の整備」、「幼児教育や義務教育などの充実」などの項目が分布しており、これらは今後も継続した取り組みが必要な項目と考えます。
- 「道路の整備」や「CATVや高速通信網など情報化への対応」、「スポーツ・レクリエーション等の振興」などは、市全体でも地域別でも、それぞれ一定の満足度を得ていると考えます。

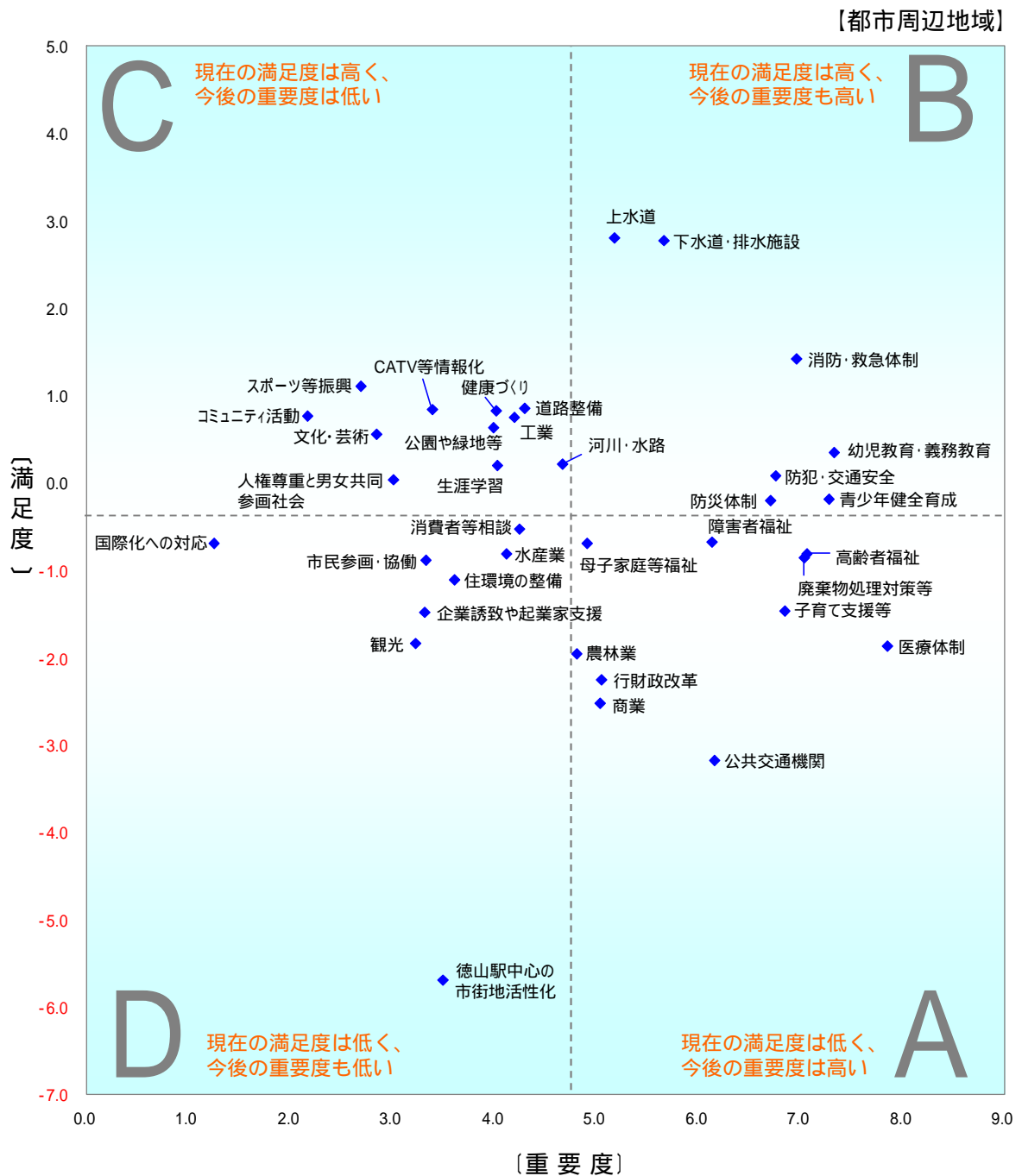
地域別の「満足度」と「重要度」の散布図 - 1 (都市地域)



都市地域での状況

- A：【重点改善分野】には、「徳山駅を中心とした中心市街地の活性化」や「商業の振興」、「行財政改革の推進」などの項目が分布しています。
- B：【重点維持分野】には、「消防・救急体制の整備」や「下水道・排水施設の整備」、「幼児教育や義務教育などの充実」などの項目が分布しています。
- 他地域と比べると、満足度が高い「上水道の整備」や満足度の低い「徳山駅を中心とした中心市街地の活性化」をはじめ、各項目の満足度にはバラつきが見られます。

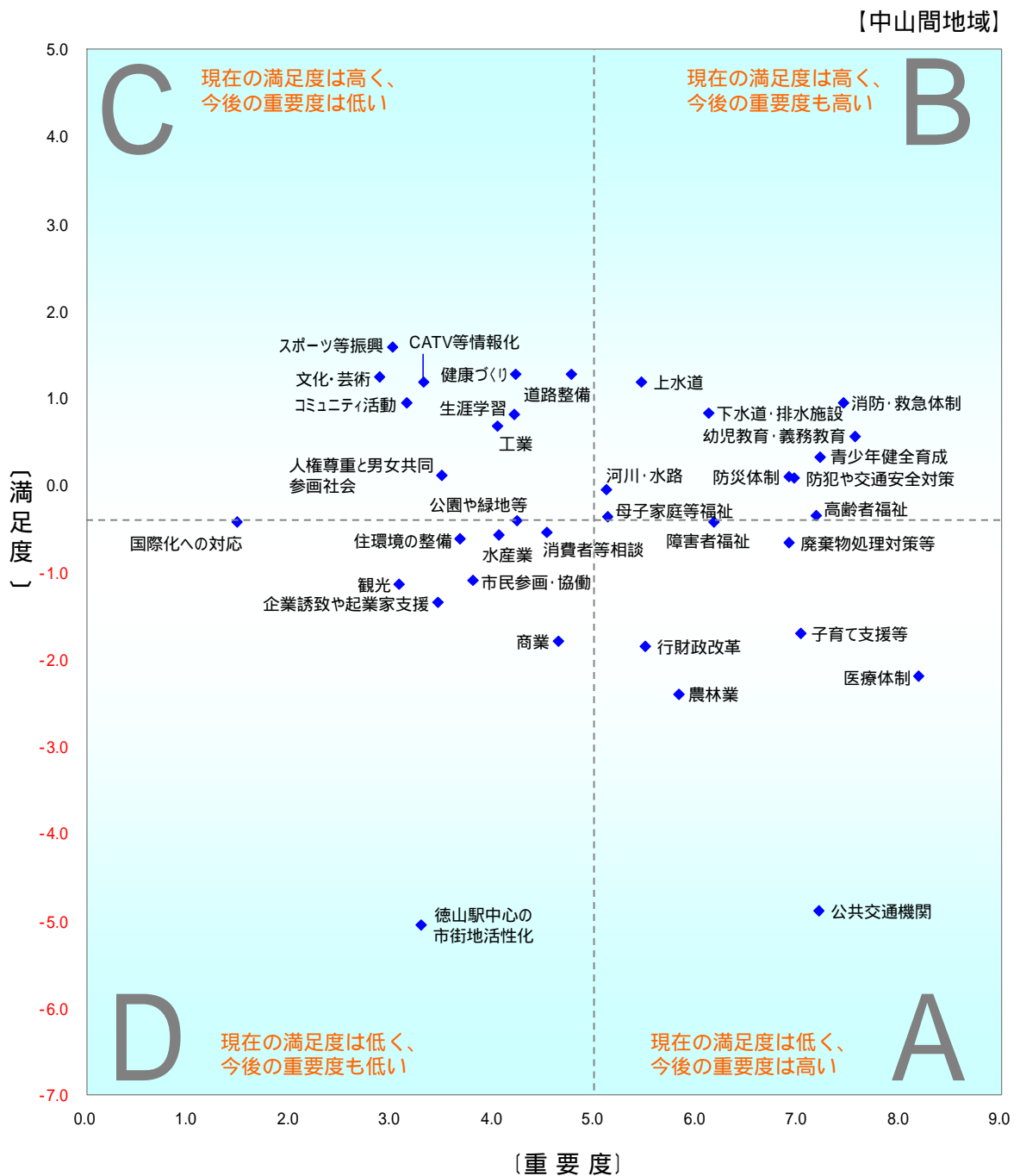
地域別の「満足度」と「重要度」の散布図 - 2 (都市周辺地域)



都市周辺地域での状況

- A：【重点改善分野】には、「バスや鉄道など公共交通機関の利便性」や「病院等の医療体制の充実」、「子育て支援や少子化対策」などの項目が分類されます。
- B：【重点維持分野】には、「消防・救急体制の整備」や「下水道・排水施設の整備」、「上水道の整備」などの項目が分類されます。
- 都市地域ほど満足度にはバラつきはありませんが、満足度が高いとも低いともいえない位置（評価点が - 1点から1点）に、多くの項目が分布しています。

地域別の「満足度」と「重要度」の散布図 - 3 (中山間地域)



中山間地域での状況

- A :【重点改善分野】には、「バスや鉄道など公共交通機関の利便性」や「病院等の医療体制の充実」、「農業の振興」などの項目が分布しています。
- B :【重点維持分野】には、「上水道の整備」や「消防・救急体制の整備」や「下水道・排水施設の整備」などの項目が分布しています。
- 全体的に満足度の評価点が低くなっており、特に他地域と比べて「バスや鉄道など公共交通機関の利便性」の満足度は極めて低くなっています。

第2章 重点推進プロジェクト

第2章 重点推進プロジェクト

計画期間中に基本方針に基づいてまちづくりを進めていく上で、優先して取り組むべき施策を「重点推進プロジェクト」として位置付けます。

重点推進プロジェクトは、5つの「立市プロジェクト」と
1つの「地域振興プロジェクト」で構成します。

「立市プロジェクト」

- ・市民生活の基本となるプロジェクト：「安心立市」プロジェクト
- ・まちづくりを担う“ひと”を育てるプロジェクト：「人財立市」プロジェクト
- ・美しい環境を次代へ引き継ぐプロジェクト：「環境立市」プロジェクト
- ・「強い周南」の実現に向けたプロジェクト：「産業立市」プロジェクト
- ・地域資源を活用したまちの賑わい創出プロジェクト：「観光・交流立市」プロジェクト

「地域振興プロジェクト」

- ・持続可能な中山間地域の振興を図るプロジェクト：中山間地域振興プロジェクト

1. 立市プロジェクト

(1) 「安心立市」プロジェクト

「安心立市」とは、基本方針に掲げる「安心安全・いのち最優先」に基づき、すべてに優先して市民が安心して暮らすことのできる安心安全都市を目指すものです。

- ◆ 近年、国内外で大規模な地震や風水害等が発生しており、自然災害に対する市民の安心安全への意識が高まっています。
- ◆ 自然災害だけでなく、犯罪への遭遇や新型感染症の発生など様々な突発的な事態に備えて、危機管理を徹底していく必要があります。
- ◆ 食や水に対する不安の解消や安心して暮せる福祉や医療等が求められています。
- ◆ こうしたことから、すべてに優先して取り組むべき施策として、市民が「安心」して暮らすことのできるまちを基本として、そのための環境整備を進めます。

災害や危機への対応

- ・災害時等の情報伝達システムの整備
- ・防災拠点としての市役所本庁舎の改修等の検討

食と水の安心安全の確保

- ・学校給食センターの整備
- ・食育の推進
- ・地産地消の推進
- ・熊毛地区の水道施設の整備

福祉・医療の充実

- ・子育て支援拠点施設の充実
- ・地域医療体制の充実

(2) 「人財立市」プロジェクト

「人財立市」とは、まちづくりを進めていく上で、子どもから高齢者まで様々な分野で活躍できる“ひと”を育てるための基盤をつくるものです。

- ◆ これまで、「まちづくり」と「ひとづくり」は表裏一体のものとして、よりよいまちづくりを実現するために、それを実践する人材を発掘、育成し、「人財」となるよう様々な施策を進めてきました。
- ◆ 今後も市民活動を推進するとともに、新たな公による取り組みの促進や民間事業の活性化を図っていく上で、その担い手となる「人財」の育成、確保が不可欠となることから、子どもから高齢者まですべての世代において人材の育成に向けた環境の整備や取り組みを進めます。

教育の充実

- ・ 学校施設の耐震化等による改修・整備
- ・ 特色ある教育の充実

生涯学習の推進

- ・ (仮称) 学び・交流プラザの整備

市民活動の推進

- ・ 市民活動に係る人材育成の推進

(3) 「環境立市」プロジェクト

「環境立市」とは、本市の有する豊かな自然を次代に引き継ぐとともに、地球規模の環境に対しても負荷を抑制すること等により環境にやさしいまちを目指すものです。

- ◆ 低炭素社会の実現に向けた取り組みやごみの減量化など環境問題への意識が高まっています。
- ◆ 工業都市として発展してきた本市にとって自然との共生は重要な課題であり、良好な景観や環境にやさしいまちづくりが強く求められています。
- ◆ 環境負荷を抑制し、豊かな自然を未来に引き継ぐことのできる社会の構築に向けて環境先進都市を目指した取り組みを進めます。

環境負荷の低減の促進

- ・ 省エネルギーや新エネルギーの活用の促進
- ・ ごみのリサイクルの推進

自然保護等の推進

- ・ ツル保護対策の推進

良好な景観の創造

- ・ 景観計画に基づく良好な景観づくりの推進

(4) 「産業立市」プロジェクト

「産業立市」とは、本市を支える商工業や自然の恵みによる農林水産業など、市民の豊かな暮らしを支えるための産業の基盤をつくり、振興していくものです。

- ◆ 本市はこれまで、石油化学コンビナートを中心とした工業都市として発展してきました。
- ◆ 近年の急激な不況の影響を受けるなど、製造業や商業において厳しい経済情勢や雇用環境が続いています。
- ◆ 今後、既存産業を支える基盤を整備するとともに企業の誘致や起業支援等による雇用の創出、豊かな地域資源を活用した農林水産業の振興等、幅広い産業振興に取り組みます。

産業基盤の整備

- ・ 幹線道路や広域道路ネットワークの整備
- ・ 港湾基盤の整備

地域経済活性化の推進

- ・ 企業誘致の推進
- ・ 中心市街地の活性化の推進
- ・ 周南ブランドの育成

農林水産業の振興

- ・ 「道の駅」の整備
- ・ 地産地消の推進（再掲）

(5) 「観光・交流立市」プロジェクト

「観光・交流立市」とは、地域に埋もれていた様々な資源等を生かし、整備することにより、市の内外から多くの人が集う交流のまちを目指すものです。

- ◆ 少子高齢化が進み人口減少社会へと移行する中で、消費の減少等により地域経済は縮小に向かう傾向にあることから、今後は定住人口だけでなく交流人口の拡大による地域経済の活性化を進めていく必要があります。
- ◆ 既存の様々な地域資源等を有効に活用した観光交流を促進するとともに、市街地においては、徳山駅周辺や動物園等の中心市街地の賑わいを創出することにより、街なかでの交流の促進を図ります。

中心市街地の整備・充実

- ・ 徳山駅周辺整備事業の推進
- ・ 中心市街地の活性化の推進（再掲）
- ・ 都心軸を中心としたまちづくりの推進

地域資源の発掘・整備

- ・ ツーリズムの推進
- ・ 動物園リニューアルの推進

イベントの充実

- ・ 観光交流イベント等の支援

「立市プロジェクト」一覧

プロジェクト	プロジェクトの内容	掲載されている基本施策(分野別計画)
1 安心立市プロジェクト	<p>災害や危機への対応</p> <p>食と水の安心安全の確保</p>	<p>災害に強いまちづくりの推進</p> <p>災害に強いまちづくりの推進</p>
2 人財立市プロジェクト	<p>食と水の安心安全の確保</p> <p>食育の推進</p> <p>地産地消の推進</p> <p>熊毛地区の水道施設整備</p> <p>地域子育て支援拠点施設の充実</p> <p>地域医療体制の充実</p> <p>教育の充実</p> <p>生涯学習の推進</p> <p>市民活動の推進</p>	<p>教育環境の整備・充実</p> <p>健康づくりの推進</p> <p>農業の振興</p> <p>水道水の安定供給</p> <p>子育て支援の充実</p> <p>地域医療の充実</p> <p>教育環境の整備・充実</p> <p>教育内容の充実</p> <p>生涯学習の推進</p> <p>市民活動の促進</p>
3 環境立市プロジェクト	<p>環境負荷の低減の促進</p> <p>自然保護の推進</p> <p>良好な景観の創造</p>	<p>低炭素社会の実現</p> <p>循環型社会の実現</p> <p>文化・芸術活動の振興</p> <p>自然環境の保全</p>
4 産業立市プロジェクト	<p>産業基盤の整備</p> <p>地域経済活性化の推進</p> <p>農林水産業の振興</p>	<p>快適な居住環境の整備</p> <p>道路の整備</p> <p>港湾の整備</p> <p>企業誘致・雇用環境</p> <p>中心市街地の整備・充実</p> <p>商業の振興</p> <p>工業・新産業の振興</p> <p>観光の振興</p>
5 観光・交流立市プロジェクト	<p>環境負荷の低減の促進</p> <p>自然保護の推進</p> <p>良好な景観の創造</p> <p>産業基盤の整備</p> <p>地域経済活性化の推進</p> <p>農林水産業の振興</p> <p>中心市街地の整備・充実</p> <p>地域資源の発掘・整備</p> <p>イベントの充実</p>	<p>省エネルギーや新エネルギーの活用の促進</p> <p>ごみのリサイクルの推進</p> <p>ツル保護対策の推進</p> <p>景観計画に基づく良好な景観づくりの推進</p> <p>幹線道路や広域道路ネットワークの整備</p> <p>港湾基盤の整備</p> <p>企業誘致の推進</p> <p>中心市街地の活性化の推進</p> <p>周南ブランドの育成</p> <p>「道の駅」の整備</p> <p>地産地消の推進(再掲)</p> <p>徳山駅周辺整備事業の推進</p> <p>中心市街地の活性化の推進(再掲)</p> <p>都心軸を中心としたまちづくりの推進</p> <p>ツーリズムの推進</p> <p>動物園リニューアルの推進</p> <p>観光交流イベント等の支援</p>

2. 中山間地域振興プロジェクト

(1) 中山間地域づくりの方針

中山間地域づくりの意義

本市の面積の約7割を占める中山間地域は、かけがえのない暮らしの場であるだけでなく、“水源のかん養やCO₂の吸収”“新鮮で安全な農林水産物”“日本の原風景とも言える美しく素朴な景観”“地域固有の歴史や伝統文化”など都市地域には無い価値を有し、さまざまな恵みを私たちにもたらしています。

そして、これらの財産は、地域に暮らす人々の絶え間ない営みによって今日まで受け継がれてきました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化に伴い、農業をはじめとした生産活動が低下するとともに、病院や商店、金融機関など日常生活に関わる機能や、人と人の繋がりで支えられてきた集落機能が低下するなど、暮らしに不安を抱える地域や存続が危ぶまれる集落も現れはじめています。

また、少子高齢化時代、地方分権時代、環境の時代を迎えた今、都市地域に先駆けて少子高齢化や人口減少が進展している中山間地域の振興を図ることは、新しい時代のまちづくりのかたちを構築する試金石になるとともに、臨海部に広がる石油化学コンビナートを中心とした国内有数の工業力や徳山駅を中心とした高度な都市機能を有する本市が、将来に向かって自然と共生・共存しながら持続的に発展していくための最優先課題となります。

こうしたことから、中山間地域の存在価値について全市民が共通理解の下、中山間地域を持続可能なかたちで次世代に繋げていけるよう、あらゆる主体の知恵と力を結集して、重点的かつ総合的に身近な暮らしに視点を置いた中山間地域づくりを進めていきます。

本市の中山間地域の範囲

本市の中山間地域の範囲は、「山口県中山間地域づくりビジョン」の考え方に基づき、地域振興5法により公示された地域又は区域及び、農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域のいずれかに該当する地域とします。

地域振興5法とは以下のとおりです。

山村振興法 過疎地域自立促進特別措置法 半島振興法 離島振興法
特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律

本市の中山間地域は、以下の地区となります。(図1-1)

大津島地区、須金地区、中須地区、須々万地区、長穂地区、向道地区、和田地区、八代地区、高水地区、三丘地区、鹿野地区



中山間地域づくりの展開方法

本計画に掲げる基本方針に基づき、諸施策及び個別に定める各種振興計画により総合的に施策を展開するとともに、中山間地域固有の喫緊の課題に対して次の基本的な考え方の下、重点的・戦略的に施策を展開します。

創発的中山間地域づくり

中山間地域では、高齢化の進展や人口減少、多様化・複雑化する課題に直面しており、行政、地域、住民が個々に対応したのでは、これまで担ってきた機能を維持することが困難な状況となっています。

また、地域の強みを生かして新たな取り組みに挑戦するにあたって、同様な状況にあります。

このため、市や住民、地域団体、NPO、企業、高等教育機関など多様な主体が、それぞれの得意分野で力を発揮しながら密接に連携することによって創造される新たな力を生かして中山間地域づくりを展開します。

中山間地域づくりの目標

多様な主体の知恵と力を結集して

「人・自然・経済が循環する活力溢れる中山間地域」の実現を目指します。

(2) 重点施策

持続可能な地域の運営体制づくり

【現状と課題】

- 草刈や清掃活動をはじめとした共同作業や助け合いなど地域の暮らしを支えてきた集落の活動が低下するとともに、将来的に存続が危ぶまれる集落が存在しています。
- 地域活動の担い手の不足や固定化により個人の負担が増加しています。
- 小規模・高齢化集落¹では、地域住民の力だけでは集落を維持することが困難となっています。
- 複数の集落が一体となって地域ぐるみの活動を展開することにより、活力が生まれている地域も存在しています。
- 地域の特性に応じて幅広い取り組みが展開できるよう、その取り組みの支援や拠点づくりが必要となっています。

【施策の展開】

地域コミュニティの再生・強化

- 小規模化・高齢化が進む集落を、一定の規模や機能を有し、住民の意識共有が図れる小学校区などの枠組みの中で、相互に絆を深めながら地域を支え合える体制づくりを進めます。
- また、この体制づくりにあたっては、地域の課題を地域で解決するために、その体制を支える個人、団体がそれぞれの役割に応じて力が発揮され、市や関係機関との連携により総合的な活動ができるよう、地区コミュニティ組織等の再生・強化を図ります。
- さらに、こうした組織づくりを進める目的をはっきりさせるため、地域の現状を見つめ直す話し合い活動を通じて、地域のあるべき将来像を描き出し、その実現に向けた行動計画「地域の夢プラン」づくりを促進します。

地域の夢応援体制づくり

- 「地域の夢プラン」の実現を目指して頑張る地域を山口県や関係機関等との連携により支援します。
- 地域づくりに必要となる資金については、各種助成団体が行っている助成制度の活用を促進するとともに、先進的で持続可能な取り組みについては新たな支援制度を創設するなど地域の夢の実現を支援します。

- 「地域の夢プラン」づくりを進めるにあたっては、地域住民だけでは困難な場合もあることから、その話し合い活動等を手助けする人材を派遣するなど地域の実情に応じて、きめ細かく支援します。

地域の主体性を尊重する仕組みづくり

- これまで地域の各種団体に対して個別に交付してきた補助金については、地域の判断により優先度の高い活動を選択し、集中して資金が活用できるよう、新たな交付の仕組みを検討します。
- 地域の活動拠点となっている公民館の拠点性を高めるとともに、新たな雇用の創出や地域独自の事業展開が図れる公民館の運営方法について検討します。

安心して誇りをもって暮らせる地域づくり

【現状と課題】

- 農協や郵便局、商店などの廃止や廃業により生活の利便性が低下しています。
- 高齢化の進展や生活店舗の廃止、学校の統廃合に伴い、地域の実情に応じた通院、通学、買い物等への交通手段を確保する必要性が高まっています。
- 路線バスや離島航路の利用者の減少により、事業者は経営改善が急務となっています。また、全国的に路線バスの減便や廃止される地域が増えています。
- 高齢者の見守りや助け合いが困難になっている集落が現れています。
- 農地や山林所有者の高齢化や不在化により住環境が悪化するとともに、サルやイノシシによる被害が耕作意欲を低下させるなど農村ならではの暮らしが脅かされています
- 地域固有の歴史や伝統文化の継承が困難になっている地域が現れています。

【施策の展開】

身近な暮らしを支える機能の維持・確保

- 生活品の販売店舗や金融機能など身近な暮らしを支える機能を、地域や郵便局、農協等の関係団体との連携により維持・確保を図ります。
- 地域やNPO等が主体となって暮らしを守るサービスを提供するコミュニティ・ビジネス²を促進します。
- 一人暮らしの高齢者の安心な暮らしを守るため、地区社協や駐在所、民生委員などとの連携により地域の中で見守り助け合える体制を強化します。

暮らしを守る生活交通の維持・確保

- 路線バスや離島航路を運営する公共交通事業者に対して、引き続き、運営費の一部を支援することにより、安定的な運営を確保します。
- 路線バスや離島航路の利用者が減少する中、経営の効率化を図る事業者の取り組みを支援するとともに、移動手段を持たない高齢者等の暮らしを守る新たな生活交通システムの導入を地域や交通事業者等と連携して進めます。

農地・山林の保全

- 中山間地域等直接支払制度³や農地・水・環境保全向上対策事業⁴等を活用して、複数集落の連携により農村環境の保全を図ります。
- 鳥獣被害の縮減に向けた効果的な対策を地域や専門機関等との連携により研

究を進めます。

- 農山村の景観保全に向けた企業の社会貢献活動⁵や都市住民との地域レベルでの交流を推進するなど、多様な主体の連携による農山村の景観保全を推進します。
- カーボンオフセット⁶の仕組みを活用した新たな森林づくりについて、調査・研究を進めます。

歴史・伝統文化の保存・継承

- 地域の歴史や伝統文化を生涯学習や学校教育の場だけでなく、観光資源として広く活用を図りながら次世代に継承します。
- 継承が困難になっている地域の歴史や伝統文化を、地域や保存会等との連携により記録に残すなど、その保存を図ります。

地域資源を生かした好循環づくり

【現状と課題】

- ライフスタイルや価値観の多様化により、全国的に中山間地域の持つ魅力にひかれて移住する人や訪れる人が増えています。
- 豊かな自然や地域に伝わる技や知恵、歴史など地域の強みが十分に生かされていません。
- 地域の主要産業である農林水産業は従事者の高齢化や担い手不足など、厳しい状況に直面しています。
- 働く場が少ないことから、若い世代が都市に流出するとともに、移住者の住む場の確保など受入れ体制が整っていないため人口の流入が少ない状況にあります。
- 再生可能エネルギーとなる森林資源を豊富に有する中山間地域の価値が高まっています。

【施策の展開】

多様なツーリズムの促進

- 自然や歴史、農林水産業、暮らしなど地域にあるものを生かした観光メニューづくりや、地域ぐるみでの受入れ体制の整備など、体験や滞在できる観光地づくりを進めます。
- 小学生が農山漁村で行う一週間程度の宿泊体験活動を地域ぐるみで受け入れるなど、長期滞在型の体験交流の受入れに取り組む地域を支援します。
- 農業体験をはじめとした体験交流活動に取り組む地域を支援するとともに、持続的な活動が期待される地域に対しては廃校等を活用した交流拠点づくりを支援します。

農林水産物・知恵・技を生かした経済循環づくり

- 地域の名人が持つ技や知恵、農林水産物を生かして地域独自の新たな特産品づくりを推進します。
- ツーリズムとの連携により地域製品の需要を高めるとともに、特産品推奨制度や整備予定の道の駅等を活用し、地域製品の付加価値づくりや、販路の拡大、情報発信の強化を図ります。

UJイターンの促進

- 地域の担い手として期待される移住者の受入れ体制の強化を図るため、空き家の掘り起しや移住者がスムーズに地域に溶け込める仕組みづくりを地域との連携により進めます。
- 移住に関するきめ細やかな相談対応や地域との橋渡し役を担う“コンシェルジュ”⁷の設置を地域や民間との連携により進めます。

緑の資源循環づくり

- 再生可能エネルギーとなる森林バイオマス資源の利活用について、新たな産業の創出を視野に入れ、需要者となる民間事業者や関係機関との連携を図りながら研究を進めます。

生活・産業基盤の整備

【現状と課題】

- 道路や上水道、生活排水処理施設など、生活環境の整備が都市地域に比べ遅れています。
- 緊急時の連絡手段として重要な役割を持つ携帯電話が利用できない地域が存在しています。
- 農林水産業従事者の高齢化が進む中、生産性を高めていく必要があります。

【施策の展開】

生活環境の整備

- 計画的、効率的に生活環境の整備を進めるとともに、広域的な道路整備や護岸改修、高潮対策などについては国・県へ働きかけます。
- 携帯電話の不感地域の解消に向けて、通信事業者に対して働きかけるとともに、効率的・効果的な整備方法について研究を進めます。

産業基盤の整備

- 良好な農業環境づくりを図るため、ほ場整備や農業用施設整備を計画的に進めます。
- 林業経営の合理化を図るため、林道網を計画的に整備するとともに、木材の搬出等に活用する作業道の整備を支援します。
- 漁場の環境保全を推進するとともに、漁礁の設置や稚魚の放流など「つくり育てる漁業」の基盤整備を計画的に進めます。

(3) 役割分担

市の役割

- ◆ 中山間地域づくりの意義について市民の理解を深めます。
- ◆ 全庁的な体制の下、総合的・戦略的に施策を展開します。
- ◆ 住民に最も身近な行政として地域の現状に目配りを強めるとともに、きめ細かく地域の取り組みを支援します。
- ◆ 地域づくりの担い手やリーダーの育成に努めます

地域住民・地域団体の役割

- ◆住民だれもが地域づくりの主役であることを認識し積極的に地域の活動に参加します。
- ◆地域の現状を見つめ直し地域のあるべき将来像について話し合う活動を行います。
- ◆住民相互、団体相互の横の繋がりを強め自らの地域は自らの知恵と力で守ります。

都市住民、企業、高等教育機関等の役割

- ◆中山間地域が持つ価値や恵みの重要性について理解を深めます。
- ◆生産された農林水産物の理解ある消費者となります。
- ◆社会貢献活動や地域貢献活動に努めます。

用語説明

1 小規模・高齢化集落

世帯数が19世帯以下で、かつ、高齢化率が50%を超える集落。

2 コミュニティ・ビジネス

地域住民が主体となり、地域の資源を活用して、地域が抱える課題をビジネスの手法で取り組み、その活動で得た利益を地域に還元すること。

3 中山間地域等直接支払制度

環境保全機能や水源かん養機能等の多面的機能を持つ中山間地域等を維持するため、農地を保全し、その機能を確保していく活動に対して交付金を支払う制度。

4 農地・水・環境保全向上対策事業

地域ぐるみで農地や農業用水路などの農村地域の環境を守る活動と、農業者ぐるみで環境負荷を大幅に低減する営農活動に対して交付金を支払う事業。

5 企業の社会貢献活動

企業は社会的存在としての法令遵守や利益貢献といった責任を果たすだけでなく、市民や地域、社会の要請に応え、社会貢献や配慮などを自主的に行うべきであるという考えのこと。

6 カーボンオフセット

日常生活や経済活動によって排出される二酸化炭素等の温室効果ガスについて、できるだけ排出量を削減するとともに、どうしても排出される温室効果ガスについては何か別の手段を用いて相殺しようという考え方。クリーンエネルギーの開発、森林保護、植林といった事業に投資するなどの方法がある。

7 コンシェルジュ

本来、ホテルで劇場の切符や旅行の手配など宿泊客の要望や案内に対応する職務を担う職名として使われている。

第 3 章 分野別計画

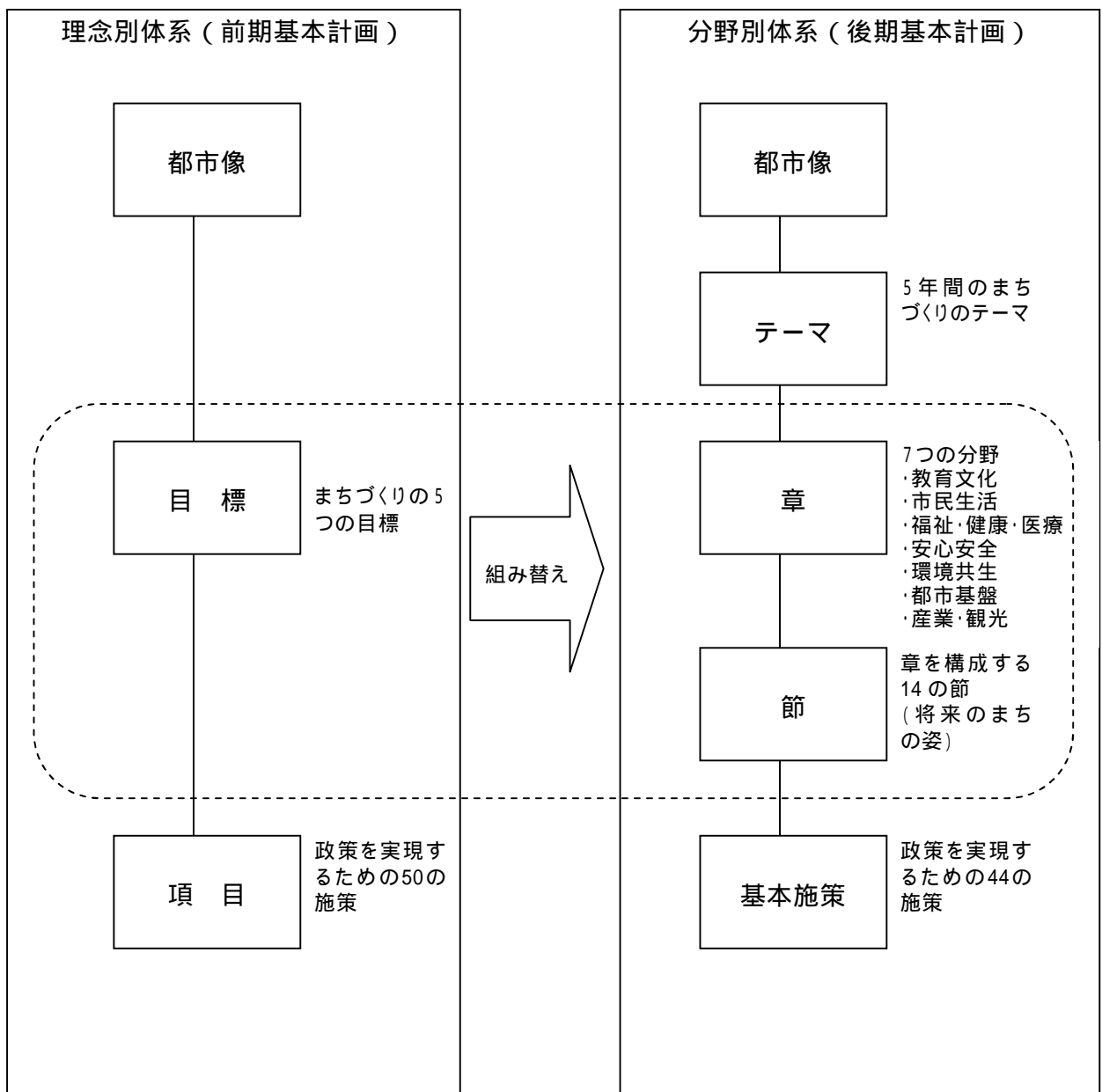
第3章 分野別計画

基本理念による構成から分野別の構成へ

前期基本計画では、基本構想に基づき、3つの基本理念のもと、本市の将来の都市像の創造の実現に向けて5つの目標を柱に位置付け、これに沿って施策（項目）を掲げました。

後期基本計画では、施策の構成をこれまでの目標別から分野別に変えることにより、計画の内容を見やすくしました。

体系の組み替え概念



分野別計画体系図

分野	節(まちの姿)	基本施策	推 進 施 策				
教育・文化	1 充実した教育環境で学べる	1 教育内容の充実	(1) 幼児教育の充実	(2) 学校教育の充実	(3) 不登校対策の充実	(4) 特色ある教育の充実	(5) 小・中学校図書館の充実
		2 教育環境の整備・充実	(1) 教育施設等の整備	(2) 学校給食の充実			(6) 特別支援教育の充実
	2 豊かな心と体を育む	1 青少年の健全育成	(1) 健全育成活動推進のための連携強化	(2) 青少年の社会参加の促進	(3) 青少年を取り巻く有害環境への対応		(7) 学校適正配置の推進
		2 生涯学習の推進	(1) 生涯学習推進体制の整備・充実	(2) 学んだ成果をまちづくりに生かすための環境の充実	(3) 社会教育関連施設の整備・充実	(4) 図書館の資料・情報及びサービスの充実	(5) 子どもの読書活動の推進
		3 文化・芸術活動の振興	(1) 文化・芸術活動の充実	(2) 文化財の保存と活用			
4 スポーツの振興	(1) スポーツを楽しむ環境づくり	(2) 子どもの体力づくり	(3) スポーツを極める人づくり				
5 国際交流・都市間交流の促進	(1) 多彩な国際交流の促進	(2) 国際化に対応したまちづくりの推進	(3) 地域間交流の促進				
市民生活	1 協働のまちづくりを進める	1 市民活動の促進	(1) 活動資源に関する支援の充実	(2) コミュニティ組織の活性化	(3) 市民活動の普及・啓発	(4) 協働のための環境整備	
		2 市民参画の推進	(1) 市民参画機会の拡充	(2) 市民参画評価システムの確立	(3) 市民参画に係る人材養成		
	2 一人ひとりが輝いて暮らせる	1 人権の尊重	(1) 人権教育の推進	(2) 人権啓発の推進	(3) 関係機関との連携		
		2 男女共同参画社会の推進	(1) 推進体制の充実	(2) 男女共同参画意識の醸成	(3) 能力発揮と就業のための条件整備	(4) 男女間における暴力の根絶	
福祉・保健・医療	1 充実した福祉で暮らせる	1 地域福祉の推進	(1) 地域福祉活動の促進				
		2 高齢者福祉の充実	(1) 介護予防の推進	(2) 高齢者を地域で支える体制づくり	(3) 生涯現役社会づくりの推進	(4) 介護サービスの充実	
		3 障害者福祉の充実	(1) 地域生活活動の充実	(2) 自立支援の充実			
		4 社会保障制度の運営	(1) 国民健康保険・長寿医療制度の健全な運営	(2) 国民年金相談体制の充実	(3) 低所得者への自立支援		
	2 安心して子育てができる	1 子育て支援の充実	(1) 子育て支援サービスの充実	(2) 保育サービスの充実	(3) 子育て相談の充実	(4) 子育て家庭・ひとり親家庭への支援	
		3 健康に暮らせる	1 健康づくりの推進	(1) 健康づくり活動の推進	(2) 保健指導等の充実	(3) 感染症対策の充実	(4) 食育の推進
2 地域医療の充実	(1) 地域医療体制の充実	(2) 救急医療体制の充実	(3) 医療機関の連携	(4) 市民病院の経営の健全化			
安心安全	1 安心安全に暮らせる	1 防犯の推進	(1) 防犯対策の充実	(2) 防犯運動の推進			
		2 交通安全の推進	(1) 交通安全意識の高揚	(2) 安全な交通環境づくり			
		3 災害に強いまちづくりの推進	(1) 防災対策の充実	(2) 地域防災活動の充実	(3) 国民保護計画の推進		
		4 消防・救急体制の充実	(1) 消防力の強化	(2) 予防体制の強化	(3) 救急救助体制の充実		
		5 市民相談の充実	(1) 相談体制の強化	(2) 啓発活動の推進			
環境共生	1 環境にやさしいまちで暮らせる	1 低炭素社会の実現	(1) 二酸化炭素排出量削減の推進	(2) 環境教育・環境学習の推進			
		2 循環型社会の実現	(1) ごみの発生・排出削減の推進	(2) 再資源化の推進	(3) 一般廃棄物の適正処理の推進	(4) 循環型社会づくりに向けた教育の推進	
		3 自然環境の保全	(1) 自然環境の保全と再生	(2) 自然環境の活用			
	2 快適な生活環境で暮らせる	1 水道水の安定供給	(1) 水質改善と管理の強化	(2) ライフラインの機能強化と整備促進	(3) 経営の安定化		
2 下水道の整備・充実		(1) 下水道施設の資産管理	(2) 汚水処理施設の整備	(3) 雨水対策の充実	(4) 下水道経営の安定		
都市基盤	1 ひと・もの・情報が交流する	1 中心市街地の整備・充実	(1) 徳山駅周辺整備事業の推進	(2) 魅力ある中心市街地の再生・充実			
		2 道路の整備	(1) 生活道路の整備	(2) 広域ネットワークの充実	(3) 生活道路の維持管理		
		3 港湾の整備	(1) 港湾基盤の強化	(2) 港湾施設の改修			
		4 交通体系の充実	(1) 公共交通機関の充実	(2) 生活交通の維持・確保			
		5 地域情報化の推進	(1) 電子自治体の推進	(2) 情報セキュリティ対策			
	2 快適な都市空間で暮らせる	1 緑の空間の創造	(1) 公園・緑地・街路樹の維持・管理	(2) 公園・緑地の整備	(3) 緑化の推進		
		2 快適な居住環境の整備	(1) 快適で安全なまちづくりの推進	(2) 良好な景観の形成	(3) 土地区画整理事業の推進		
		3 住宅の整備	(1) 住まいの安心・安全の向上	(2) だれもが住まいに困らない仕組みづくり			
4 河川・水辺空間の整備	(1) 河川・水辺の保全・整備	(2) 水に親しむ環境の整備					
産業・観光	1 活力ある産業のまちで暮らせる	1 農業の振興	(1) 農業経営基盤の強化	(2) 農業生産基盤の整備	(3) 地産地消の推進	(4) 「道の駅」の整備	(5) 快適で潤いのある農村づくり
		2 林業の振興	(1) 森林づくりに関する基本計画の策定	(2) 林業経営基盤の強化	(3) 林業生産基盤の整備	(4) 森林の適正管理	(5) 森林資源の有効活用
		3 水産業の振興	(1) 水産物の生産拡大	(2) 水産物の消費拡大	(3) 魅力のある漁村づくりと環境整備		
		4 商業の振興	(1) 商店街活性化の促進	(2) 活力ある商業の振興			
		5 工業・新産業の振興	(1) 地場産業の振興	(2) 新産業の創出			
		6 企業誘致・雇用環境	(1) 企業誘致の推進	(2) 就労支援の充実	(3) 就労環境と勤労福祉の充実		
	2 観光でまちの魅力が高まる	1 観光の振興	(1) 官民協働による観光の推進	(2) 地域資源を生かした観光の推進	(3) 観光による周南ブランドの育成	(4) 動物園リニューアルの推進	(5) 動物を身近に感じるソフト事業の展開

教育・文化

- 1 充実した教育環境で学べる
 - 1 教育内容の充実
 - 2 教育環境の整備・充実
- 2 豊かな心と体を育む
 - 1 青少年の健全育成
 - 2 生涯学習の推進
 - 3 文化・芸術活動の振興
 - 4 スポーツの振興
 - 5 国際交流・都市間交流の促進

- 1 充実した教育環境で学べる

- 1 - 1 教育内容の充実

1 . 現状と課題

- 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培ううえで極めて重要な時期であり、幼児一人ひとりの特性に応じた教育の充実が求められています。
- これからの社会を生きる子どもたちには、基礎的な知識・技能や思考力、創造力など、「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」など知・徳・体のバランスがとれた「生きる力」を育むための教育が求められています。
- 各学校では、創意と工夫により地域の自然や文化等を生かした特色のある教育を推進するとともに、豊かな心を育む道徳教育や学級活動などの特別活動に、家庭や地域住民と連携して取り組んでいます。
- いじめや不登校等に対しては、引き続き生徒指導や教育相談体制の充実を図るとともに、適応指導教室の実施、学習支援員の派遣など適切な対応に努める必要があります。
- 特別に支援の必要な児童生徒等に対しては、それぞれに必要な支援・指導を積極的に推進する必要があります。
- 子どもたちが地域の一員として自覚がもてるように、家庭だけでなく地域との連携を深めるとともに、地域に開かれた学校づくりなど、多様性と柔軟性に富んだ学校運営の更なる充実を図る必要があります。
- 教育環境の充実と十分な教育効果を得るため、保護者や地域関係者の理解と協力を得ながら、学校の適正配置を推進していく必要があります。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 教職員の指導力向上を目指し、指導主事の学校訪問を通して教職員研修会の活性化に取り組みました。
- A E T（英語指導助手）を増員配置し、小学校の外国語活動、中学校の英語教育の充実に取り組みました。
- 学校図書館指導員の増員配置により、読書に親しむ環境づくりや読書活動の充実に努めました。
- いじめ防止対策として、学校内の教育相談の充実を図るとともに、早期発見、早期解決に全校体制で取り組みました。
- 不登校対策として、不登校傾向にある児童生徒に対し適応指導教室の実施や学習支援員の派遣に取り組みました。
- 特別に支援の必要な児童生徒のために生活指導員及び介助員を配置するとともに、関係教職員等を対象とした専門知識の習得等を目的とした研修会を開催しました。
- 幼稚園において、特別な配慮を必要とする幼児に対応するための支援のあり方について調査研究を実施しました。
- 「学校再配置計画策定協議会」を設置し、学校規模及び学校配置のあり方について答申を受けました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「幼児教育や義務教育などの充実」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	4.0%	34.3%	16.6%	6.6%	27.0%	11.6%

3. 基本方向

子どもたち一人ひとりの特性や能力を伸ばし、豊かな心の育成を基本として、「確かな学力」、「生きる力」を育む教育の充実を図ります。

4. 推進施策の展開

(1) 幼児教育の充実

- 幼児一人ひとりの個性を尊重し、可能性を伸ばす教育の充実に努めます。
- 幼児期の教育の重要性を再認識し、地域との連携を図りながら、各幼稚園において特色のある取り組みを推進します。

(2) 学校教育の充実

- 新学習指導要領の完全実施に向けて、改訂の主旨の理解と円滑な移行について取り組みます。
- 基礎や基本の確実な定着と個性を伸ばす教育を推進し、自ら学び活動できる子どもの育成に努めます。
- 命を大切にし、他人を思いやる心を育てる「共に生きる教育」の推進を図るなど、「生きる力」を育む教育の充実に努めます。

(3) 不登校対策の充実

- 学校と家庭、関係機関との密接な連携を通して、不登校の未然防止に取り組みます。
- 大津島ふれ愛スクールをはじめ、適応指導教室や学習支援員の派遣などの不登校対策事業を通して、児童生徒の学校復帰に取り組みます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
不登校の児童生徒のうち登校できるようになった児童生徒の割合（％）	平成19年度	平成26年度	「学校復帰した児童生徒数 ÷ 不登校児童生徒数 × 100」 不登校：3か月以上継続して欠席した児童生徒
	34	50	

(4) 特色ある教育の充実

- ふるさとから学ぶ教育活動を通して、ふるさとを愛する心の育成に取り組みます。
- 地域と連携して豊かな体験活動を実施したり、環境問題や国際化・情報化に対応する能力を育てるなど、特色ある教育の充実を図ります。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
A E T（英語指導助手）の人数（人）	平成19年度	平成26年度	A E Tの人数 平成21年度学校数：小学校 = 33校、中学校 = 17校
	4	8	

(5) 小・中学校図書館の充実

- 学校図書館図書標準¹に定められた蔵書数の確保と充実に努めます。
- 学校図書館活用推進員の配置を拡充し、読書活動の推進と学習支援の充実に図ります。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
学校図書館図書標準の未達成の学校数（校）	平成19年度	平成26年度	学校図書館図書標準の未達成な学校数 平成21年度学校数：小学校 = 33校、中学校 = 17校
	29	0	
学校図書館活用推進員の配置学校数（校）	平成20年度	平成26年度	図書館活用推進員が配置されている学校数 平成21年度学校数：小学校 = 33校、中学校 = 17校
	2	8	

(6) 特別支援教育の充実

- 特別に支援の必要な幼児及び児童生徒のために障害児補助及び生活指導員・介助員を配置し、発達障害児等に係わる支援教育を充実します。

(7) 学校適正配置の推進

- 教育環境を充実させ十分な教育効果を得るため、小・中学校の学校適正配置を推進します。

5. 主要事業

- 特別支援教育推進事業
特別に支援の必要な幼稚園児のために補助職員を配置し、特別支援教育の推進を図る事業。
- 大津島ふれ愛スクール事業
小規模校のよさや特色を生かし、不登校及び不登校傾向にある児童生徒を大津島小・中学校に受け入れる事業。
- 学校図書館活用推進事業
司書資格を有し経験豊富な図書館司書を配置し、学校図書館の充実に図る事業。
- 英語教育推進事業
小・中学校にA E T（英語指導助手）を配置し、英語教育の充実と国際理解教育の推進を図る事業。
- 生活指導推進事業
特別に支援の必要な児童生徒のために生活指導員及び介助員を配置し、支援教育の推進を図る事業。
- 充実した学校生活サポート事業

地域の特性や人材を活かした特色ある学校づくりを推進するとともに、芸術劇場の鑑賞等の貴重な体験を通して、豊かな心と感性を育む教育に取り組む事業。

用語説明

1 学校図書館図書標準

旧文部省が設定した学校図書館の図書の整備を図る際の蔵書数の目標で、小・中学校別で学級数に応じた蔵書数が設定されている。

- 1 - 2 教育環境の整備・充実

1. 現状と課題

- 老朽化した学校施設については、計画的に改築・修繕を行っていますが、早期の耐震化が緊急の課題となっています。
- 学校給食は、5箇所の学校給食センターと2箇所の単独校（親子方式）により、全小・中学校と1幼稚園に給食を提供していますが、施設の老朽化が進んでいます。
- 栄養バランスのとれた安心・安全な学校給食の提供が求められています。

2. 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 校舎等の定期的な安全点検や各学校からの要望に基づき、修繕・改修等を行っています。
- 校舎や屋内運動場など老朽化した学校施設を計画的に改築しています。
- 耐震第1次診断を実施し、その結果をもとに「幼稚園・学校施設耐震化基本計画」を策定しました。
- すべての公立幼稚園及び小・中学校の保健室、校長室、職員室、事務室に空調設備を整備しました。
- 平成20年（2008年）7月、周南市学校給食センター建設基本計画を策定し、新センターの整備に着手しました。

3. 基本方向

子どもたちが、安心・安全に学び、「生きる力」を育むことができるよう教育環境等の整備・充実に努めます。

4. 推進施策の展開

(1) 教育施設等の整備

- 定期的な安全点検を実施するとともに、施設の修繕・改修を進め、安全な教育環境の整備に努めます。
- 老朽化した施設については、計画的な改築・修繕を進めます。
- 耐震化が必要な施設は、計画的に補強工事などの耐震化を実施します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
幼稚園及び小・中学校の施設の耐震化率（％）	平成20年度	平成26年度	幼稚園及び小・中学校の全棟数に対する耐震性のある棟数の割合。 対象となる全棟数：174棟
	46.0	90.0	

(2) 学校給食の充実

- 「学校給食センター建設基本計画」に基づき、学校給食衛生管理基準¹に適合した給食センターを整備し、安心・安全でおいしい給食の提供に努めます。

- 学校等避難場所付近に施設を整備することにより、災害時の食事が提供できるようにします。
- 生産者の顔が見える安心・安全な食材を使用し、地域の特性を生かした学校給食に取り組みます。
- 学校給食を生きた教材として活用し、学校における食育の一層の推進を図ります。

5 . 主要事業

- 幼稚園・小学校・中学校施設管理事業
安全点検や修繕要望調査に基づいた施設の修繕・改修などの事業。
- 各幼稚園・小学校・中学校改修事業
外壁改修工事や屋根防水工事などの大規模な改修事業。
- 小学校・中学校屋体建設事業
老朽化した小・中学校の屋体建設事業。
- 幼稚園・小学校・中学校耐震化事業
耐震診断結果に基づいた耐震補強工事などの改修事業。
- 学校給食センター建設事業
新センターの建設、鹿野学校給食センターと大津島小学校調理場の改修事業。
- 学校給食管理運営事業
- 児童生徒・教職員健康管理事業
学校環境衛生の維持・改善に努める中で、児童生徒並びに教職員の健康保持・増進を図る事業。

用語説明

1 学校給食衛生管理基準

学校給食の実施に必要な施設や設備の整備、調理の過程における衛生基準など学校給食の適切な衛生管理を図る上で維持されることが望ましいとされる基準。

- 2 豊かな心と体を育む

- 2 - 1 青少年の健全育成

1. 現状と課題

- 子どもを取り巻く社会環境の変化により、非行や不登校、ひきこもり、虐待、いじめなど、様々な問題が深刻化しています。
- パソコンや携帯電話などの普及により、インターネットを利用する子どもが増えてきていますが、同時に、インターネットの利用が原因の事件や事故も増加しており、子どもたちを犯罪から守る取り組みが急務となっています。
- 子どもたちの放課後の安全な居場所づくりを目的とした「放課後子どもプラン」を推進するため、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携を深める必要があります。
- 子どもたちの経験不足からくる問題に対応するため、自らが参加し体験学習できる機会の提供が必要です。
- 家庭、地域、学校、行政との連携を強化し、様々な分野にまたがる子どもの育成の施策を効果的、機能的に取り組むことが必要です。

2. 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 周南市青少年健全育成プラン「元気こどもゆめプラン周南」を策定し、各施策を推進しました。
- 「周南市青少年育成市民会議」の活動を支援し、市民の手による「地域で子どもを育て、見守る運動」に取り組みました。
- 「放課後子ども教室推進事業」で地域の皆さんの協力、支援により、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施しました。
- 大田原自然の家を活用し、自然学習や生活体験の場を提供しました。
- 小中学生による「元気こども会議」、「少年の主張大会」や子どもが主役の「元気こどもゆめまつり」を開催しました。また、若者自らが企画実施する「成人式」や「周南やんちゃ祭」など、青少年の社会参加を進めてきました。
- 青少年育成センターでは、学校や警察署と連携し、少年の非行防止や環境浄化活動に取り組みました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「青少年の健全育成」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
20歳代～40歳代	1.4%	31.0%	24.6%	10.7%	30.7%	1.6%

「20歳代～40歳代」：青少年を子どもに持つと思われる親世代

3. 基本方向

家庭、地域、学校、行政が連携して子どもを見守り育てる活動を進め、自ら考え、自ら判断し、主体的に行動する子どもたちを育むことができる環境づく

りに努めます。

4. 推進施策の展開

(1) 健全育成活動推進のための連携強化

- 周南市青少年育成市民会議の活動を支援し、地域で子どもを見守り育てる活動を促進します。
- 青少年の健全育成に関わる組織、人材、活動などの情報を家庭、地域、学校が共有できる青少年育成協働のネットワークづくりを進めます。
- 青少年の健全な成長に資するため、情報の収集、提供及び発信に努めます。
- 家庭、地域、学校が連携した家庭教育等の子どもに関する学習機会の充実を推進します。
- 子どもたちが安心して遊び、学ぶことのできる放課後の居場所づくりを進めます。
- 青少年の健全育成を担う市民や青少年リーダーの育成に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
放課後子ども教室推進事業 年間参加者(人)	平成20年度	平成26年度	放課後子ども教室の年間延べ 参加者数
	8,800	個別計画で 検討中	

(2) 青少年の社会参加の促進

- 学校や地域団体と協力して、子どものボランティア活動や地域活動への参加を促進します。
- 子どもの意見を尊重し、青少年の健全育成や地域づくりに子どもの意見を反映する機会の充実を図ります。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市イベント等への中学生・高校生ボランティア参加数(人)	平成20年度	平成26年度	1年間にイベント等へボラン ティアとして参加した中 学生・高校生の延べ数
	1,184	個別計画で 検討中	

(3) 青少年を取り巻く有害環境への対応

- 学校や警察、関係機関との連携を強化し、非行の未然防止と環境浄化活動を推進します。
- パソコンや携帯電話等によるインターネットの適切な利用についての情報モラル教育の充実や、保護者等への啓発活動の充実を図ります。

5. 主要事業

- 青少年育成協働ネットワーク事業
周南市青少年育成市民会議と連携した地域ぐるみの青少年健全育成事業。
- 青少年育成センター事業
少年の非行防止(補導)及び環境浄化活動。
- 放課後子ども教室推進事業

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安心・安全な子どもの活動拠点(居場所)を設け、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業。

- 少年の主張大会事業

家庭、地域、学校を含めた社会全体が、児童・生徒の作品を通して、非行防止や健全育成の意識を高めるための事業。

- 家庭教育支援事業

子育てをする親が抱える悩みを解消するためのアドバイスをする講師を派遣し、子育てに関する学習の機会を提供し、子どもへの接し方などを再認識してもらう事業。

- 子育てステップアップ講座開催事業

学校行事などの機会を利用し、子育ての情報や知識を習得してもらう事業。

- 成人式開催事業

新成人の門出を祝福し激励するとともに、大人として認められた権利と責任に対する自覚を促すことを目的に、若者自らが企画し実施する事業。

- 体験活動ボランティア活動支援センター運営事業

青少年ボランティアを募集する側と、活動希望者とをコーディネートすることにより、円滑な体験やボランティアを支援する事業。

- 2 - 2 生涯学習の推進

1. 現状と課題

- 「周南市生涯学習推進プラン」に基づき、生涯学習の推進に努めています。
- 各地区公民館では、各種教室・サークル活動の支援や各種団体との連絡調整を行うほか、公民館利用者と連携してイベントの開催など、地域のコミュニティを支援しています。
- 多くの社会教育施設では老朽化が進んでいるため、施設整備を計画的に進めていく必要があります。
- 現在の生涯学習センターは、貸館機能や市民交流スペースがないほか、情報発信コーナーが不足するなど拠点施設としての機能が十分に果たせない状況にあります。
- 市内の社会教育施設や高等教育機関、民間教育事業者、NPO等が必要に応じて連携できる体制づくりや市民がいつでも学習情報を入手でき、学習相談や交流を行うことのできる新たな拠点施設の整備が必要です。
- 図書館では、市民の多様なニーズに対応するため資料・情報の収集、インターネットによる蔵書予約や移動図書館等のサービスを展開しています。
- 地域や住民に役立つ情報提供サービスなど、図書館機能の充実が求められています。

2. 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 地域づくりへの興味関心を高めることを目的とした「団塊生き方塾（団塊世代きらめき支援事業）」や民間の自主的な活動として「周南再生塾」が開催されるなど、まちづくりを担う人材を育成する講座を開催しました。
- 地域の歴史を探り地域への関心を高めることを目的とした「周南ふるさと歴史講座」など特色ある講座を開催し、学習機会の提供を積極的に行いました。
- 市内5館の図書館情報システムを統合し、インターネットによる蔵書予約システムを導入しました。
- 家庭・学校・地域が連携して子どもの読書環境を整備し読書活動を進めるため平成20年（2008年）11月に「周南市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「生涯学習の推進」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	2.5%	29.8%	17.7%	5.5%	32.6%	12.0%

3. 基本方向

市民の自主的、継続的な学習活動を支援するとともに、学んだ成果をまちづくりに生かすための生涯学習環境の整備・充実に取り組みます。

4. 推進施策の展開

(1) 生涯学習推進体制の整備・充実

- 「(仮称)第2期周南市生涯学習推進プラン」に沿って、市全体で生涯学習を推進する体制を整備します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
しゅうなん出前トークの利用率(件)	平成20年度	平成26年度	しゅうなん出前トークの年間延べ利用件数
	232	300	

(2) 学んだ成果をまちづくりに生かすための環境の充実

- 市民の自主的、継続的な学習活動を支援するための環境の充実に努めます。
- 多様なニーズや、少子高齢化や環境問題をはじめとした現代的課題に対応した講座の開催など学習機会の提供に努めます。
- 学んだ成果を地域のまちづくり活動に生かすことができるような場を積極的に提供していきます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
生涯学習センターを拠点に活動するボランティア数(人)	平成20年度	平成26年度	生涯学習センターが主催する講座の企画や運営を行うボランティアの人数
	38	100	

(3) 社会教育関連施設の整備・充実

- 今後ますます高度化、多様化する市民のニーズに対応するため、生涯学習を推進する拠点施設「(仮称)学び・交流プラザ」を整備します。
- 老朽化した地区公民館などの社会教育施設は、計画的な整備・改修に努めます。

(4) 図書館の資料・情報及びサービスの充実

- 利用者の多様なニーズに対応した資料・情報の充実に努めます。
- 歴史や文化等に関する地域資料の収集保存や情報提供に努めます。
- だれもが利用しやすい読書環境の提供に向け、インターネットによる蔵書予約システムや移動図書館等のサービスを提供します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市立図書館の図書資料数(冊)	平成20年度	平成26年度	市立図書館5館の蔵書数
	572,478	600,000	
館外貸出利用者延べ数(人)	平成20年度	平成26年度	1年間に市立図書館から館外に図書等の貸出を利用した延べ人数
	203,642	214,000	

(5) 子どもの読書活動の推進

- 学校図書館との連携を図りながら、図書館の児童図書コーナーの充実や幼児・児童を対象としたお話会の開催等により、子どもが読書に親しむことができる環境づく

りを推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
児童向け行事延べ参加者数 (人)	平成20年度	平成26年度	市立図書館で開催する児童向けの読み聞かせなどの行事への年間延べ参加者数
	1,640	2,000	

5 . 主要事業

- 生涯学習推進体制整備事業
「(仮称)第2期生涯学習推進プラン」に基づき新たな体制を整備する事業。
- 学び交流プラザ整備事業
生涯学習推進の中核的施設となる「(仮称)学び・交流プラザ」を整備する事業。
- 図書館資料整備事業
利用者のニーズに対応した資料を収集する事業。

- 2 - 3 文化・芸術活動の振興

1. 現状と課題

- 文化会館や美術博物館、郷土美術資料館などの文化施設を拠点に、市民に魅力ある音楽や美術に親しみ鑑賞する場の提供に努めています。
- 市内各地では、個人や団体自らが公民館等を活用した文化・芸術活動を行い、その成果を発表するための展覧会や音楽会等が開催されており、本市の文化・芸術振興に重要な役割を担っています。
- 市民の文化度を高めるため、文化会館や美術博物館などの文化施設で継続的な自主企画事業を展開し、質の高い芸術にふれる機会を提供していく必要があります。
- 市内には、国指定5件、県指定15件、市指定66件の指定文化財と、7件の登録有形文化財（平成21年（2009年）3月末現在）があり、また、各地域で伝承されている伝統芸能を保存する団体は25団体あります。
- 地域の歴史や文化は、貴重な地域の資源であり、今後も保護・保存に努める必要があります。
- 八代地区のナベヅルについては、渡来数が年々減少を続けており、減少傾向に歯止めがかかっていません。
- ナベヅルにとって快適な環境づくりが重要であり、ネグラ整備や餌場などの環境整備に取り組む必要があります。

2. 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 文化会館や美術博物館において、コンサートや展覧会など文化振興財団と連携して開催しました。
- 伝統芸能大会を開催するなど、伝統芸能や民俗芸能など郷土文化の伝承に取り組みました。
- ナベヅルの増羽を図るため保護施設を整備するとともに、鹿児島県出水市からの9羽（平成20年度まで）の保護ヅルの移送事業に取り組みました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「文化・芸術活動の促進」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	3.3%	32.8%	17.2%	6.7%	27.2%	12.7%

3. 基本方向

優れた文化・芸術にふれる機会を充実するとともに、市民主体の文化・芸術活動の振興や郷土の特色ある歴史や文化の伝承を図り、文化の香るまちづくりを進めます。

4 . 推進施策の展開

(1) 文化・芸術活動の充実

- 関係団体と連携しながら質の高い舞台芸術、展覧会、講演会など、特色ある本物の文化・芸術の鑑賞機会の提供に努めます。
- 周南文化協会をはじめ自主的な活動団体や市民自らが行う市民参加型の文化・芸術活動の発表の場の提供に努めるとともに、こうした活動への市民の参加を促進します。
- 短歌などの創作活動を通じて子どもたちが文化・芸術にふれあえる機会を増やし、豊かな感性を育む機会の提供に努めます。
- 関係団体と連携しながら情報誌の発行やホームページの活用など文化・芸術に関する情報収集や市民への情報提供、情報発信の充実に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
文化会館利用者数（人）	平成20年度	平成26年度	文化会館の年間延べ利用者数
	271,598	280,000	
美術博物館利用者数（人）	平成20年度	平成26年度	美術博物館の年間延べ利用者数
	112,790	115,000	
市美術展の出品点数（点）	平成20年度	平成26年度	市美術展への出品点数
	250	300	

(2) 文化財の保存と活用

- 文化財等の保護に努めるとともに、市民がふれあえる機会の提供に努め、積極的な活用を図ります。
- 周南郷土伝統芸能大会の開催などを通じ、伝統芸能や民俗芸能など郷土文化の伝承に努めるとともに、保存・伝承活動を支援します。
- ナベヅルの保護については、ネグラ等の環境整備を進めるとともに、移送事業を継続します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
文化財指定等の件数（件）	平成20年度	平成26年度	国・県・市から指定された文化財や登録有形文化財等の数
	93	100	
周南郷土伝統芸能大会の参加団体数（団体）	平成20年度	平成26年度	周南郷土伝統芸能大会への参加団体数
	14	25	

5 . 主要事業

● 文化施設整備事業

文化会館などの文化施設において快適な鑑賞環境、高いレベルの鑑賞機会などを提供する事業。

- 美術博物館特別展覧会開催事業
特色ある優れた芸術にふれる機会を提供する事業。
- 鶴保護対策事業
特別天然記念物「八代のツル及びその渡来地」の保護を進める事業。

- 2 - 4 スポーツの振興

1. 現状と課題

- 多様化するスポーツニーズへの対応や豊かなスポーツライフの実現に向けて、生涯を通じてスポーツを楽しむことのできる環境の整備に努めています。
- スポーツ人口のすそ野を広げるため、スポーツ教室やイベントの開催、またこれらに関する情報提供をしています。
- 子どもの体力低下が指摘される中、健全な心と身体を育成し、スポーツに親しむ機会を充実させるために、地域と学校との連携が求められます。
- 生涯スポーツを推進するためには、指導者の養成・確保が求められ、さらなる資質の向上に努める必要があります。
- 周南市体育協会や地域のスポーツ振興団体の活動を支援するとともに連携しながら、子どもから高齢者、初心者からトップレベルの競技者まで、個々のニーズに応じたスポーツ活動ができる体制づくりが必要です。
- 競技スポーツの振興を図り、プロスポーツや全国規模の大会を誘致、開催するためには、施設の整備充実や老朽化の著しい施設の改修などの整備が必要となっています。
- 平成23年（2011年）の山口国体の開催に向け、施設の整備・改修等に取り組む必要があります。

2. 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- スポーツ振興計画「元気しゅうなんスポーツプラン」を策定しました。
- 総合型地域スポーツクラブ¹の育成に努め、新しいクラブも設立されました。
- 地域のスポーツ団体の活動を支援し、市内全域32地区による周南市スポーツ振興委員会を組織し、研修会を実施しました。
- スポーツ活動の機会の提供として、スポーツ・レクリエーション行事を開催するほか、指導者、スポーツボランティア等の養成講座を実施しました。
- 全天候型の庭球場を整備する等、スポーツ施設の整備、充実に取り組みました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「スポーツ・レクリエーションの振興」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	4.9%	35.6%	15.9%	5.5%	26.4%	11.7%

- 市民アンケート調査の結果：「スポーツへの取り組み」

週5日以上	週3、4日程度	週1、2日程度	月1、2日程度	ほとんどして いない	全くして いない	無回答
8.2%	12.0%	16.7%	12.1%	21.5%	25.8%	3.8%

3. 基本方向

だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる豊かな生涯スポーツ社会の実現とスポーツを通じた子どもの健全育成を図ります。

4. 推進施策の展開

(1) スポーツを楽しむ環境づくり

- それぞれのライフステージにおいて、興味や関心をもち継続してスポーツに親しめる機会や環境づくりに取り組みます。
- 市民のスポーツ活動を支える指導者やスポーツ事業の企画、立案者など多彩な人材の確保や養成に努めます。
- だれもが気軽に楽しむことができるスポーツ施設の確保に努めます。
- 野球場など山口国体の会場となる施設をはじめ、スポーツ施設の整備、改修を進めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
週1回以上スポーツに取り組む人の割合(%)	平成20年度	平成26年度	週1日以上何らかのスポーツに取り組んだ人の割合 (平成20年度実施：周南市市民アンケート調査)
	36.9	50.0	

(2) 子どもの体力づくり

- 子どもの体力の向上を図るためラジオ体操や外遊び、スポーツの重要性の啓発に努めます。
- 多様なニーズに対応できるスポーツ指導者の養成や確保のため学校と地域が連携し、スポーツ活動の機会を提供することに努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
小中高校生の休日スポーツ実施率(%)	平成18年度	平成26年度	学校の休みの日にスポーツをしている子どもの割合 (平成18年度実施：周南市小中高校生のスポーツに関する市民意識調査)
	38.0	50.0	

(3) スポーツを極める人づくり

- 競技スポーツの一層の充実のために関係団体などが連携し競技力向上へ一体となった体制づくりや施設の整備に努めます。
- 指導者について、高い専門的な能力をもつ有資格者の養成や発掘、研修の機会を設け資質の向上を図ります。
- 山口国体をはじめトップレベルの競技大会を誘致、開催することにより、見る・触れる機会の拡充に努め、市民のスポーツへの関心を高め競技力の向上を目指します。
- 全国レベルの大会で活躍できるアスリートの育成を目指します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
スポーツ栄光賞受賞者の累計者数（人）	平成20年度	平成26年度	全国大会等で優秀な成績を収めた選手や団体に対する表彰の累積者数
	424	500	

5. 主要事業

- 地区スポーツ振興事業
市民が日常的にスポーツに親しむための地区スポーツの振興を図る事業（総合型地域スポーツクラブの推進）。
- スポーツボランティア養成事業
スポーツイベントや地区組織などでスポーツを「ささえる」人材を養成する事業。
- スポーツリーダーバンク事業
スポーツニーズに応えるため指導者の登録制度事業。
- 体育施設整備事業
体育施設の整備、改修する事業。
- 野球場リニューアル事業
電光掲示板の整備など周南市野球場をリニューアルする事業。

用語説明

1 総合型地域スポーツクラブ

人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるものであり、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

- 2 - 5 国際交流・都市間交流の促進

1. 現状と課題

- 姉妹都市として、タウンズビル市（オーストラリア）、デルフザイル市（オランダ）、サンベルナルド・ド・カンポ市（ブラジル）の3市と提携を結んでおり、行政交流をはじめ、青少年の相互交流等を中心に市民交流を進めてきました。
- 市内には39か国、約1,300人（平成21年（2009年）3月末現在）の外国人が暮らしており、留学生等を含め増加傾向にある中で、外国人にとっても暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。
- 高度情報化社会の実現や世界のグローバル化により、ひと・もの・情報等の交流が活発化し、外国や外国人が身近なものになってきました。
- 国際交流を主体とした市民活動団体は増加傾向にあります。
- 平成20年（2008年）にツルを縁とした繋がりにより、鹿児島県出水市と友好都市の提携を行いました。今後、ツルの関連だけでなく市民相互の交流を促進していく必要があります。

2. 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- デルフザイル市及びタウンズビル市へ青少年訪問団を毎年、交互に派遣し、姉妹都市との友好親善に努めました。
- サンベルナルド・ド・カンポ市から少年野球チームを招請し、市内の野球スポーツ少年団との交流を図りました。
- 民間国際交流団体と協力し、様々な活動を行い、在住外国人との交流を深めました。
- 在住外国人のための日本語講座を関係団体と協力して開催しました。（24回/年）
- 中国の都市と新たな友好都市を目指した協議を行いました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「国際交流など国際化への対応」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	1.4%	15.8%	14.8%	6.4%	48.6%	12.8%

3. 基本方向

海外や国内の地域の人々との交流を促進するとともに、国際社会に対応した人づくりや環境整備に努め、日本人住民と外国人住民の共生を推進します。

4. 推進施策の展開

(1) 多彩な国際交流の促進

- 姉妹都市を中心に市民レベルを中心とした国際交流活動を支援します。
- 民間の国際交流団体の活動を支援し、国際交流の機会をより広く、より身近に提供

することで、市民の国際理解を深めます。

- 国際理解を深め、国際性豊かな人材育成に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
国際交流事業参加者数(人)	平成20年度	平成26年度	姉妹都市交流事業、地域国際交流事業への年間延べ参加者数
	500	1,000	

(2) 国際化に対応したまちづくりの推進

- 外国語による便利帳やホームページ、パンフレット、案内標示板の整備など、外国語による情報提供を進めます。
- 市民活動団体等と連携し、外国人の日本語習得のための学習や事業等に対する支援を進めます。

(3) 地域間交流の促進

- 友好都市である出水市とのツルを中心とした交流はもちろんのこと、様々な幅広い分野での市民レベルでの交流を促進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
出水市との交流事業参加者数(人)	平成20年度	平成26年度	国内友好都市の出水市との交流事業への年間延べ参加者数
	100	500	

5. 主要事業

- 姉妹都市交流事業
姉妹都市との青少年相互訪問事業や教育、文化、スポーツ、経済等様々な分野での相互交流事業。
- 地域国際交流事業
国際交流団体への支援及び在住外国人のための環境整備、並びに地域住民との交流イベントの提供などの事業。
- 国内友好都市交流事業
出水市との民間団体を含めた相互交流事業。

市民生活

- 1 協働のまちづくりを進める
 - 1 市民活動の促進
 - 2 市民参画の推進
- 2 一人ひとりが輝いて暮らせる
 - 1 人権の尊重
 - 2 男女共同参画社会の推進

- 1 協働のまちづくりを進める

- 1 - 1 市民活動の促進

1 . 現状と課題

- 本市では、自治会や小学校区を単位としたコミュニティ推進組織等による地縁型市民活動をはじめ、福祉、教育、文化、環境など共通の関心・目的を実現するために行われるテーマ型市民活動など、幅広い分野において市民活動¹が展開されています。
- これらの市民活動は、きめ細かな公共サービスの提供や新たな社会問題への対応等の面で心強い担い手としての役割が期待されています。
- 市民活動は、市民にとって自らが主体的にまちづくりに参画し、力や知恵を発揮して社会貢献のできる生きがい・活動の場ともなりつつあります。
- 今後さらに、情報、資金、人材、活動場所の4つの活動資源が、市民活動に提供される仕組みづくりに努めるとともに、市民活動に対する支援の機運を醸成していくことにより、本市における市民活動を一層促進することが必要です。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- コミュニティ推進組織の未形成地区において、説明会等を実施し、平成21年（2009年）3月には市内全域の31地区にコミュニティ推進組織が形成されました。
- コミュニティ推進組織に対して活動補助等を実施し、地域の特性を生かした活動を支援しています。
- 市民活動の拠点となる「市民活動支援センター」を運営し、平成21年（2009年）3月には320を超える市民活動団体が支援センターに登録し、広範な分野にわたる活発な活動を行っています。
- 「市民活動促進協議会」を設置し、広く市民からの意見をいただきながら、市民活動に対する支援を行いました。
- 平成21年（2009年）2月に、本市における市民活動を促進していくにあたっての基本方針や具体的施策を掲げた「市民活動促進指針」を策定しました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「コミュニティ活動の充実」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	2.9%	32.4%	15.1%	3.7%	33.8%	12.1%

3 . 基本方向

人と人との連帯意識や信頼のきずなが再生され、魅力と活気あふれる市民自治文化が創造されることを目指し、市民活動を支援します。

4 . 推進施策の展開

(1) 活動資源に関する支援の充実

- 市民活動に関する情報を収集し、インターネットなどの広報媒体を通して情報提供に努めます。
- 民間も含めた資金助成に関する情報の集約に努め、活動資金についての相談・情報提供機能を充実します。
- 市民活動に係る人材育成のため、スキルアッププログラムの研究やリーダー養成等の講座・研修会の充実を図ります。
- 市民活動団体にとって利用しやすい活動場所の確保に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市民活動相談の年間件数 (件)	平成20年度	平成26年度	市民活動に関する年間相談件数
	81	200	

(2) コミュニティ組織の活性化

- 各地域におけるコミュニティ活動の活性化を図るため、地域や団体の相互交流を促進し、連携強化を図るとともに、コミュニティ・リーダーの発掘と育成に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
コミュニティ交流集会等の 年間延べ参加者数(人)	平成20年度	平成26年度	コミュニティ交流集会等への 年間の延べ参加者数
	145	200	

(3) 市民活動の普及・啓発

- 市民活動に対する支援の機運が高まるよう市民や企業に対して市民活動の普及・啓発に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市民活動関連講座等の年間 延べ参加者数(人)	平成20年度	平成26年度	市民活動関連講座等への年間 の延べ参加者数
	648	1,000	

(4) 協働のための環境整備

- 市民活動団体と地域における多様な主体との連携・協働²をより進めていくため、市民活動団体の社会的信頼の獲得促進や市政に対する市民の参画機会の創出などに努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市民活動グループバンク登 録グループ数(団体)	平成20年度	平成26年度	周南市市民活動支援センター に登録している市民活動グル ープ数
	322	400	

5. 主要事業

- 市民活動相談事業
市民活動を始めようと考えている方々や、すでに活動している方々に対する相談事業。

- **コミュニティ推進事業**

周南市コミュニティ推進連絡協議会や各地区コミュニティ推進組織の活動を支援することにより、自主と連帯に支えられたまちづくりを推進する事業。

- **自治会集会所等建設費助成事業**

住民が行う自治会集会所等建設事業への助成を通して、地域のコミュニティづくりを推進する事業。

- **市民活動グループ交流支援事業**

市民活動グループ間の交流機会の拡大や情報交換の場の提供などを行い、活動の広がりを促進する事業。

- **市民活動講座開催事業**

市民活動の定着・発展につながる学習講座等の開催事業。

- **市民活動グループバンク事業**

市民活動グループの情報（代表者名・連絡先・活動内容等）を収集、データベース化して広く市民に公開する事業。

用語説明

- 1 市民活動

不特定多数の人々の利益や、地域住民の生活及び地域社会の維持発展を目的として行う非営利で自主的な活動。

- 2 協働

自立した主体同士が、目標を共有した上、対等な立場に立ち、それぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、協力し合うこと。

- 1 - 2 市民参画の推進

1 . 現状と課題

- 地方分権の時代を迎え、地方自治体は、自主性及び自立性を発揮して地域の実情に合った自治を展開していくことが求められており、自治の主体である市民が持つ知識や経験などを、市の施策に反映させていくことが重要です。
- 本市では、「周南市市民参画¹条例」の規定に基づき、パブリック・コメント²やワークショップ³などの様々な市民参画の方法を用いて、市民の意見を伺いながら、様々な施策を進めています。
- 市民参画手続の透明性をさらに高め、市民参画を適切に実施していく中で、市民参画条例の実効性を高めていくことが求められます。
- 市民一人ひとりが身近に感じることでできる市民参画となるように、市民参画方法の普及に努めていく必要があります。
- 市政への市民参画をきっかけとして、市民一人ひとりが地域に対する関心を高め、自らが公共の担い手となり、より豊かな周南市の実現に向けて、ともに考え、ともに行動していくことが必要です。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 市民が市政に参画するために必要な基本ルールについて、市民とともに検討を重ね、平成19年（2007年）4月に周南市市民参画条例を施行しました。
- 市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するため、「市民参画推進審議会」を設置しました。
- 「市民参画実施状況年次報告」を作成し、広く市民に公表しました。

年 度	市民参画に取り組んだ施策数	市民参画方法の実施件数
平成19年度	81施策	103件
平成20年度	87施策	118件

- メンバー一人ひとりの発言や持っている力を引き出しながら、参画型会議の進行役を担う「ファシリテーター」の育成を目指す講座を開設しました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「市政への参画や市民と行政の協働の推進」に対する満足度

区 分	満 足	まあ満足	やや不満	不 満	わからない	無回答
全 体	1.8%	17.8%	20.7%	9.6%	37.2%	12.9%

3 . 基本方向

市民参画条例の実効性を高め、より一層市民が市政に参画できる環境づくりを進めます。

4 . 推進施策の展開

(1) 市民参画機会の拡充

- 市民一人ひとりが、いつでも・だれでも、自由に参画することができる多様な市民参画方法や仕組みを整備し、市の施策等を進める中で、市民参画手続を実践します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市民参画を実施した施策数 (施策)	平成20年度	平成26年度	パブリック・コメントやワークショップなどの市民参画方法を用いて、市民の意見等を伺いながら進めた年間の施策数
	87	100	

(2) 市民参画評価システムの確立

- 市民参画の推進を図るとともに、市民参画手続の透明性を高めるため、毎年度の市民参画の実施状況について、審議、評価し、結果を公表するシステムを確立します。

(3) 市民参画に係る人材養成

- 中立的な立場で円滑に会議の進行を行うことのできる司会進行役やファシリテーター（促進者）の人材確保を図ります。
- 市民参画の視点を持ち市民パワーを最大限に引き出し生かすことのできる職員の育成を図ります。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市民参画関連講座等の年間延べ参加者数（人）	平成20年度	平成26年度	市民参画関連講座等への年間の延べ参加者数
	197	250	

5 . 主要事業

- 市民参画推進審議会の設置・運営
市民参画条例の実効性を高め、推進していくため、市民参画推進審議会を設置し運営する事業。
- 市民参画実施状況年次報告の作成・公表
市民参画手続の透明性を高め、市民参画を推進していくため、年間の市民参画実施状況を作成し公表する事業。
- 市民参画の普及啓発
市民参画方法を普及し、市民参画を担う人材を養成する事業。

用語説明

1 市民参画

市の機関が行う施策に市民の意見、提案等を反映させるため、その企画立案から実施、評価に至るまで、市民が主体的に参画すること。

2 パブリック・コメント

市の機関が施策を定めるとき、その原案を公表して、書面等により広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する方法。

3 ワークショップ

市の機関が施策を定めるとき、市民と市の機関又は市民同士が問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通して、案を作り上げていく方法。

- 2 - 1 人権の尊重

1 . 現状と課題

- 現在の人権問題は多様化・複雑化しており、課題ごとの施策だけでは対応できなくなっています。
- 周南市の施策をより効果的なものとするために、また、行政区域を越えた問題を解決するために国や県、関係機関との連携を図る必要があります。
- 人権問題は行政だけでなく社会全体で取り組まなければならない問題であり、市民を巻き込んだ人権教育・啓発の推進体制づくりが求められています。
- 効果的な人権教育・啓発の取り組みとして、幅広い世代が経験し、共感できる行事を開催する必要があります。
- 市民が抱える様々な人権問題に対応するために、相談・支援体制の整備・周知が必要となっています。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 市役所内を横断的につなぐ「周南市人権施策推進連絡会議」を組織し、人権行政を総合的に調整できる体制を整えました。
- 様々な人権課題に対応したセミナーや公民館、学校を拠点にした地域での講演会の開催など学習機会を提供しました。
- 周南人権擁護委員協議会など関係機関との連携をとりながら、人権相談事業や啓発活動を支援しました。
- 今後の人権施策に役立てるため、「人権に関する意識調査」を実施しました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「人権の尊重と男女共同参画社会の実現」に対する満足度

区 分	満 足	まあ満足	やや不満	不 満	わからない	無回答
全 体	2.3%	23.2%	17.0%	5.8%	39.2%	12.5%

3 . 基本方向

「あらゆる人の人権が尊重されるまち」の実現を目指し、市民の身近な地域や学校を拠点とした推進体制の充実に努めます。

4 . 推進施策の展開

(1) 人権教育の推進

- 学校、地域社会、企業職場等のあらゆる場を通して、学習機会の充実に努めます。
- 様々な人権課題に対応するため、学習・研修資料等の整備・充実に努めます。

(2) 人権啓発の推進

- 「人権に関する意識調査」を活用し、市民の意見を反映した人権施策を実現できる体制づくりを行います。
- 人権の花運動¹を展開し、児童が協力して花を育てる取り組みを通して、子どもの人権感覚を育みます。
- 多様化・複雑化した人権課題に対応できる体制の充実に努めます。
- 人権に配慮した行政の実現に努めます。

(3) 関係機関との連携

- 関係機関と連携して、特設人権相談所などを開設し、市民が抱える人権問題の解決を支援します。

5 . 主要事業

- 人権教育研修事業
地域、教職員、保護者や企業を対象とした人権研修会等の開催事業。
- 人権啓発事業
人権講演会等を通して人権啓発を推進する事業。
- 周南人権擁護委員協議会支援事業
周南人権擁護委員協議会の活動を支援する事業。

用語説明

1 人権の花運動

児童が協力して花を育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを学び、情操豊かで、思いやりのある心を育むことを目的とした運動。

- 2 - 2 男女共同参画社会の推進

1. 現状と課題

- 男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別や世代にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、活力ある地域づくりのために重要な課題となっています。
- 家庭・職場・地域において男女共同参画への意識は変化しているものの、引き続き男女平等理念の普及を図る必要があります。
- 市の審議会等の女性委員が占める割合は、平成21年（2009年）4月1日現在で25.1%であり、目標とする40%を下回っており、行政の政策や方針決定の場に女性が参画できるよう積極的な取り組みが必要です。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）¹に関する相談件数が増加傾向にあり、相談窓口の周知に努め、関係機関と連携して被害者支援の充実を図っていく必要があります。

2. 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 平成16年（2004年）に「周南市男女共同参画推進条例」を制定し、これに基づいて平成17年（2005年）に「周南市男女共同参画基本計画（すまいるプラン周南）」を策定しました。
- 市民と協働での男女共同参画フォーラムをはじめ地域講座や各種セミナーを開催し、男女共同参画社会への理解を深めるための意識啓発を行いました。
- 男女共同参画推進員を研修等により市民リーダーとして養成し、市民から市民への普及啓発を各地域で図りました。
- 男女共同参画情報誌「じょいんと」やDV相談窓口紹介カードを公共施設へ設置し、相談窓口の明確化・周知を図りました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「人権の尊重と男女共同参画社会の実現」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	2.3%	23.2%	17.0%	5.8%	39.2%	12.5%

3. 基本方向

社会のあらゆる分野に男女が参画し、お互いが対等なパートナーとして個性と能力を存分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

4. 推進施策の展開

(1) 推進体制の充実

- 「男女共同参画基本計画」に基づき、施策の総合的で計画的な推進を図ります。

- 男女共同参画推進本部を軸とした全庁的な取り組みを強化するとともに、男女共同参画推進員による地域での推進活動の充実や市民組織の育成と活動支援に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
男女共同参画推進員年間活動回数（回）	平成20年度	平成26年度	男女共同参画社会実現に向けて普及・啓発などを行う推進員の年間の活動回数
	14	20	

(2) 男女共同参画意識の醸成

- 学校教育を通じて、男女共同参画についての学習機会を拡充します。
- 学習会の開催や情報誌の発行により男女共同参画に向けた意識づくりに努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
学習会等への参加者数(人)	平成20年度	平成26年度	男女共同参画意識醸成を目的とした学習講座等への年間延べ参加者数
	1,217	1,500	

(3) 能力発揮と就業のための条件整備

- 審議会等への女性の参画、女性職員の管理職への登用など、あらゆる分野での施策・方針決定過程への男女共同参画を推進します。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られ、家庭生活と社会生活の両立ができる環境づくりに努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
審議会等における女性委員登用率（％）	平成21年度	平成26年度	市の委員会や審議会などにおける女性委員が占める割合
	25.1	40.0	

(4) 男女間における暴力の根絶

- 男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメント²の根絶について啓発します。
- DV等に対する相談窓口の周知を図るとともに、県相談センター、警察署等の関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。

5. 主要事業

- 男女共同参画推進体制充实事業
- 男女共同参画啓発事業
学校、地域、職場など様々な分野での意識啓発を行う事業。
- 政策・方針決定過程への男女共同参画推進事業
- ドメスティック・バイオレンス対策支援事業
相談窓口の周知及び相談体制を充実して支援を行う事業。

用語説明

- 1 ドメスティック・バイオレンス（DV）
配偶者やパートナーなど親密な関係にある者からの暴力をいう。

2 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反して他の人を不快にさせる性的な言動をいう。

福祉・保健・医療

- 1 充実した福祉で暮らせる
 - 1 地域福祉の推進
 - 2 高齢者福祉の充実
 - 3 障害者福祉の充実
 - 4 社会保障制度の運営
- 2 安心して子育てができる
 - 1 子育て支援の充実
- 3 健康に暮らせる
 - 1 健康づくりの推進
 - 2 地域医療の充実

- 1 充実した福祉で暮らせる

- 1 - 1 地域福祉の推進

1 . 現状と課題

- 少子高齢化の進行、核家族化や単身世帯の増加に伴い、家族や地域が相互に支え、助け合う社会的なつながりは、大きく変容しています。
- 個人の尊厳を尊重する視点から、障害や要介護の有無に関わらず、できる限り住み慣れた地域で、その人らしい暮らしができるように、在宅福祉の充実、自立支援の強化が進められています。
- 福祉サービスは、行政が措置をする制度から、利用者が自ら福祉サービスを選択し、契約をする制度へ移行したことに伴い、利用者本位の福祉サービスが求められています。
- 地域には、公的な福祉サービスだけでは対応できない多様化した生活課題があり、住民が相互に助け合うシステムや環境づくりが必要です。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 安心して生活できる共生のまちづくりを目指して地域福祉計画を平成18年（2006年）3月に策定し、計画的な推進に取り組みました。
- 地域福祉計画の評価・策定委員会を設置し、外部委員による意見を反映できる体制を構築しました。

3 . 基本方向

公的な福祉サービスと住民相互で支えあう地域福祉の体制が融合するまちづくりを進めます。

4 . 推進施策の展開

(1) 地域福祉活動の促進

- 地域福祉計画の進行管理及び評価を行い、評価を反映した次期計画を策定します。
- 社会福祉協議会や地域福祉活動団体等と連携し、地域福祉の課題解決に努めます。
- 地域福祉の担い手となる民生委員・児童委員の活動を助成します。

5 . 主要事業

- 地域福祉計画策定事業
地域福祉計画の次期改定計画を策定する事業（計画期間：平成23年度～27年度）。
- 民生委員児童委員活動費補助事業
民生委員児童委員の活動に必要な費用を助成する事業。
- 社会福祉協議会運営費補助事業
地域福祉活動の推進を図るため協議会の運営を助成する事業。

- 1 - 2 高齢者福祉の充実

1. 現状と課題

- 国では高齢期を支える制度として、平成12年度に介護保険制度を創設しました。
- 現在は、介護予防に重点を置き、高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らすための「予防重視型システム」として、国・県・市の連携で運用しています。
- 本市の高齢化率¹は25.0%（平成21年（2009年）4月1日現在）で、今後、団塊の世代が高齢期を迎えることから、平成26年度の高齢化率を29.7%と見込んでいます。
- 高齢者の一人暮らし世帯や夫婦のみの世帯が増加しています。
- 高齢者が長年生活してきた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターを核として高齢者を地域で支える体制を整えることが必要です。
- 高齢者が生涯を通じて健やかで自立した生活を送り、豊富な知識や経験、技能等を生かして、いきいきと活躍できる生涯現役社会づくりを進めることが必要です。

2. 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 介護予防の推進のため、生活機能評価²を実施して介護予防対象者を早期に把握する取り組みを進めました。
- 住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、高齢者を様々な面から総合的に支援する地域包括支援センターを市内に4箇所設置しました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「高齢者福祉の充実」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
65歳以上	4.7%	32.4%	26.0%	12.1%	10.8%	13.9%

3. 基本方向

地域の特性を生かしながら、高齢者が住み慣れた地域でその人らしく、いきいきと、安心して暮らしていくことができるまちづくりを進めます。

4. 推進施策の展開

(1) 介護予防の推進

- 健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、介護予防事業を推進します。
- 一人暮らし高齢者の自宅引きこもりを防ぐ見守り等の事業を進めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
介護予防が目的のデイサービス等参加者数（人）	平成20年度	平成26年度	介護予防を目的としたデイサービス等の年間延べ参加者数
	804	1,200	

介護予防に関する講演会、相談会等の参加者数（人）	平成20年度	平成26年度	介護予防に関する講演会、相談会等の年間延べ参加者数
	7,768	10,000	

(2) 高齢者を地域で支える体制づくり

- 要介護状態となっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で暮らせるよう、高齢者の生活を地域で支える取り組みを進めます。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための、きめ細やかな介護相談体制の整備を進めます。
- 認知症の方が入所する「グループホーム」の整備及び、「認知症サポーター」の取り組みを推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
地域包括支援センターでの総合相談件数（件）	平成20年度	平成26年度	地域包括支援センターでの年間延べ相談件数
	2,787	4,000	
認知症サポーター養成講座の受講者数（人）	平成20年度	平成26年度	養成講座を受講して認知症サポーターに認定された人の数 平成17年（2005年）7月から認定
	2,325	10,000	

(3) 生涯現役社会づくりの推進

- 健康長寿を目標に、中高年からの社会参加を促進します。
- 健康づくりや教養の向上、レクリエーション等活動の機会を創出し、高齢者の「仲間づくり」や「生きがいづくり」を推進します。

(4) 介護サービスの充実

- 介護を必要とする状態となったとき、介護サービスを適切に利用できるよう、地域密着型サービスをはじめとした介護サービスの基盤整備を進めます。
- 利用者が介護サービスの内容について、主体的に事業者の選択ができるよう、情報提供を行うとともに、様々な相談、苦情に対応できる体制づくりに努めます。
- 介護支援専門員（ケアマネージャー）が適切な居宅サービス計画を作成できるように、情報の提供や研修の実施、事業者間の連携の促進を図ります。
- 介護保険制度のより一層の理解を深めるための普及啓発活動を進めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
要介護認定者数（要介護2～5）の中で在宅サービスを利用している人の割合（％）	平成19年度	平成26年度	要介護認定者のうち、訪問介護や訪問入浴、デイサービスなどの在宅サービスを利用している人が占める割合 第4期介護保険事業計画における目標値
	50.8	59.2	

5. 主要事業

- 通所型介護予防事業
要介護の状態となる恐れの高い高齢者に、介護予防を目的とした指導を行う事業。

- ふれあい・いきいきサロン助成事業
生きがいや介護予防を図る目的で開催するサロンの運営に対し、支援を行う事業。
- 緊急通報システム設置事業
一人暮らしの高齢者が、緊急時にボタンを押して通報できるサービスを提供する事業。
- 老人クラブ助成事業
高齢者の生きがいや健康づくり等、地域で幅広く団体活動ができるよう助成する事業。
- 包括的支援事業
高齢者の様々な相談に対応し、また権利擁護のための支援等を行う事業。
- 介護保険事業
介護予防や介護が必要になった時に、本人や家族の介護を社会全体で支える事業。

用語説明

- 1 高齢化率
65歳以上の人口が総人口に占める割合。
- 2 生活機能評価
65歳以上で要支援や要介護の認定を受けていない人を対象に、生活機能の低下を早期に発見し、介護予防に役立てるための検査。

- 1 - 3 障害者福祉の充実

1 . 現状と課題

- 本市の障害者手帳所持者数は6,754人(平成20年(2008年)4月1日現在)となっており、平成15年(2003年)と比較して12.5%の増、年平均約150人増加しています。
- 障害者自立支援法(平成18年(2006年)4月1日施行)により、障害者が能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営み、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すこととされています。
- 障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障害者に対する地域の支援体制の整備、就労支援及びサービス提供体制の確保が課題となっています。
- 障害者の自立や社会参加の促進のため「情報バリアフリー化」が求められています。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 平成18年度に周南市障害福祉計画(第1期)、平成20年度に周南市障害福祉計画(第2期)を策定し、施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行の推進を図っています。
- 平成19年度に周南市地域自立支援協議会を設置し、障害福祉のシステムづくり、計画の策定及び進行管理において、広く市民の意見を取り入れることに努めました。
- 手話奉仕員、要約筆記奉仕員、音訳・点訳奉仕員の養成に努めました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「障害者福祉の充実」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	3.1%	22.1%	19.4%	8.9%	35.1%	11.5%

3 . 基本方向

障害者が地域で安心して暮らすためのシステムづくりや、自立支援と社会参加のため情報バリアフリー化に取り組み、能力や適性に応じた就労支援を推進します。

4 . 推進施策の展開

(1) 地域生活活動の充実

- 地域の理解を得ながら、障害者が地域で安心して暮らすための支援を行います。
- 障害者に対する理解を深めるため、イベントや研修会などを通じた啓発活動を、地域自立支援協議会その他関係機関と連携しながら推進します。
- 山口県と協力し、障害者自立支援法に基づく新体系サービス事業所の整備とサービス提供事業所従事者の技術向上のため、研修を実施します。
- 障害者が地域で安心して暮らす住まいを確保するために、国、山口県、本市の所管

部署、周南市地域自立支援協議会、民間の関係機関と連携し賃貸住宅等に関するシステムづくりを推進します。

- 障害を持つ児童生徒に対する放課後支援の充実をはじめ、障害児のライフステージに応じた適切な支援に努めます。

(2) 自立支援の充実

- 障害者就業・生活支援センター「ワークス周南」をはじめ関係機関と連携して、障害者の一般就労支援を推進します。
- 周南市地域自立支援協議会就労部会を中心に、企業や障害者及びその保護者等に対する、障害者の就労に関する啓発活動を実施します。
- 情報バリアフリー化の推進のため、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、音訳・点訳奉仕員養成事業を継続的に実施します。
- 障害者福祉施設等の受注機会の拡大や優先発注に取り組みます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
就労支援事業所等に通所する障害者の平均工賃月額（円）	平成19年度	平成26年度	就労支援事業所等に通所している障害者の平均工賃月額
	10,485	26,000以上	

5 . 主要事業

- 障害者の地域生活啓発事業
障害者の地域生活の充実のための啓発に関する事業。
- 障害児の居場所づくりの推進事業
障害児のための放課後支援事業。
- 障害者福祉施設等への優先発注推進事業
- 障害者の就労の啓発に関する事業

- 1 - 4 社会保障制度の運営

1 . 現状と課題

- 長寿医療制度の創設や退職者医療制度の廃止、保険料の特別徴収、特定健診¹・特定保健指導の開始など、大幅な医療保険制度の改正が行われました。
- 国民健康保険は、加入者の高齢化等による医療費の増や低所得者層の加入割合が多いことなどにより、厳しい財政状況です。
- 国民健康保険事業の安定的な運営のためには、資格の適用適正化、保険料の賦課・徴収事務の適正・確実な執行、医療費の適正化への取り組みが必要です。
- 平成20年度に開始された長寿医療制度は、制度が複雑で分かりにくいことや準備期間が短く十分な周知ができなかったため、今後は、相談体制の充実や積極的な広報により、制度の理解を図ることが必要です。
- 国民年金制度の健全な運営のためには、国民年金制度に対する理解と認識を深める必要があり、そのためには積極的な広報活動や相談体制の充実を図ることが必要です。
- 低所得者対策として、関係機関との連携のもと、相談業務を充実するとともに、各種制度の活用を図りながら、自立支援の強化に努めています。
- 経済情勢の大きな変動や年金問題、また、核家族化による親族間の扶養意識の薄れなど社会変化に伴い、よりきめ細かな支援体制の確立が求められています。
- 救護施設²「周南荘」は老朽化が進んでいます。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 国民健康保険料の収納確保のため、口座振替の勧奨を積極的に取り組みました。
- レセプト点検の充実強化を実施し、医療費適正化に努めました。
- 生活支援の必要な方々への相談・援助体制の充実を図り、就労支援を含めた自立支援を推進しました。

3 . 基本方向

市民のだれもが安心して健康的な生活が送れるように、社会保障制度の適正な運営に努めます。

4 . 推進施策の展開

(1) 国民健康保険・長寿医療制度の健全な運営

- 口座振替の勧奨や自主納付推進センターの充実、滞納処分の実施などにより保険料収納の確保を図ります。
- 特定健診・特定保健指導等の受診を推進し、生活習慣病の予防及び医療費の適正化を図ります。
- 長寿医療制度について、広報やしゅうなん出前トーク等による制度の周知や相談体制の充実を図ります。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
国民健康保険料の収納率 (%)	平成20年度	平成26年度	「市に収められた保険料額 ÷ 全体の保険料額 × 100」 当年度分の保険料のみ
	89.8	92.0	
特定健診の受診率 (%)	平成20年度	平成26年度	40歳から74歳までの国民健康 保険被保険者のうち、特定健 診を受診した人が占める割合
	20.3	65.0	

(2) 国民年金相談体制の充実

- 国民年金制度への不安を解消すべく、積極的な広報活動や相談体制の充実を図ります。

(3) 低所得者への自立支援

- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の関係機関と連携し、生活保護受給者の自立を助長するための生活相談や助言など、必要な支援を実施します。
- 老朽化が進んでいる救護施設「周南荘」の施設整備を進めます。

5. 主要事業

- 自主納付推進センター事業
- 特定健診、特定保健指導事業
特定健診の結果に基づき、生活習慣を改善する必要がある人に保健指導(「特定保健指導」)を行う事業。
- 救護施設整備事業
老朽化が進んでいる救護施設「周南荘」の施設整備。

用語説明

- 1 特定健診
40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)の該当者・予備群の減少を目的として実施する健康診査。
- 2 救護施設
身体や精神に障害があり、日常生活を営むことが困難な要保護者が入所する生活保護法に基づく施設。

- 2 安心して子育てができる

- 2 - 1 子育て支援の充実

1 . 現状と課題

- 核家族化の進展や地域における人間関係の希薄化等により、子育ての孤立化や負担感の増大が懸念され、安心して子どもを育てることができる環境づくりが求められています。
- 保育所や地域子育て支援拠点（子育て支援センター等）、放課後児童クラブ等様々な保育サービスを提供していますが、今後、ますます多様化するニーズへの対応が求められています。
- 家庭や社会の要請に対応するため、地域の実情を踏まえながら、保育所・幼稚園の連携強化を進めていく必要があります。
- 子育てや生活面について、家庭の事情に応じた身近で適切な対応ができる専門的な相談体制の充実を図っています。
- 児童虐待など要保護児童に対する迅速な対応のため、関係機関・団体等との連携を強化することが必要です。
- ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立のために、就労の相談・情報提供及び各種資格取得の支援等の充実を図る必要があります。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 本市が目指す子育て支援環境づくりの方向性や具体的な施策目標を掲げた「次世代育成支援周南市行動計画（前期）」（計画期間：平成17年度～平成21年度）を策定しました。
- 地域子育て支援拠点（子育て支援センター等）では、親子の遊びや交流、育児に関する相談、情報提供を行い、未就園児のいる家庭や子育てに不安のある保護者等の子育てを支援しました。
- 様々な保育ニーズに対応するため、すべての市内保育所における0歳児受け入れや延長保育、一時保育（一時預かり）、障害児保育、休日保育、病児・病後児保育を実施しました。
- 放課後児童健全育成のための児童クラブ事業について、保護者のニーズの把握に努め、保育時間・対象年齢の見直し等事業の充実を図りました。
- 子どもに関する質問や相談に24時間体制で対応する「元気こども総合相談センター」を開設しました。
- 「周南市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関等と連携を図り児童虐待の早期発見、早期対応に努めました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「子育て支援や少子化対策の充実」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
20歳代～30歳代	3.2%	19.6%	26.2%	19.8%	29.1%	2.1%

「20歳代～30歳代」：乳幼児を持つと思われる親世代

● 市民アンケート調査の結果：「母子・父子家庭等福祉の充実」に対する満足度

区 分	満 足	まあ満足	やや不満	不 満	わからない	無回答
20歳代～30歳代	1.8%	15.5%	14.1%	9.8%	56.5%	2.3%

「20歳代～30歳代」：乳幼児を持つと思われる親世代

3．基本方向

子どもと子育てにやさしいまちを目指し、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを進めます。

4．推進施策の展開

(1) 子育て支援サービスの充実

- 地域子育て支援拠点（子育て支援センター等）の拡充を図るとともに、地域で子育てを応援する機運を醸成します。
- 関係機関や民間事業者との連携、子育て関係団体・サークルの育成に努め、子育て支援ネットワークを強化します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
地域子育て支援拠点（子育て支援センター等）設置数（箇所）	平成20年度	平成26年度	子育て支援センター等の地域子育て拠点施設の設置数
	10	個別計画で検討中	
ファミリーサポートセンター会員数（人）	平成20年度	平成26年度	育児に関する援助を提供または依頼するためファミリーサポートセンターに会員登録している人数
	1,022	個別計画で検討中	

(2) 保育サービスの充実

- 待機児童「0（ゼロ）」を維持し、将来を見据えた保育所の整備を進めます。
- 延長保育、一時保育、障害児保育、休日保育、病児・病後児保育など、保護者の様々な保育ニーズに対し、きめ細かな対応に努めます。
- 保育ニーズや地域の実情を踏まえながら、保育所・幼稚園の連携強化を進めます。
- 保護者のニーズを踏まえながら、児童クラブの施設・保育内容の充実に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
待機児童（人）	平成20年度	平成26年度	保育所への入所を希望し、かつ要件を満たしている児童で施設の定員超過等の理由で入所できない状態にある児童の数
	0	0	
延長保育実施数（園）	平成20年度	平成26年度	通常保育時間を延長して保育を実施している園数
	16	個別計画で検討中	

一時保育（一時預かり）実施数（園）	平成20年度	平成26年度	一時的に家庭での保育が困難な児童の一時保育を実施している園数
	23	個別計画で 検討中	
児童クラブ実施数（箇所）	平成20年度	平成26年度	小学校や児童館等で児童クラブを実施している箇所数 平成20年度：小学校23校で 27クラブを実施
	27	個別計画で 検討中	

(3) 子育て相談の充実

- 子どもに関する総合相談窓口の体制整備を行うとともに、相談員の資質の向上に努め、子どもや保護者等からの相談に対して、迅速かつ適切に対応します。
- 児童虐待など要保護児童の早期発見・早期支援のため、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関・団体等とのネットワークを強化します。

(4) 子育て家庭・ひとり親家庭への支援

- 乳幼児やひとり親家庭の健康増進と児童の健やかな成長を支援するため、医療費の一部助成を行います。
- ひとり親家庭の経済的自立支援のための事業に取り組みます。

5. 主要事業

- 次世代育成支援行動計画事業
子どもが健やかに生まれ、育成される環境づくりを進めるため、本市が目指す方向性や具体的な施策目標を定めた計画を策定し進行管理をしていく事業。
- 地域子育て支援拠点事業
交流の場の提供、育児不安等の相談指導等、地域全体で子育てを支援するための拠点施設である子育て支援センター等を運営する事業。
- 保育所運営事業
家庭での保育が困難な就学前児童の保育を実施する事業。
- 児童クラブ事業
授業終了後及び長期休業期間中、概ね10歳までの児童を対象に学童保育を実施する事業。
- こども家庭相談事業
子どもに関する総合相談窓口(24時間365日対応)を設置し、子どもや大人からの様々な相談に応じるとともに、関係機関との連携により児童虐待などの要保護児童の早期発見と適切な保護を図るための調査・支援を行う事業。
- 乳幼児医療費助成事業
乳幼児の保健の向上、福祉の増進を図るため医療費の自己負担分を助成する事業。
- ひとり親家庭医療費助成事業
ひとり親家庭の経済的支援を図るため医療費の自己負担分を助成する事業。
- 母子自立支援事業
母子家庭の母が自主的に職業能力の開発するための、自立支援教育訓練給付及び高等技能訓練促進費の給付を行う事業。

- 母子保健ブックスタート事業

情操教育・子育て支援の一環として、0～1歳児を対象に、母子保健推進員などが家庭を訪問して、絵本やアドバイス集などを配布する事業。

- 3 - 1 健康づくりの推進

1. 現状と課題

- 市民参画による「健康づくり計画」を策定し、市民一人ひとりの自主的、主体的な健康づくりへの取り組みや地域社会全体で個人の健康づくりを支援する環境づくりを推進しています。
- 市の役割として、市民の疾病予防への取り組みや早期発見・早期治療、生涯を通じた健康づくりを総合的に支援する体制づくりを進めていくことが必要です。
- 近年、豊かで便利な食生活が実現する一方で、栄養の偏りや不規則な食生活に起因する生活習慣病の増加、また、「食」を大切にする心の欠如や伝統的な食文化の喪失など食に関する問題が生じています。

2. 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 健康増進法等健康診査実施要領¹に基づき、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診、各種がん検診を実施しました。
- 望ましい食習慣の実践と定着を図るため、保健センターや公民館を活動拠点として、料理教室・男性料理教室・健康教室等の食生活改善推進業務を行いました。
- 様々な機会を通じて、市民の健康に対する意識を高め、市民が自ら健康づくりを実践していくことができるように健康知識の普及を行っています。
- 予防接種法に基づき、BCG・ポリオ・三種混合・麻しん・風しん・二種混合・日本脳炎・インフルエンザの予防接種を実施しました。
- 平成20年（2008年）4月以降に子どもが生まれた家庭を対象に、親子のふれあいを深めるために、絵本や子育て情報などを配布する「母子保健ブックスタート事業」を開始しました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「健康づくり活動の推進」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	3.1%	34.7%	17.3%	3.9%	28.7%	12.2%

3. 基本方向

心身ともに健やかな生活を支えるために、健康づくり計画に基づき、生涯現役のまちづくりを推進するとともに、豊かな人間性を育む「食育」を推進します。

4. 推進施策の展開

(1) 健康づくり活動の推進

- 健康づくり計画「のびのび はつらつ いきいき周南21」の推進のため、健康づくり推進協議会を母体として計画的に健康課題に取り組みます。

- 市民の健康づくりの推進と、生活習慣病の予防、食育推進のため、教室開催や食生活改善の活動を行います。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
健康教育受講者数（人）	平成20年度	平成26年度	健康教育の年間延べ受講者数
	11,341	12,000	

(2) 保健指導等の充実

- 妊婦、乳幼児期の疾病の早期発見、早期治療のための健康診査を行い、妊婦、乳幼児の健康管理を行います。
- 市民の健康づくり、生活習慣病の予防・早期発見・早期治療、健康増進を図るため、健康に関する講座を開催します。
- 健康増進法、がん対策基本法に基づき、がんの2次予防としての早期発見・早期治療のために胃、子宮、乳、肺、大腸、前立腺がん検診を行い、それに基づく事後指導を行ないます。
- 生活習慣病である糖尿病・心疾患・脳血管疾患・歯周疾患などの病気の予防、早期発見のために、健康診査を行います。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
がん検診受診者数（人）	平成20年度	平成26年度	1年間のがん検診受診者数
	27,431	33,500	

(3) 感染症対策の充実

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、国・県と連携し、感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の提供を行います。
- 感染症の予防について知識の普及啓発を行ないます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
感染症予防講座（回）	平成20年度	平成26年度	感染症予防講座の年間開催数
	9	20	

(4) 食育の推進

- 周南市食育推進計画「しゅうなん 食の『わ』プラン」に基づき、市民、家庭をはじめ、教育・保育、農林漁業や事業所等の関係者とその団体及び国や県の関係機関等と連携協力を図りながら、食育を市民運動として推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
周南市版食事バランスガイドの認知度（知っている人の割合）（％）	平成20年度	平成26年度	市民アンケート調査による認知度の割合 平成21年度中に作成
	-	60以上	
「食は命」のしゅうなん出前トークの実施回数（回）	平成20年度	平成26年度	「食は命」のしゅうなん出前トークの累積開催数（平成20年度から実施）
	3	100	

5. 主要事業

- 予防接種事業
麻しん・風しん混合ワクチン、三種混合、二種混合、日本脳炎、ポリオ、BCG、インフルエンザの予防接種事業。
- 感染症予防事業
新型インフルエンザ対策行動計画作成及び啓発事業。
- 食育推進事業
周南市版食事バランスガイド作成事業、食生活改善推進員養成講座開催事業、食生活改善推進事業。周南市食育推進計画「しゅうなん 食の『わ』プラン」の推進事業。
- 母子健康診査事業
健康診査事業(妊婦、乳幼児)、妊婦・乳幼児健康教育事業、発達支援に関する事業。
- がん検診事業
胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん検診事業。
- 健康づくり事業
健康づくり計画「のびのび はつらつ いきいき周南21」の推進事業。
- 母子保健ブックスタート事業
情操教育・子育て支援の一環として、0～1歳児を対象に、母子保健推進員などが家庭を訪問して、絵本やアドバイス集などを配布する事業。

用語説明

1 健康増進法等健康診査実施要領

健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業のうち、肝炎ウイルス検診、がん検診(胃、子宮、肺、乳、大腸、前立腺)生活習慣病健康診査について定めたもの。

- 3 - 2 地域医療の充実

1 . 現状と課題

- 中山間地域などの地理的条件が悪く高齢化が進む地域の医療を確保するため、大津島診療所、中須診療所、須金診療所、大向診療所、大道理診療所、熊北診療所、鹿野国保診療所の医科7箇所と須金歯科診療所の歯科1箇所を設置しています。
- 安心して暮らせる地域医療の確立のためにも、医師会など医療機関との連携を密にし、地域住民の医療ニーズに応えた診療体制や安定した医師・医療従事者の確保が求められています。
- 西部地域の中核病院として、病床数150床を有する新南陽市民病院があり、内科、外科、整形外科、泌尿器科、脳神経外科、眼科、麻酔科の7つの標榜科目をもち、地域に必要な病院として一層の充実を図っていくことが必要です。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 休日・夜間の救急医療確保のため、初期の救急医療である休日夜間急病診療、重症患者（二次）の救急医療に対応するため輪番制による診療を実施しました。
- 初期救急・二次救急医療機関の一体化、集約化と対象区域の広域化を目的に、周南市休日夜間急病診療所小児科（初期救急）の機能を徳山中央病院内へ移設し、「周南地域休日・夜間こども急病センター」が開設されました。
- 本市における今後の医療体制のあり方を総合的に検討するため、有識者により組織された「周南市地域医療のあり方検討委員会」を設置しました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「病院等の医療体制の充実」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	6.2%	34.7%	27.4%	15.1%	7.3%	9.2%

3 . 基本方向

市民のだれもが住み慣れた地域で健やかに生活できるように、地域医療及び救急医療体制の充実を図ります。

4 . 推進施策の展開

(1) 地域医療体制の充実

- 地域住民が健やかで快適に暮らすためには、医療の充実が最も重要であることから、医師会、大学等と協力して地域医療の確保を図り、安心して医療サービスが受けられる地域医療体制の維持、確保に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市が設置する診療所数（箇所）	平成20年度	平成26年度	市が設置している診療所の数
	8	8	

(2) 救急医療体制の充実

- 応急的な初期救急医療対策（一次救急医療）としての休日夜間急病診療所や在宅当番医制による休日診療の確保に努めるとともに、休日歯科診療業務を実施します。
- 重症患者を対象とした二次救急医療対策として、病院群輪番制¹による休日・夜間における救急診療を行う病院や病院群輪番制病院を維持するために支援を継続します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
病院群輪番制による二次救急病院数（休日）	平成20年度	平成26年度	休日に対応可能な周南地域の二次救急病院の数
	5	5	
病院群輪番制による二次救急病院数（夜間）	平成20年度	平成26年度	夜間に対応可能な周南地域の二次救急病院の数
	4	4	

(3) 医療機関の連携

- 市民が「かかりつけ医」を持つことを推奨するとともに、その機能を活用して、必要な時には、他の医療機関と連携した適切な医療が効果的に受けられる体制づくりを推進します。

(4) 市民病院の経営の健全化

- 他の医療機関との機能分担や連携を進め、医療機器・施設の充実を図るとともに、健診センターの設置について検討します。
- 市民病院としての基本理念である「市民に奉仕する医療」に基づき、良質な医療を安定的かつ継続的に提供していくため、平成20年度に策定した「病院改革プラン」を推進し、市民病院の経営健全化に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市民病院の事業会計における経常収支比率 ² （％）	平成20年度	平成26年度	「経常収支比率 = 経常収益 ÷ 経常費用 × 100」
	94.8	100以上	

5 . 主要事業

- 診療所管理運営事業
公営診療所などの管理運営事業。
- 救急医療対策事業
病院群輪番制病院運営などの事業。
- 休日夜間急病診療所運営事業
周南市休日夜間急病診療所の管理運営事業。

● 市民病院管理運営事業

周南市立新南陽市民病院の管理運営事業。

用語説明

1 病院群輪番制

地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日や夜間における二次救急医療を実施する体制のこと。

2 経常収支比率

市民病院事業会計において、安定した経営を行うためには、適正な負担区分を前提として、この比率が100%以上であることが望ましいといわれている。

安心安全

- 1 安心安全に暮らせる
 - 1 防犯の推進
 - 2 交通安全の推進
 - 3 災害に強いまちづくりの推進
 - 4 消防・救急体制の充実
 - 5 市民相談の充実

- 1 安心安全に暮らせる

- 1 - 1 防犯の推進

1 . 現状と課題

- 県内の刑法犯罪認知件数は平成14年（2002年）をピークに減少傾向にありますが、街頭犯罪や侵入盗など、生活に身近な犯罪の発生は高水準で推移しています。
- 子どもや高齢者等の社会的弱者を対象とした犯罪が増加しており、社会情勢を反映した新たな犯罪も増加傾向にあります。
- 地域では、自治会、ボランティア等を中心に防犯灯の設置、「こども110番の家」の設置、子ども見守り活動などの取り組みが積極的に展開されています。
- 今後、行政、地域住民、ボランティア団体等が協働して地域主体の自主防犯活動への取り組みの推進が重要な課題であり、様々な情報発信と相互の情報共有が必要となっています。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 警察署や防犯協議会、地域の防犯ボランティアなどと協力、連携しながら、防犯パトロール等に取り組みました。
- 公園安全点検や地域安全マップの作成を通じて、犯罪にあわないための教育活動を展開しました。
- 安心安全まちづくり条例を制定し、安心・安全なまちづくり推進のための市及び市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、市民安全の日（毎月11日）を定めました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「防犯や交通安全対策の推進」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	4.2%	36.9%	25.3%	8.7%	13.3%	11.5%

3 . 基本方向

警察署や地域組織等と連携、協力して、防犯教育や防犯活動を推進し、安全な環境づくりに努めます。

4 . 推進施策の展開

(1) 防犯対策の充実

- 防犯灯の設置を促進します。
- 安心・安全に関する情報等をメールで配信する「しゅうなんメールサービス」の利用を促進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
防犯灯設置費補助の件数 (件)	平成20年度	平成26年度	自治会等が行う防犯灯設置に 対する年間の補助件数
	276	300	

(2) 防犯運動の推進

- 防犯パトロール等の充実を促進し、関係機関や関係団体、地域と連携した防犯活動を展開します。
- 防犯協議会等の関係団体と連携し、防犯教育を推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
地域安全マップの作成地区 (地区数)	平成20年度	平成26年度	地域を点検して、犯罪が起 りやすい場所を表示した「地 域安全マップ」を作成した小 学校区数 平成21年度小学校数:33校
	29	33	

5. 主要事業

- 防犯灯設置費補助事業
自治会等が行う防犯灯及び支柱の設置費用などの一部補助事業。
- 防犯協議会活動費補助事業
防犯教育の中核的組織である防犯協議会等への活動費補助。

- 1 - 2 交通安全の推進

1. 現状と課題

- 交通安全対策推進協議会や警察署等の関係機関と連携し、各種広報や街頭立哨などの啓発活動を通して、広く市民に交通安全を呼び掛けています。
- 重大事故が発生している危険箇所の点検や改良など、道路管理者等と協議し交通安全施設の整備、充実に努めています。
- 運転者や歩行者の交通マナーの向上を目指して、児童生徒への交通安全教育をはじめ、高齢者の事故防止対策に努めています。
- 市内での交通事故の発生件数や負傷者数は減少傾向にあるなど一定の効果は現れていますが、高齢者の事故の割合が高く、死亡事故が増加するなど依然として厳しい状況にあります。

項目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
件数(件)	1,067	989	972	917
傷者(人)	1,278	1,192	1,137	1,101
死者(人)	10	3	7	9
うち高齢者(人)	4	0	4	5

2. 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 全国交通安全運動、交通安全県民運動等を行うとともに、毎月1日、11日、21日を「周南市交通事故0の日」と定め街頭立哨・広報活動を行いました。
- 幼児や高齢者を対象とした交通安全教室を開催しました(平成20年度:309回)。
- 市民・事業者・行政が連携して交通安全運動等に取り組んだことにより、交通事故発生件数が前年比約10%の減少となりました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果:「防犯や交通安全対策の推進」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	4.2%	36.9%	25.3%	8.7%	13.3%	11.5%

3. 基本方向

各種啓発活動や交通安全教育を通して市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、関係機関と連携を取りながら交通安全対策の充実に努めます。

4 . 推進施策の展開

(1) 交通安全意識の高揚

- 「交通事故0の日」の周知と交通安全を繰り返し呼び掛けることにより、市民の交通安全意識の高揚を図ります。
- 幼児から高齢者までを対象に、正しい交通ルールやマナー等の交通安全教育を強化します。
- 高齢者の交通事故防止のため、さらに関係機関・団体との連携を図ります。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
交通事故発生件数（件）	平成20年度	平成26年度	市内で発生した年間人身事故件数
	917	730	

(2) 安全な交通環境づくり

- 交通危険箇所については、安全施設の設置や道路の整備を通じて交通事故の防止に努めます。
- 駐車場の利用促進や関係機関の協力による取り締まりの強化等を通じて違法駐車撲滅を図ります。

5 . 主要事業

- 交通安全推進事業
交通事故防止のための各種啓発・広報活動などの事業。
- 安全な交通環境づくり
市民・事業者・行政が連携して、安全な交通環境づくりの推進。

- 1 - 3 災害に強いまちづくりの推進

1. 現状と課題

- 多発する地震や局地的集中豪雨、また、台風の大型化など、市民の防災に対する関心が高まっていることから、自助・共助の考え方を基本とした防災意識の啓発や自主防災組織づくりの推進が重要な課題となっています。
- 洪水、高潮ハザードマップの作成等により、浸水予測や危険箇所、避難場所等の周知を図り、集中豪雨や台風時の早めの自主避難の促進に努めています。
- 非常時に備えて、保存水や保存米、パック毛布¹、簡易トイレ等の備蓄や衛星携帯電話、発電機等の資機材整備を進めており、今後も年次的に整備する必要があります。
- 本庁舎をはじめ公共施設は防災拠点として重要な役割を果たすことから、今後、優先性などの判断を行い、耐震改修などの整備を計画的に行っていく必要があります。
- 防災行政無線については、未整備地域（徳山・新南陽地域）への整備を早期に進め、既設（熊毛・鹿野地域）設備との周波数の統合を図る必要があります。

2. 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 出前トークや各種団体集会等を通じて自主防災の意識啓発や組織化を図るとともに、新たに補助金制度を創設し、自主防災組織の育成に努めました。
- 県の浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップや高潮ハザードマップを作成し、関係世帯へ配布しました。
- 保存水や保存米、パック毛布、簡易トイレ等の備蓄や衛星携帯電話、非常用発電機等の資機材整備を進めました。
- 本庁舎や公民館などの市の公共施設については、第1次耐震診断を開始しました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「防災体制の充実」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	3.6%	32.2%	21.0%	7.3%	24.5%	11.4%

3. 基本方向

災害時の迅速な対応と災害への備えの両面から総合的な防災対策を推進するとともに、自助・共助を基本とした防災意識の啓発に努めます。

4. 推進施策の展開

(1) 防災対策の充実

- 緊急時の避難場所となる公民館をはじめ公共施設の耐震化を進めます。
- 災害時に防災拠点となる市役所本庁舎については、その機能を十分に果たせるよう、利用環境の向上を含めて、改修に向けて検討を進めます。

- 非常時に備えて、保存水や保存米、パック毛布等の備蓄を進めます。
- ハザードマップや案内標示板を整備し、早期避難に対する意識の醸成に努めます。
- 情報伝達に重要な役割を果たす、防災行政無線の整備に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市の公共施設の耐震化率 (%)	平成20年度	平成26年度	公共的な建築物で多数の者が利用する市の公共施設全棟数に対して耐震性がある棟数の割合
	64.0	85.0	
非常用保存水及び米の備蓄 (1日分/人)	平成20年度	平成26年度	災害時用に5年間保存可能な非常用の水や米の1日分相当の人数
	4,000	5,000	
洪水、高潮等ハザードマップの整備(箇所)	平成20年度	平成26年度	ハザードマップを作成した地域数
	6	21	

(2) 地域防災活動の充実

- 研修会や出前トーク等を実施し、自主防災意識の啓発を進めます。
- 自主防災組織の設立や育成を推進するとともに、ネットワーク化を促進します。
- 関係機関、関係団体等と連携し、災害時要援護者に対応する体制整備に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
自主防災組織の整備地区 (地区数)	平成20年度	平成26年度	自主防災組織が設立された地区(コミュニティ)の数 コミュニティ:31地区
	12	28	

(3) 国民保護計画の推進

- 国民保護計画²に基づく情報伝達体制の整備を進めます。
- 研修会やしゅうなん出前トーク等を実施し、国民保護の仕組み等について周知に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
国民保護訓練の実施地区 (地区数)	平成20年度	平成26年度	大規模のテロや武力攻撃等を想定した訓練を実施した地区の累積数 平成22年度以降実施予定
	-	10	

5. 主要事業

- 市有施設耐震診断実施事業
耐震診断未実施施設の第1次耐震診断の実施事業。
- ハザードマップ等整備事業
洪水、高潮、土砂災害ハザードマップの作成、避難場所案内板の設置事業。
- 自主防災組織育成事業
自主防災組織活動の活性化及び自主防災組織育成事業補助金交付などの事業。
- 防災資機材整備事業
非常用資機材、備蓄品の整備事業。

- 防災行政無線整備事業
同報系防災行政無線の整備事業。

用語説明

- 1 パック毛布
真空パックされた毛布。省スペースで衛生的に長期保存できる災害避難所用毛布。
- 2 国民保護計画
国民保護法に基づき、市民保護のための実施体制や、避難や救援などに関する事項、物資や訓練等に関する事項などを市が定めたもの。

- 1 - 4 消防・救急体制の充実

1 . 現状と課題

- 本市は、臨海部に多量の石油やガス等の化学物質を貯蔵し取り扱う事業所が多く、市街地を中心に都市化が進展し、建築物も高層・大規模化しています。
- 熊毛地区は光地区消防組合が管轄しており、市域の消防体制が二つに分かれていることから、両者の連携、あるいは、一元化が課題となっています。
- 市民の生命及び財産を災害から守るため消防車や救急車等の機材の充実、消防庁舎や消防通信施設などの整備、隊員の資質の向上に努めてきました。
- 地域防災の要である消防団については、徐々に団員数が減少しており、団員の確保が課題となっています。
- 今後、新型インフルエンザ等の新しい感染症、テロ行為等によるNBC災害¹、地震や自然災害等の大規模災害などに対する消防体制のさらなる充実強化が求められています。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 消防無線設備及び消防緊急通信指令システムの整備を図り、出動や応援体制の強化を図りました。
- 須々万地区に消防出張所を整備し、北部地域の消防体制の充実強化を図りました。
- 高規格救急車や救急救助資機材の整備、救急救命士の養成や研修を行い、救急業務の高度化や救命効果の向上に努めました。
- 消防機械器具や消防水利施設の計画的な整備を図りました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「消防・救急体制の整備」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	8.1%	42.8%	12.2%	5.5%	20.6%	10.9%

3 . 基本方向

市民の生命や財産を災害から守り、だれもが安心して暮らせるように、消防・救急体制の充実強化を図ります。

4 . 推進施策の展開

(1) 消防力の強化

- 市域で二つに分かれている消防体制を含めた消防の広域化対応について、安心かつ効率的な管轄体制の視点から最善の方向性を検討します。
- 消防救急無線のデジタル化を含む消防通信施設や消防署所及び消防団等拠点施設の機能の充実強化や適正配置を行います。

- 消防署所及び消防団に配備している消防機械器具の計画的な整備及び消防職員の計画的な人員補充と技術、知識の習得による資質向上を図り、消防活動の質の強化に積極的に取り組みます。
- 消防水利の不足しがちな中山間地域を中心に防火水槽を整備するほか、耐震性貯水槽や消火栓の計画的な設置を図ります。
- 青年層や女性の消防団への入団を促進するとともに、事業所との協力体制を推進し団員確保に向けた積極的な取り組みを行います。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
消防団員数（人）	平成20年度	平成26年度	市消防団員の人数 市の条例で定められた消防団員数：1,184人
	1,050	1,184	

(2) 予防体制の強化

- 市民の生命や財産を火災等から守るため、住宅用火災警報器の設置促進や住宅防火診断等を実施します。
- 幼年、少年消防クラブや婦人防火クラブの活動を支援するとともに、市民に対する防火講習会や訓練等を通じて、火災予防の促進を図ります。
- 多くの人が集まる建物や危険物を取り扱う施設の立入検査を実施し、違反の是正を促進します。
- コンビナート工場をはじめとする危険物の施設について、事業者と連携を図りながら災害防止に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
住宅用火災警報器の設置率（％）	平成20年度	平成26年度	市内において、住宅用火災警報器が設置されている割合 ²
	37.7	100.0	

(3) 救急救助体制の充実

- 救急隊を適正に配置するとともに、メディカルコントロール体制³を基本とした救急医療機関との密接な連携により、救急業務の高度化に努めます。
- 高規格救急車・高度救命処置用資機材の計画的な整備や救急救命士の養成をするとともに、新型インフルエンザ等の新しい感染症対策に積極的に取り組みます。
- 高規格救急車の適正利用の周知や市民の応急手当の知識・技術等の向上に向けた普通救命講習の普及啓発を推進します。
- N B C 災害を含む救助資機材や救助工作車の整備及び救助隊員の高度な技術の習得に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
救急救命士数（人）	平成20年度	平成26年度	救急隊として活動している、救急救命士数
	23	36	
普通救命講習の普及率（％）	平成20年度	平成26年度	15歳から69歳の市民のうち、平成17年（2005年）8月からAEDを含む普通救命講習を受講した世帯数の割合
	15.1	50.0	

5 . 主要事業

- 消防機械器具強化充実事業
消防車両・資機材の整備事業。
- 救急業務高度化推進事業
高規格救急車・高度救命処置用資機材の整備及び救急救命士の養成事業。
- 消防施設整備事業
消防庁舎の耐震改修及び整備事業。

用語説明

- 1 N B C 災害
N（核兵器）、B（生物剤）、C（化学剤）が使用される災害。
- 2 住宅用火災警報器
消防法の改正により、すべての住宅の寝室等に設置することが義務づけられた。市内の既存住宅においては、平成23年（2011年）5月31日までに設置が必要。
- 3 メディカルコントロール体制
救急救命士が実施する救急救命処置について、医師の指示・助言、事後検証、再教育の体制を整備し、救急活動の質を保障する体制。

- 1 - 5 市民相談の充実

1. 現状と課題

- 急激な社会変化等により、市民生活を取り巻く環境も大きく変化しており、市民が直面する問題も多岐にわたっています。
- 近年の食品偽装表示問題や振り込め詐欺事件、悪質商法などの消費者問題は、次から次へ新手の手口が発生し、ますます複雑・巧妙化しています。
- 消費生活センターや市民なんでも相談センターでの相談業務により、消費者相談をはじめ、行政相談や民事相談などにも積極的に対応しています。

2. 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 平成16年度に設置した消費生活センターに加えて、平成20年度から市民なんでも相談センターを設置するなど相談業務体制を充実しました。
- 消費生活センターの機能アップを図るとともに様々な啓発活動を実施しました。
(平成20年度しゅうなん出前トーク件数：59件、1,549人など)

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「行政相談や消費者相談体制の充実」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	1.8%	23.4%	18.3%	9.0%	35.1%	12.4%

3. 基本方向

暮らしにかかわる相談体制の強化やトラブルの未然防止のための啓発活動を積極的に推進し、市民が安心して生活できるまちづくりを進めます。

4. 推進施策の展開

(1) 相談体制の強化

- 各種研修会への派遣等により、専門相談員や職員の資質の向上を図り、市民からの相談に的確に対応できる体制強化を図ります。
- 山口県や警察、各種団体等との連携を強化し、相談体制の拡充を図ります。
- 解決策の糸口を見つけ、迅速かつ的確に次に繋ぐことのできる相談のネットワークづくりに努めます。

(2) 啓発活動の推進

- 消費者被害未然防止のため、しゅうなん出前トーク等や消費生活展など啓発活動を推進します。
- どこに相談してよいかわからない市民のために、相談機関の情報提供を積極的に行います。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
消費者啓発事業参加者数 (人)	平成20年度	平成26年度	しゅうなん出前トークなどの 啓発事業への年間延べ参加者 数
	1,659	2,000	

5 . 主要事業

- 消費生活相談事業
消費者トラブルに対応する相談・あっせん事業。
- 市民相談事業
職員による行政・民事相談及び無料法律相談事業。
- 消費者啓発事業
しゅうなん出前トークや公開講座、消費生活展などの市民向け啓発事業。

環境共生

- 1 環境にやさしいまちで暮らせる
 - 1 低炭素社会の実現
 - 2 循環型社会の実現
 - 3 自然環境の保全
- 2 快適な生活環境で暮らせる
 - 1 水道水の安定供給
 - 2 下水道の整備・充実

- 1 環境にやさしいまちで暮らせる

- 1 - 1 低炭素社会の実現

1 . 現状と課題

- 本市は、基礎素材型産業を中心とした石油化学コンビナートから多くの二酸化炭素が排出され、各事業所では排出削減に向けて様々な取り組みが進められています。
- 家庭では、全国的に二酸化炭素排出量が増加傾向にあることから、排出削減に向けて対策を図る必要があります。
- 省エネルギー・新エネルギー¹に対する事業の推進及び公共施設への設備導入を推進していく必要があります。

2 . 前期基本計画の評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- エコチャレンジ～市民節電所事業やノーマイカー運動などを実施しました。
- 小学校2校の屋上に太陽光発電施設を設置しました。
- 民間事業所に木質バイオマス混焼設備²やバイオガスプラント³を設置しました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケートの調査結果：「廃棄物処理対策や自然環境への取り組み」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	5.8%	31.5%	26.9%	11.6%	13.2%	11.0%

3 . 基本方向

地球温暖化防止のため、二酸化炭素の排出量削減をめざし、市民、事業者、行政が協働で取り組みます。

4 . 推進施策の展開

(1) 二酸化炭素排出量削減の推進

- 市民、事業者等に対する参加型事業の展開を図ります。
- 省エネルギー・新エネルギーを活用した設備・製品の普及促進を図ります。
- 公共施設への太陽光発電設備の導入促進や公用車におけるハイブリッド自動車などの環境に配慮した自動車の導入促進を図るなど、率先した取り組みを行います。
- 低炭素社会の実現に資する先導的な取り組みを戦略的に図ります。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市民節電所事業参加世帯数 (世帯)	平成20年度	平成26年度	市民節電所事業に取り組んでいる世帯の数
	224	400	

(2) 環境教育・環境学習の推進

- 市民一人ひとりが環境問題を自分のこととして意識し、実践できるようあらゆる機会を通じて啓発を行います。
- 学校において、総合的な学習の時間等を使い、地域の特色に応じた独自の環境教育を行います。
- 様々な機会を通じて環境問題を楽しみながら学べる学習会を行います。
- こどもエコクラブ⁴などの団体に対し、運営及び実践活動について指導・助言を行います。

5. 主要事業

- 周南市役所ゼロカーボン推進事業
公共施設へ新エネルギー・省エネルギーの設備や製品の導入を促進し、事業所としての市の二酸化炭素排出量削減に向けて率先的に取り組む事業。
- エコチャレンジ～市民節電所事業
市民の省エネルギー意識の醸成を図るため、個別世帯や世帯のグループで電気使用量の削減に取り組み、前年との削減割合等に応じて、周南市温暖化対策地域協議会が支援金等を支給する事業。
- ノーマイカー運動
指定日・期間を決めて、二酸化炭素の排出量が多いマイカー通勤を自粛し、徒歩、自転車、公共交通機関の利用を促進する事業。
- みどりのカーテン⁵事業
公共施設に「みどりのカーテン」を設置し、市民が簡単に取り組める地球温暖化防止の実践方法を広める事業。
- 「エコすごろく」を活用した環境学習事業
しゅうなん出前トークなどを通じて、学校、事業所、自治会や地域のボランティア団体等に対し、「エコすごろく」を用いてゲーム感覚で学ぶ環境学習事業。

用語説明

- 1 新エネルギー
太陽光、風力、バイオマス発電、廃棄物熱利用など、石油に替わるエネルギー。
- 2 木質バイオマス混焼設備
石炭とともに木材などを混合粉砕したものを混焼する設備。
- 3 バイオガスプラント
家畜の排泄物や有機質肥料などの発酵等により発生するメタンガス等のバイオガスを活用して、エネルギーとして使用する施設。例えば、養豚場から出るふん尿からバイオガスを発生させ、ガス発電機のエネルギーとして利用するとともに、その時に発生する高温の排気ガスから温水を作る施設など。
- 4 こどもエコクラブ
環境省が実施する幼児から高校生まで子どもがだれでも参加できる環境活動クラブ。
- 5 みどりのカーテン
夏場の室温を低下させるため、ツル性植物(ゴーヤ等)を窓際に生育させる壁面緑化。

- 1 - 2 循環型社会の実現

1 . 現状と課題

- 私たちの豊かな暮らしは、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済の上に成り立っているという現状にあります。
- 平成19年度におけるごみ排出量（市民1人1日当たり）は、目標762gに対し、実績は832gであり、より一層のごみの減量化が必要です。
- 平成19年度におけるごみの再資源化量は、目標18,558tに対し、実績は19,742tであり、引き続き再資源化量を増やす取り組みが必要です。
- 市民、事業者、行政が協働して、ごみの発生抑制、再使用、再資源化のいわゆる3Rを推進するとともに、適正処理に努めていく必要があります。
- し尿処理施設の老朽化が進んでおり、適正処理に影響を及ぼす恐れがあるため、安定した処理が行える施設の整備が必要です。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 市内全域の再資源化处理と市民参加による環境啓発を行うため、ごみ処理システム統一の核となるリサイクルプラザの建設に着手しました。
- 地域で発生する様々なバイオマスのより効果的な利活用を図るため、「周南市バイオマスタウン構想」を策定しました。
- 長期的かつ総合的な視点に立って、生活排水の適正処理を進めるために実施すべき施策や事業の基本方針を示した「周南市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」を策定しました。
- 市民参加による、ごみの減量化・再資源化の取り組みを活性化するため、クリーンリーダー制度¹を立ち上げました。
- ごみの減量化、石油資源の消費抑制などを目的に、スーパーなどの店舗でレジ袋無料配布の中止を、山口県下一斉に取り組みました。
- 家庭ごみについて排出者処理責任、負担の公平性やごみの発生・排出削減のため、ごみ処理費用負担のあり方について検討しました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「廃棄物処理対策や自然環境への取り組み」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	5.8%	31.5%	26.9%	11.6%	13.2%	11.0%

3 . 基本方向

市民、事業者、行政が協働して、ごみの発生・排出削減及び再資源化に取り組むことにより、循環型社会の構築を目指すとともに、環境に配慮した適正処理に努めます。

4. 推進施策の展開

(1) ごみの発生・排出削減の推進

- 市民・事業者・行政それぞれが主体となり協働して、ごみの減量化と再資源化を推進するとともに、循環型社会の形成に努めます。
- 生ごみリサイクルを行う段ボールコンポスト²の普及、フリーマーケットの開催などにより、ごみの減量化と再資源化に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市民1人1日当たりのごみ排出量（g）	平成19年度	平成26年度	「家庭ごみの排出量÷周南市人口÷365日」 人口：平成19年度は平成19年10月1日現在人口、平成26年度はまちづくり総合計画の想定人口
	832	690	

(2) 再資源化の推進

- リサイクルプラザの稼働により、市内全域の資源物、粗大ごみ、燃やせないごみを効率的に処理し、再資源化を推進します。
- 廃棄物系バイオマス³の効率的な利活用を推進し、利活用率90%以上を目指します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
資源物、粗大ごみ、燃やせないごみのリサイクル率（%）	平成19年度	平成26年度	「再資源化量÷ごみ排出量(事業系を含む)×100」 再資源化量：「古紙、布、びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装等」 「セメント原料化、ごみ固形燃料」「金属回収量」「団体回収量」の合計量
	32	48	

(3) 一般廃棄物の適正処理の推進

- 老朽化が進むし尿処理場の早急な整備を図り、安定的な生活排水処理に努めます。
- 海面埋立事業を活用した将来の廃棄物処理システムの構築を推進するとともに、既存の最終処分場の延命化に努めます。

(4) 循環型社会づくりに向けた教育の推進

- 環境衛生推進団体や各自治会と連携した啓発事業及びクリーンリーダー制度の充実により、循環型社会の形成においてリーダーとなる人材の育成や団体等への支援に努めます。
- リサイクルプラザに再生工房、体験工房、展示場など市民参加型の啓発施設を併設し、市民の環境に対する意識の向上に努めます。

5. 主要事業

- リサイクルプラザ整備事業
効率的な再資源化機能及び循環型社会形成に対する市民参加型の啓発機能を備えた

施設の整備を行う事業。

- 一般廃棄物最終処分施設整備事業

次期最終処分場の供用開始まで、残余容量がひっ迫している周南市最終処分場を使用するために必要な整備を行う事業。

- し尿処理場整備事業

し尿及び浄化槽汚泥を安定的に処理する施設の整備を行う事業。

- バイオマスタウン利活用推進事業

バイオマスタウン構想⁴の実現に向けて、食品廃棄物、林産資源などのバイオマス資源の利活用を推進することにより地域の活性化を図るとともに、地球温暖化の防止や循環型社会の形成を推進する事業。

用語説明

1 クリーンリーダー制度

ごみの減量化・再資源化及び地域の環境美化の推進を図るため、自治会に地域のごみ問題のリーダー役、市と地域のパイプ役を担うクリーンリーダーを設置し、地域に根ざした取り組みを行う。

2 段ボールコンポスト

家庭から排出される生ごみを発酵促進剤とともに段ボール箱に入れ、その中で堆肥化等を行うもの。

3 バイオマス

再生可能な生物由来の有機物資源で、化石資源を除いたもので、種類は、次のとおりである。

4 バイオマスタウン構想

地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する効率的・総合的な利活用システムを構築するための構想。

- ・ 廃棄物系バイオマス 家畜排せつ物、食品系廃棄物、剪定枝、草木、下水汚泥、し尿汚泥 等
- ・ 未利用バイオマス 稲わら、もみ殻、林地残材(間伐材、被害木等) 等
- ・ 資源作物 さとうきび や とうもろこし などの糖質系作物、菜種 等

- 1 - 3 自然環境の保全

1 . 現状と課題

- 山や海や川などの美しい自然を確保し、人と自然が共生できる豊かで安心して暮らせる環境を後世に継承していくため、環境保全への積極的な取り組みが求められています。
- 市内の海や川などの公共水域の水質は、一部環境基準に達しておらず、引き続き調査・監視を実施し、生活排水等の対策を進める必要があります。
- 自然環境の保全に対する意識の高揚を図るために、動植物の生態系を学んだり、自然と触れ合う機会を創出していく必要があります。
- 観光客のニーズが「見る」観光から、「体験する」観光に変化している中で、自然環境の保全に参加できる体験型観光に取り組む必要があります。
- 地域住民、事業者、行政が協働して、自然環境の保全・活用をしていく体制づくりが必要です。

2 . 前期基本計画の評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 大気、水質の定期的な調査を実施し、水質については、下水道の整備や合併浄化槽の普及を図りました。
- 川の源流を探索することで水の大切さを学ぶ「源流探検バスツアー」を開催し、環境保全への意識向上を図りました。
- 森林の巡視、現状把握などの森林所有者による活動を支援し、適切な森林整備及び保全を図りました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケートの調査結果：「廃棄物処理対策や自然環境への取り組み」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	5.8%	31.5%	26.9%	11.6%	13.2%	11.0%

3 . 基本方向

地域の特性に応じた自然環境の保全と活用を図り、人と自然が身近にふれあえる機会を創出します。

4 . 推進施策の展開

(1) 自然環境の保全と再生

- 地域住民やボランティア団体等との協働により、里山、棚田や水辺などの保全と再生に努めます。
- 大気、水質の調査・監視を実施し、水質については、下水道や合併浄化槽の整備など生活排水の浄化対策を引き続き行います。

- オオムラサキやブナの原生林などの希少動植物の保護に努めます。
- ナベヅルのねぐらや給餌田等を整備して、生息環境の保全に努めます。
- 自然環境の保全の観点から、計画的な土地利用の規制・誘導を図ります。

(2) 自然環境の活用

- 市民が自然とふれあうことのできる機会の創出に努めます。
- 地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を伝えるエコツーリズム¹を推進し、環境保全の意識の醸成を目指します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
エコツーリズム実施回数 (回)	平成20年度	平成26年度	市内で実施されたエコツーリズムの年間回数
	60	120	

5. 主要事業

- 多自然川づくりの実施
河川が本来有している生物の生息、生育、繁殖環境及び多様な河川景観保全を目的とした川づくりをする事業。
- 周南市昆虫マップの活用
市内に生息する昆虫の生態調査を行って制作した「周南市昆虫マップ」を活用し、生物多様性の確保の大切さを学習してもらう事業。

用語説明

1 エコツーリズム

地域の自然環境や歴史文化などを破壊せずに、自然や文化に触れ、それらを体験し、学ぶことを目的に行う旅行、滞在型観光等。

- 2 快適な生活環境で暮らせる

- 2 - 1 水道水の安定供給

1 . 現状と課題

- 豊かで健康的な生活の確保や産業活動の活性化を図るためには、安全で豊富な水源を確保するとともに、良質な水を安定的に供給することが必要不可欠です。
- 市民に安心しておいしく飲める水を供給するためには、水源から蛇口に至るまでの一貫した水質管理が必要です。
- 地震発生など災害時においても安定した給水を確保するため、主要な浄水施設並びに管路の耐震化など、計画的な事業計画を策定し、機能強化を図ることが必要です。
- 上水道事業と簡易水道事業の統合や水道料金の適正化・統一化など事業経営の健全化及び一体化を図ることが必要です。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 災害発生時の飲料水を確保するため、新たに北山配水池を築造しました。
- 配水池の清掃や老朽化施設の改良など各浄水場の統合事業を計画的に実施してきました。
- 検査施設の整備や検査体制の強化を図り、鹿野地区の簡易水道の水質検査を委託検査から自己検査へ移行しました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「上水道の整備」に対する満足度

区 分	満 足	まあ満足	やや不満	不 満	わからない	無回答
全 体	26.8%	40.0%	6.6%	7.3%	9.6%	9.7%
都市地域	30.1%	41.6%	5.5%	3.5%	9.8%	9.5%
都市周辺地域	23.3%	38.4%	8.9%	12.5%	8.2%	8.6%
中山間地域	17.0%	33.8%	8.8%	19.0%	10.8%	10.8%

3 . 基本方向

水道事業の効率的な経営を推進し、安全で安定した水道水の供給に努めます。

4 . 推進施策の展開

(1) 水質改善と管理の強化

- 一の井手貯水池に水質改善装置を設置し、水道原水の水質向上を図ります。
- 水道管の末端における水質をリアルタイムに監視できる水質自動測定装置を設置し、水質管理を強化します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
一の井手原水取水率(%)	平成20年度	平成26年度	「一の井手貯水池取水量 ÷ 必要原水量 × 100」
	79	100	
水質自動測定装置設置数(箇所)	平成20年度	平成26年度	水質自動測定装置を設置した浄水施設の数。 浄水施設：8箇所(平成21年度現在)
	0	4	

(2) ライフラインの機能強化と整備促進

- 主要浄水場の耐震診断を実施し、耐震化計画を策定後、レベル2¹地震動に対応した施設の改良を進めます。
- 主要な基幹管路から優先的に耐震化を進め、災害時に重要な拠点となる病院や指定避難場所へ配水する管路について計画的に更新を進めます。
- 熊毛地区及び鹿野地区の配水管を耐震化する更新事業を進めます。
- 熊毛地区においては、安定した水源を確保し、水道基盤整備を進めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
浄水施設の耐震診断箇所数(箇所)	平成20年度	平成26年度	耐震診断を実施した箇所数 浄水施設：8箇所(平成21年度現在)
	0	8	
管路耐震化率(徳山・新南陽地区)(%)	平成20年度	平成26年度	「耐震化管路延長 ÷ 全管路延長 × 100」
	4.9	12.2	
管路耐震化率(熊毛・鹿野地区)(%)	平成20年度	平成26年度	
	4.1	30.6	

(3) 経営の安定化

- 負担の公平性を図るため、給水サービスの対価である水道料金を統一し、経営の安定化に努めます。
- 上下水道事業の効率的な運営と経営の合理化の推進、市民サービスの向上を図ることを目的として上下水道の組織統合を推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
労働生産性(千円)	平成20年度	平成26年度	「生産量(付加価値) ÷ 労働量(従業者数)」 労働生産性：労働者一人当たりの生産量
	38,652	39,846	

5. 主要事業

- 熊毛地区水道基盤整備事業
熊毛地区については、新たな水源を活用し現況の簡易水道施設を統合することにより、水道基盤整備を進める事業。
- 水質改善管理強化事業

水道原水の水質改善と水質管理を強化し、これまで以上に安心でおいしく飲める水道水を供給する事業。

- 管路耐震化事業

経年化し、耐震化を有しない管路について布設替えを行なう事業。

- 浄水施設耐震化事業

主要浄水場の耐震診断を実施し、耐震化計画を策定して施設の耐震化を進める事業。

- 経営安定化事業

能率的な経営の下における適正な料金設定に基づき、健全な経営を確保するための事業。

- 熊毛・鹿野簡易水道配水管更新事業

熊毛地区及び鹿野地区の水道施設を改良する事業。

用語説明

1 レベル2

発生確率は低いですが、直下型地震、海溝型巨大地震に起因する高いレベルの地震動。

- 2 - 2 下水道の整備・充実

1. 現状と課題

- 下水道は、雨水の排除による浸水の防除、汚水処理による生活環境の改善とともに、河川や海などの公共水域の水質保全など多面的な役割を担っており、市民が健康で安全・快適な生活を送るうえで必要不可欠な施設です。
- 本市の公共下水道処理人口は、約12万8,400人（平成21年（2009年）3月末現在）で、公共下水道普及率は84.3%となっており、これに農業集落排水や漁業集落排水、合併処理浄化槽を加えた汚水処理人口普及率¹は91.7%となっています。
- 下水道施設の増加と老朽化が進む中、下水道サービスを安定的に確保していくためには、下水道資産を適正に管理し、施設の延命化及び改築更新の投資の平準化など、下水道施設の整備や維持管理の体系的な取り組み（ストックマネジメント）が必要となっています。
- 都市化の進展による流出形態の変化に対応した市街地の浸水対策と、徳山地域の市街地の一部において汚水と雨水を同じ管渠で処理している合流式下水道の改善等に努めていく必要があります。
- 安定した下水道経営のため、経営基盤強化の取り組みをより一層進める必要があります。

2. 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 公共下水道普及率の比較的低い熊毛・鹿野地域の公共下水道の整備や山間部等の集落の合併処理浄化槽の普及を図りました。

周南市の汚水処理人口普及率（平成21年（2009年）3月末現在）

処 理 人 口（人）					住民基本 台帳人口 （人）	汚水処 理人口 普及率	平成16 年3月末 現在
公 共 下 水 道	農 業 集 落 排 水	漁 業 集 落 排 水	合 併 浄 化 槽	合 計			
128,402	5,663	415	5,288	139,768	152,365	91.7%	89.2%

- 「合流改善アドバイザー会議」を設置し、平成25年度までの施設改善に向けて「周南市合流式下水道緊急計画」の策定を行いました。
- 街路事業や土地区画整理事業の進捗に併せ、計画的に公共下水道（雨水）の整備を進めるとともに、「新地雨水ポンプ場」の整備など雨水対策事業を推進しました。
- 老朽化が進む下水道施設を適正に管理し、維持管理の効率化・高度化を目的として「下水道台帳管理システム」の構築の準備をしました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「下水道・排水施設の整備」に対する満足度

区 分	満 足	まあ満足	やや不満	不 満	わからない	無回答
全 体	23.4%	42.4%	9.0%	8.0%	8.1%	9.1%

3. 基本方向

下水道施設の効率的・効果的な整備や維持管理を図るとともに、下水道経営の基盤強化に努めます。

4. 推進施策の展開

(1) 下水道施設の資産管理

- 下水道資産を適正に管理するため、下水道台帳や改築・修繕履歴等の電子化・データベース化を図り、維持管理の効率化を進めます。
- 施設の点検、診断、延命化を含めた維持管理・改築更新を体系的に捉えた下水道長寿命化計画を策定し、施設の改築を進めます。
- 合流式下水道の改善を図り、水環境等の保全に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
下水道台帳管理システム整備率（％）	平成20年度	平成26年度	「データベース化済み管渠延長 ÷ 管渠総延長 × 100」
	17.7	100.0	

(2) 汚水処理施設の整備

- 人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽など、地域の実情に応じた効率的な汚水処理施設の整備を推進し、未整備地区の解消など汚水処理人口普及率の向上に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
汚水処理人口普及率（％）	平成20年度	平成26年度	「処理対象区域人口 ÷ 住民基本台帳人口 × 100」
	91.7	93.0	

(3) 雨水対策の充実

- 雨水路、ポンプ場等の整備を図るとともに、河川事業等との連携を図りながら、雨水の排出抑制等について検討を行い、雨水対策の充実に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
都市浸水対策達成率 ² （％）	平成20年度	平成26年度	「雨水整備済み区域面積 ÷ 都市浸水対策整備対象面積 × 100」
	20.7	28.1	

(4) 下水道経営の安定

- 地方公営企業法の適用により企業会計方式を導入し、経理内容の明確化と透明性の向上を図るとともに、長期的視点に立った効率的な経営に努めます。
- 損益等の経営状況をわかりやすく市民に説明するとともに、水道・下水道一体となったサービスの提供、共通経費等のコスト削減等を目的として上下水道の組織統合を推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
公共下水道事業の経費回収率（％）	平成20年度	平成26年度	「下水道使用料合計÷下水道経費のうち汚水処理費合計×100」
	85.1	87.6	

5. 主要事業

- 徳山中央浄化センター再構築事業
昭和41年（1966年）10月供用開始以来、老朽化した施設の再構築を行う事業。
- 合流式下水道緊急改善事業
管渠の吐口において簡易スクリーンを設置し夾雑物の除去を行うとともに、徳山中央浄化センター内で簡易処理施設の高度化を図り、汚濁負荷量の削減を行う事業。
- 浸水対策事業
雨水路、ポンプ場等の整備を行う事業。
- 下水道台帳管理システム整備事業
下水道台帳と施設情報を一体的に電子化・データベース化することにより、維持管理の効率化・高度化を図る事業。
- 地方公営企業法適用推進事業
下水道事業の地方公営企業法適用に向けて固定資産の調査及び評価を実施し、官庁会計から企業会計へ移行するための事業。

用語説明

- 1 汚水処理人口普及率（％）

$$\frac{\text{下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽の処理区域内人口}}{\text{総人口（住民基本台帳人口）}} \times 100$$
- 2 都市浸水対策達成率
 公共下水道や都市下水路による都市浸水対策の整備対象地域の面積（3,655ha）のうち、概ね5年に1度起こると予想される規模の大雨に対して、既に整備が完了している区域の面積の割合。

都市基盤

- 1 ひと・もの・情報が交流する
 - 1 中心市街地の整備・充実
 - 2 道路の整備
 - 3 港湾の整備
 - 4 交通体系の充実
 - 5 地域情報化の推進
- 2 快適な都市空間で暮らせる
 - 1 緑の空間の創造
 - 2 快適な居住環境の整備
 - 3 住宅の整備
 - 4 河川・水辺空間の整備

- 1 - 1 中心市街地の整備・充実 【担当する課等：中心市街地整備課】

1. 現状と課題

- 徳山駅周辺整備事業については、平成16年度に「徳山駅周辺整備構想」、平成19年度には再生戦略会議による「徳山駅ビル及び周辺グランドデザイン」を策定するなど、市民参画のもと、事業実現に向けた構想・計画づくりに取り組んできました。
- 中心市街地活性化への取り組みは、平成11年度に策定した「周南市中心市街地活性化基本計画」に基づき実施してきましたが、計画策定当時からは10年が経過しており、中心市街地を取り巻く状況も変化しています。
- 国においては、いわゆる「まちづくり三法」¹の改正を行い、新たに中心市街地活性化基本計画を認定制度にし、認定を受けた市町村への支援を厚くする「選択と集中」の方針を打ち出しており、本市としてもその対応が必要となっています。
- 中心市街地活性化のためには、商工会議所や商店街との連携が不可欠ですが、それに加えて、商業活性化以外の様々な方策が必要であり、まちづくり関係者等多くの方にご協力いただける体制づくりも必要になっています。
- 中心市街地は都市機能の集積した拠点として重要な役割を担っていましたが、商業・業務機能等の郊外流出が進んでいるなか、都市活動の求心力の強化、多様な活動・賑わいの場の形成、居住空間の充実等が課題となっています。

2. 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 徳山駅南口にエスカレーター及びエレベーターを設置し、新幹線利用者のバリアフリーを実現しました。
- 徳山駅周辺整備に向けた計画づくりを進めました。
- 市道岡田原築港線を整備し、徳山駅南北の交通の円滑化、一体化を図りました。
- 中心市街地の交流拠点として、ふれあいパーク「街あい」の運営を支援してきました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「徳山駅を中心とした中心市街地活性化」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	1.5%	5.9%	20.2%	52.7%	11.6%	8.1%

3. 基本方向

駅ビルや駅前広場など徳山駅周辺整備に取り組むとともに、商業の活性化や街なか居住の推進に努めるなど、高齢化社会に対応した、すべての人が利用しやすい中心市街地づくりを進めます。

4. 推進施策の展開

(1) 徳山駅周辺整備事業の推進

- 中心市街地活性化のマスタープランである新たな「中心市街地活性化基本計画」を策定し、主要事業として徳山駅周辺整備事業を推進します。
- 鉄道で分断された駅南北の連携強化を図ります。
- 各交通機関間の連携強化など、公共交通の利便性向上を図ります。
- 「歩いて暮らせるまちづくり」の実現に向けて、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮し、すべての市民にとって快適で利便性の高い駅周辺施設を実現します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
南北の交流人口（人／日）	平成20年度	平成26年度	南北自由通路 1日あたりの通行人数
	1,804	2,000	

(2) 魅力ある中心市街地の再生・充実

- 新たな「中心市街地活性化基本計画」に基づき、様々な機能が集積した魅力ある中心市街地の再生に努めます。
- 民間による事業の掘り起こしを積極的に行い、その事業化を支援します。
- 商業の活性化をはじめ再開発などの市街地整備改善、都市福利施設の整備、街なか居住の推進、公共交通の利便性向上など、様々な面から中心市街地の充実を図ります。
- 商工会議所、商業者、民間事業者、市民団体、行政など多様なまちづくり関係者で構成する中心市街地活性化協議会を設置し、中心市街地のまちづくりを総合的に推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
街なか居住人口（人）	平成21年度	平成26年度	中心市街地エリアに居住する人数
	個別計画で検討中	個別計画で検討中	
街なか歩行者の通行量（人／日）	平成21年度	平成26年度	中心市街地主要路線10箇所の1日あたりの通行人数
	個別計画で検討中	個別計画で検討中	

5. 主要事業

- 徳山駅周辺整備事業
徳山駅ビル、北口・南口駅前広場、南北自由通路等の整備事業
- 民間事業に対する支援
民間で取り組む可能性のある事業の掘り起こしとその事業化を支援する事業

用語説明

1 まちづくり三法

都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地の活性化に関する法律

- 1 - 2 道路の整備

1 . 現状と課題

- 本市の形態は、臨海部から市街地や中山間地域と広域化しており、地域の交流や一体化の推進を図るために道路整備がまちづくりの重要課題の一つとなっています。
- 一般国道2号をはじめ市域を縦横断する主要国道・県道は朝夕通勤時に慢性的な交通渋滞が発生し、一般国道2号の戸田、熊毛地域の4車線拡幅化や周南立体事業¹の早期整備をはじめ主要幹線の交通渋滞対策が求められています。
- 地域高規格道路「周南道路」²の実現は、周南地域内の物流の円滑化、交通渋滞の緩和などに繋がり、臨海部産業の活性化や沿道環境の改善を図る上でも重要です。
- 地域に密着した市道は、より利便性の向上を図るとともに、通行の安全性や快適性を確保する上から、隘路箇所の拡幅、舗装の改良、歩道等のバリアフリー化が必要です。
- 維持管理においては、市道に架かる橋（821橋）の約30%が建設後40年以上経過しているため、長期的なアセットマネジメント³が求められています。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 一般国道2号の戸田地区4車線化拡幅工事が着手されました。
- 道路改良要望路線の事業評価基準を設け、計画的な道路整備を推進しました。
- 生活基盤である市道の維持・管理については、疲弊した道路舗装路面の改修など緊急性、安全性を考慮した適切な対応を行っています。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「道路の整備」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	17.4%	42.3%	16.0%	12.6%	3.1%	8.7%

3 . 基本方向

幹線及び地域の道路ネットワークの利便性の向上や、市民とともに安心・安全で快適な道路環境の確保を図るとともに、効率的で計画的な維持管理を推進します。

4 . 推進施策の展開

(1) 生活道路の整備

- 円滑な移動の確保や地域間交流の促進を図るため、市内の各拠点地区を結ぶ国道や県道などの整備の促進を要請します。
- 市内全域の市民生活に密着した生活道路の安心・安全・快適な道路環境整備に努めます。
- 都市計画道路など地域内の道路については、バリアフリー化に取り組むとともに周

辺地域と調和を図り、計画的で効率的な整備の推進に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市道延長 (km)	平成20年度	平成26年度	市道認定した市道の総延長
	1,180	1,190	
市道の改良率 (%)	平成20年度	平成26年度	「改良済区間 ÷ 市道延長 × 100」
	62.7	63.4	

(2) 広域ネットワークの充実

- 一般国道2号の渋滞緩和対策として、戸田、熊毛地区の拡幅事業や周南立体事業の早期完成に向けて取り組みます。
- 交通渋滞の緩和や道路環境の改善とともに、広域的な交流促進や地域間連携を図るため、地域高規格道路「周南道路」の早期実現に取り組みます。

(3) 生活道路の維持管理

- 安心・安全な道路環境を維持するため、道路の定期的な点検や緊急的な維持補修に努めるとともに、計画的で効率的な維持管理に努めます。
- 橋梁の長寿命化計画を策定し、橋梁の計画的な維持管理に努めます。
- 地域の生活基盤である市道の維持・管理については、地域や市民とのパートナーシップによる環境整備を目指します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
歩道のバリアフリー化の整備延長 (m)	平成20年度	平成26年度	歩道をバリアフリー化した市道の整備延長
	170	3,405	
橋梁長寿命化修繕を行った橋梁の数 (橋)	平成20年度	平成26年度	全822橋のうち修繕を行う橋梁数
	0	15	

5. 主要事業

- 主要生活道路整備事業
市民に身近な主要な市道の安心・安全・快適な道路環境を整備する事業。
- 橋梁長寿命化修繕計画事業
老朽化した橋梁の長寿命化計画を策定し、計画的な点検や修繕などを行う事業。

用語説明

1 周南立体事業

一般国道2号の住吉中学校前交差点から城ヶ丘交差点までの区間における三田川交差点の立体化や主要交差点の改良事業。

2 地域高規格道路「周南道路」

周南市から光市までの地域連携による地域集積圏の形成、集積圏相互の交流の促進、交通拠点等との連結を図る幹線道路。

3 アセットマネジメント

道路・橋等を市民の資産（アセット）として捉え、損傷が発生してから対応するのではなく、損傷の推移を適切に予測し、橋の架け替えのピークの平準化や延命のための補修等、計画的に効率よく最適な資産の管理運用をすること。

- 1 - 3 港湾の整備 【担当する課等：河川港湾課、企画課】

1 . 現状と課題

- 徳山下松港は、周南コンビナートの原燃材料である石油、石炭、原塩などの大量のバルク（ばら積み）貨物やコンテナ貨物を取り扱う重要な物流拠点となっています。
- 大型貨物船舶の入港の制限があるなど、多目的国際ターミナル¹としての機能が不十分であり、国際水準を満たす港湾基盤の強化が喫緊の課題です。
- 徳山下松港は「スーパーバルクターミナル」²の候補地に挙げられるなど、国際物流拠点港として益々発展することが期待されています。
- 平成20年度には、徳山下松港は全国初となる「臨海部産業エリア形成促進港」³、「臨海部産業エリア」の指定を受け、バルクターミナルとして効率化を図るため、民間事業者への公共埠頭の一体貸付制度が施行されました。
- 中心市街地に近い晴海地区においては、公園や歩道等の整備が進められ、臨海部における市民に親しまれる憩いの拠点的な空間が求められています。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 新南陽地区のN7号埋立事業は平成17年度から護岸整備が進められています。
- 新南陽地区のマイナス12m泊地の整備が進められています。
- 防波堤の嵩上げなどの高潮対策や徳山地区の耐震強化岸壁の整備が進められています。
- 「ポートルネッサンス21計画」⁴に基づき、晴海地区の歩道が整備されました。

3 . 基本方向

国際物流拠点港として、国際競争力のある物流基盤の強化に努めるとともに、市民生活の安心・安全の確保や市民が集い・憩う空間の整備を推進します。

4 . 推進施策の展開

(1) 港湾基盤の強化

- バルク貨物などの輸送網拠点として、泊地・航路や荷役機械など港湾基盤の整備を推進します。
- 臨海部の事業用地や物流用地等を確保するため、新南陽地区のN7号埋立事業及び徳山地区のT10号埋立事業を推進します。
- 循環型社会の形成を促進するため、環境にやさしい総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）の形成を推進します。
- 臨海部産業の効率的な物流機能の向上を図るため「臨海部産業エリア」の形成を推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
7万DWT ⁵ 以上貨物船 舶入港数(隻)	平成20年度	平成26年度	徳山下松港に入港した7万DWT 以上貨物船の年間隻数
	3	30	

(2) 港湾施設の改修

- 高潮対策や耐震強化岸壁の整備等を推進し、市民の安心・安全な生活環境を確保するとともに、市民が集い、楽しめる空間づくりを推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
耐震強化岸壁の整備数 (岸壁)	平成20年度	平成26年度	地震等の災害時に海上輸送を 確保するため、耐震性を強化 した岸壁の整備数
	0	1	

5. 主要事業

- 多目的国際ターミナル整備事業
国際競争力の強化を図るため、航路・泊地の浚渫、岸壁・埠頭等を整備する事業。
- N7号埋立事業
新南陽地区において、港湾浚渫土砂や廃棄物を埋立用材として土地造成を行い、臨海部用地を確保する事業。
- T10号埋立事業
徳山地区において、港湾浚渫土砂を埋立用材として土地造成を行い、臨海部用地を確保する事業。
- 「ポートルネッサンス21計画」整備事業
晴海地区における公園や歩道等を整備し、市民や観光客が集い・憩い・楽しめる拠点的な空間づくりをする事業。

用語説明

- 1 多目的国際ターミナル
岸壁水深マイナス10m以上で多様な荷姿の外貿貨物を取り扱うターミナル。
- 2 スーパーバルクターミナル
ケーブサイズ(一般的に15~17万DWT程度)のバルク貨物輸送船の入港が可能な大水深国際ターミナル。
- 3 臨海部産業エリア形成促進港
「臨海部産業エリア」(民間事業者が一体的に運営する埠頭及びその隣接区域の連携を強化することによりバルク貨物等の輸送の効率化を促進する区域)の形成により地域の産業の国際競争力の強化を図る港湾。
- 4 ポートルネッサンス21計画
晴海地区の総合的な港湾空間を創造する基本計画(平成4年度「徳山下松港港湾計画」改訂)。
- 5 DWT(載貨重量トン数)
船舶に積載可能な貨物等の最大積載量により船舶の大きさを表す指標。

- 1 - 4 交通体系の充実

1. 現状と課題

- 日常生活に密着した交通機関として、民間のバス路線、JRの山陽本線と岩徳線、大津島航路等があり、住民の移動手段として重要な役割を果たしています。
- 中山間地域を中心として路線バスの乗客数は年々減少しており、これらの生活交通の維持・確保を図ることが課題となっています。
- 離島航路である大津島航路については、利用者は年々減少していますが、島民の生活や観光のために引き続き支援していく必要があります。

2. 前期基本計画の評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 鹿野地区において、平成19年（2007年）10月から予約型乗合タクシーの運行を開始し、新たな住民の交通手段としての役割を果たしています。
- 新幹線「のぞみ」の徳山駅停車数が増便されました。（1日2本から3本に）
- 大津島航路において、旅客船のバリアフリー化を支援しました。
- 民間バス会社が行う超低床ノンステップバスの導入を支援しました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「バスや鉄道など公共交通機関の利便性」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	10.2%	30.8%	22.9%	22.5%	5.6%	8.0%

3. 基本方向

生活交通の維持確保を図るとともに、市民が利用しやすい公共交通体系づくりを進めます。

4. 推進施策の展開

(1) 公共交通機関の充実

- 市民の利用実態に合わせた、より利便性の高い運行を関係機関に要請します。
- 超低床ノンステップバスの導入支援等による公共交通のバリアフリー化を図り、すべての人が利用しやすい交通環境づくりを推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
民間バス会社のノンステップバスの導入率（％）	平成20年度	平成26年度	全車両のうちノンステップバスの占める割合
	16.5	31.6	

(2) 生活交通の維持・確保

- 既存の公共交通機関の利用促進を図るため、ノーマイカーデーの推進やイベントの開催などによる啓発活動に努めます。
- 不採算バス路線については、路線の存続を図るよう要請を行い、必要に応じて路線の見直しや乗合タクシーなどの新しい交通システムの導入を検討します。
- 離島航路については、航路を安定的に維持できるよう支援に努めます。

5 . 主要事業

- 生活交通活性化事業
路線バスの利用促進や不採算路線の見直しを行い、必要な地域においては新たな交通システムの導入を図る事業。
- 地方バス路線維持対策事業
不採算バス路線に対する助成を行い、路線の維持確保を図る事業。
- 超低床ノンステップバス導入事業
市内バス路線への超低床ノンステップバス導入に対して、車両等購入費の一部を助成する事業。
- 離島航路運営費補助事業
離島航路の欠損額の助成を行い、離島航路の維持確保を図る事業。

- 1 - 5 地域情報化の推進

1 . 現状と課題

- C A T V事業者によるエリア拡張を支援し、市内全域のC A T V網の整備が完了したことから、C A T V回線を利用して本庁舎や総合支所等の公共施設間のイントラネット¹を構築しています。
- 「山口県市町電子申請システム共同運営協議会」を設立し、平成18年（2006年）から電子申請汎用受付システムの共同運用を開始しましたが、本人確認や手数料の納付などに課題が残っています。
- いつでも、どこでも、だれでもI C T²の恩恵を実現できるユビキタス社会³に向けた積極的な取り組みとともに、個人情報など情報資産における情報セキュリティ対策が重要な課題となっています。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 市内全域でC A T V網の整備を支援し、ブロードバンド環境が整いました。
- 家庭や職場から24時間いつでも各種申請や届出ができる電子申請受付システムを構築しました。
- 市民の安心・安全に関する情報や気象情報などをメールで配信する「しゅうなんメールサービス」を開始しました。
- 市のホームページは、平成18年度に専門的な知識がなくても情報発信できるようC M S⁴を導入し、リニューアルしました。
- 平成20年（2008年）に携帯電話でのホームページの運用を開始しました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「CATVや高速通信網など情報化への対応」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	6.5%	35.7%	14.4%	6.5%	24.4%	12.5%

3 . 基本方向

ユビキタス社会に向けて、多様化する社会ニーズに応える情報化を進め、I C Tの利活用を促進します。

4 . 推進施策の展開

(1) 電子自治体の推進

- 公共施設予約受付システムをはじめ、市民が24時間、家庭や職場にしながら利用できるシステムを導入し、便利で快適な市民生活を支える情報化を推進します。
- パソコンや携帯電話などの情報通信端末を使用して、行政情報を素早く周知し、また、市民も簡単に情報発信できる仕組みを整えることにより、I C Tでつながる地

域社会の実現を目指します。

- 情報通信端末が普及する中で、ネットリテラシー⁵やネチケット⁶の啓蒙啓発に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
「しゅうなんメールサービス」登録件数(件)	平成20年度	平成26年度	安心・安全に関する情報や行政情報等を配信するメールサービスの登録件数
	5,245	7,000	
電子申請年間利用件数(件)	平成20年度	平成26年度	住民票の写しの請求等、各種申請や届出などを、インターネット上の電子申請システムから手続きを行った年間件数
	71	200	

(2) 情報セキュリティ対策

- 情報セキュリティ事件・事故を未然に防ぐため、職員一人ひとりの情報セキュリティに対する知識と意識を高め、情報セキュリティレベルの向上を目指します。
- 周南市情報セキュリティ基本方針及び対策基準に基づき、セキュリティ対策に取り組めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
情報セキュリティ研修受講者累計(人)	平成20年度	平成26年度	インターネットを利用した研修や集合研修を受講した職員数の累積(平成20年度から実施)
	300	3,000	
情報セキュリティ被監査部門数累計(部門)	平成20年度	平成26年度	情報セキュリティ対策実施状況の監査部門数の累計 監査対象：18部門。必要に応じ、監査済み部門の追加監査を行う
	2	20	

5. 主要事業

- 電子自治体推進事業
公共施設の案内・予約を一般利用者がインターネット回線や携帯電話等を通じて利用するシステムの構築。
- 情報セキュリティ対策事業
職員を対象とした集合研修及び全庁部門に対する情報セキュリティ監査事業。

用語説明

- 1 イン트라ネット(Intranet)
インターネットの通信技術を使って構築した企業や団体の組織的ネットワーク。
- 2 ICT(Information and Communication Technology)
情報通信技術の総称。
- 3 ユビキタス社会
「いつでも、どこでも、何でも、だれでも」がネットワークに簡単につながり、ICTが日常生活に普及し、簡単に利用できる社会のこと。

4 C M S (Contents Management System)

ホームページを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保存・管理できるソフトウェア。

5 ネットリテラシー

インターネットを活用する能力や技術。

6 ネチケット

インターネットを利用するうえでのエチケット、インターネット等のネットワークを利用する人が守るべき倫理基準。

- 2 快適な都市空間で暮らせる

- 2 - 1 緑の空間の創造

1 . 現状と課題

- 公園・緑地はレクリエーション・文化・スポーツ・防災の拠点となっていますが、大半の公園が整備後30年余り経過しているため、ユニバーサルデザインに配慮した施設のリニューアルや防災機能の充実が求められています。
- 市のシンボルロードである御幸通や岐山通を中心に街路樹による緑のネットワークが形成されており、適正な維持管理の仕組みと市のイメージアップのための活用が求められています。
- 公共施設や企業等には、屋上緑化や壁面緑化など、市街地における緑空間の確保や景観の保全などが求められています。
- 臨海部の工業地帯周辺は、一部で緩衝緑地等により住工分離がされていますが、自然と産業の調和を図るため、効果的で適切な緑地の配置が必要です。
- 市民の緑化や美化、景観に対する意識向上を図るとともに、公園や街路樹等の維持管理及び緑の保全や育成を、行政・地域・事業者が協働して取り組む体制づくりが必要となっています。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 周南緑道（延長969m）を防災道路として、機能向上を図るための整備を行いました。
- 周南緑地において、周南フレンドパークや庭球場（全天候型コート18面など）をユニバーサルデザインにより整備しました。
- 緑に関する総合的な取り組みと施策の方針を示す「緑の基本計画」を策定しました。
- 公園・街路樹の剪定枝をチップ化し、緑化資材として活用する緑のリサイクル事業を開始し、緑化を推進しています。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「公園や緑地などの整備」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	11.7%	40.7%	19.8%	12.1%	5.8%	10.0%

3 . 基本方向

防災機能をはじめとした多様なニーズに対応した公園・緑地の整備を図るとともに、市民と行政の協働による都市緑化を推進します。

4 . 推進施策の展開

(1) 公園・緑地・街路樹の維持・管理

- 市民団体等との協働により、市民が安心・安全で快適に利用できるよう公園・緑地

等の適正な維持・管理に努めます。

- 市民参加により、既存資源を活かした公園・緑地の魅力増進に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
公園愛護会結成団体数（団体）	平成20年度	平成26年度	公園の清掃、除草等の維持管理を中心とした愛護会活動を行うために結成された団体数
	118	142	

(2) 公園・緑地の整備

- 「緑の基本計画」に基づき、市民の安心・安全の確保の視点から防災拠点としての機能にも配慮して、公園・緑地の適正な配置と計画的な整備・保全を図ります。
- 緩やかなスロープや多目的トイレの設置など、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した施設の整備を図ります。
- 西緑地における貴重な自然環境の保全と活用を図ります。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
緑化重点地区 ¹ 内の公園のバリアフリー化したトイレの箇所数（箇所）	平成20年度	平成26年度	永源山公園周辺及び中心市街地周辺、周南緑地周辺地区内の公園のバリアフリー化したトイレの箇所数 対象トイレ数：32（平成21年4月現在）
	7	16	

(3) 緑化の推進

- 花いっぱい運動を市内全域で展開します。
- 市民の緑化意識の更なる高揚と人材の育成を図るとともに、緑化活動の仕組みを整備し、市民と行政の協働による緑化を推進します。
- 建築協定や地区計画等を活用し民有地の緑化を推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
公園愛護会花いっぱい花壇の参加団体数（団体）	平成20年度	平成26年度	花いっぱい花壇に参加している団体数
	35	47	

5. 主要事業

- 周南緑地整備事業
多様なレクリエーション・スポーツニーズに対応した施設の整備・改善を図るとともに、広域防災拠点としての防災機能の充実を図る事業。
- 永源山公園整備事業
永源山公園の南エントランスやメインエントランス等における園路などの整備を図るとともに、広域避難地としての防災機能も充実させる事業。
- 都市公園バリアフリー推進事業
緑化重点地区内の公園において、出入り口の改修や多目的トイレへの改修によりバリアフリー化を進める事業。
- 花とみどり推進協議会設置事業

市民との協働により、花とみどりに関する事業の方向性と推進施策を協議し実行するための組織を設置する事業。

- シンボルロードグリーンアップ事業

市のシンボルロードである御幸通や岐山通の緑化を市民と行政の協働により推進する事業。

用語説明

1 緑化重点地区

緑化の保全及び緑化の推進を重点的に図る地区。「永源山公園周辺地区」、「中心市街地周辺地区」、「周南緑地周辺地区」の3つの地区を緑化重点地区として設定。

- 2 - 2 快適な居住環境の整備

1 . 現状と課題

- 本市は、美しい瀬戸内海の自然の広がる島しょ部と市街地や工場地帯で形成された都市部、のどかな田園風景と豊かな自然が広がる中山間地域により構成されています。
- 徳山、新南陽、熊毛の各地域の南部は、一体的・総合的な土地利用計画の推進を図るため、都市計画区域の指定を受けています。
- 市街地では快適な生活空間を目指して道路、公園、下水道などの都市基盤整備が進められていますが、中山間部や島しょ部では人口減少、高齢化等により集落機能の維持が困難な地区が増えており、これらの地区の維持や活性化を図る必要があります。
- 健全な市街地の形成を図るため、都市基盤施設整備と宅地の利用増進を一体的に進める土地区画整理事業を実施しており、着実な事業推進が求められています。
- 各地域の歴史や文化、自然環境などの要素に彩られた景観は、市民に安らぎと潤いを与え、快適な居住環境を形成する上で景観の重要性はますます高まっています。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 久米中央地区土地区画整理事業（27.1ha）及び富田西部第一地区土地区画整理事業（23.5ha）を進めました。
- 熊毛中央地区土地区画整理事業（14.0ha）が平成20年度に完了しました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「住環境の整備や土地区画整理事業の推進」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	5.0%	28.6%	20.5%	11.6%	23.1%	11.2%

3 . 基本方向

地域の歴史や文化など地域特性を生かした快適で安全なまちづくりに向けて、適正な土地利用の規制・誘導や計画的な都市基盤整備を図るとともに、良好な景観の創出・保全を市民とともに推進します。

4 . 推進施策の展開

(1) 快適で安全なまちづくりの推進

- 都市計画の総合的な指針となる「周南市都市計画マスタープラン」に基づき、地域特性に応じた個性ある魅力的なまちづくりを進めます。
- 港から御幸通、岐山通、動物園などの文化ゾーンへと続く「都心軸」を中心として、活力と魅力のある都市機能の集積を図ります。
- 都市計画区域内の市街化区域や市街化調整区域等については、地区計画や開発許可制度などを活用し総合的かつ合理的な土地利用の規制と誘導を図ります。

(2) 良好な景観の形成

- 地域の景観資源を発掘し、良好な景観の形成や保全を図るため景観計画¹を策定し、市民共通の財産として次の世代に引継いでいきます。
- 駅周辺の拠点地区において賑わいと活気を感じる景観の創出を促進するとともに、市街地においては緑豊かな景観の保全・形成に努めます。
- 市街地周辺の緑豊かな山地、美しい棚田や瀬戸内海の自然景観と地域の水辺景観の保全と創出を図るとともに、文化的・歴史的なまちなみの保存に努めます。
- 市民の景観によるまちづくり意識の醸成を図り、市民の積極的な参画・協働により各地域固有の景観の形成、保全を推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
景観重要建造物・景観重要樹木 ² の指定数(件)	平成20年度	平成26年度	景観計画区域内で良好な景観形成に重要な建造物や樹木として指定されている件数
	0	3	

(3) 土地区画整理事業の推進

- 施工中の事業について、市民の合意形成を図りながら計画的に推進し、早期完成に努めます。
- 道路や公園などの都市施設を適切に配置、整備することで快適性と安全性の向上を図ります。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
久米中央地区土地区画整理事業の進捗率(%)	平成20年度	平成26年度	「年度末の事業費の実績累計÷全体事業費×100」
	42.4	95.6	
富田西部第一地区土地区画整理事業の進捗率(%)	平成20年度	平成26年度	「年度末の事業費の実績累計÷全体事業費×100」
	55.9	93.8	

5. 主要事業

● まちづくり推進事業

周南市都市計画マスタープランに基づき、地域特性に応じた魅力的なまちづくりの推進と地域間交流による地域の活性化を図る事業。

● 景観形成推進事業

景観行政の基本理念や景観形成のための基本計画である「周南市景観計画」を策定し、景観の形成、保全を推進する事業。

● 土地区画整理事業

久米中央地区(27.1ha)、富田西部第一地区(23.5ha)の都市基盤施設整備と宅地の利用増進を図る事業。

用語説明

1 景観計画

景観法に基づき、良好な景観形成を図るため、対象地区、良好な景観の形成に関する

方針、行為の制限に関する事項、景観重要樹木等の指定方針などを定める計画。

2 景観重要建造物・景観重要樹木の指定

景観行政団体の長は、景観計画の指定方針に基づき景観計画区域内の良好な景観形成に重要な建造物や樹木を指定することができる。

指定にあたっては、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであり、文化財保護法の規定で国指定されているものについては適用しないこととなっている。指定されると所有者等に維持管理の規制や義務等が発生する。

- 2 - 3 住宅の整備

1. 現状と課題

- 「周南市住宅マスタープラン」に基づき、少子高齢化社会や空き家住宅の増加などの課題解決のために、安心・安全な住まいづくりや快適な住環境づくりに取り組んでいます。
- 今後は、住宅政策を「公共主導」のものと「民間主役」のものに区分し、これらが相乗的な効果を発揮できる事業を、周辺地域における良好なコミュニティの形成・促進に配慮し、計画していく必要があります。
- 低所得者や高齢者、障害者、子育て世帯などに、必要な市営住宅数を維持するため、老朽化した住宅の計画的な建替えが必要です。
- 市営住宅の建設にあたっては、借上げ住宅等の様々な手法の検討や福祉施設の併設等を考慮しながら進めていく必要があります。

2. 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 地域特性や家族形態等に応じた良好な住環境を提供するための「周南市住宅マスタープラン」を策定しました。
- 市営住宅の維持・改善事業、建替事業などにより住宅ストックを有効に活用するため「周南市公営住宅ストック総合活用計画」を策定し、改修や建替えを進めました。
- 既存の建築物の耐震改修を総合的かつ計画的に進めるために、「周南市耐震改修促進計画」を策定しました。
- 平成19年（2007年）に空き家情報バンクを設置し、その登録が16件、利用希望者の登録が40件（平成21年（2009年）4月1日現在）で、県外からの問い合わせ等もある状況です。

3. 基本方向

少子高齢化社会に対応した安心、安全な居住環境の確保に努めるとともに、民間活力を活用し、より効果的な居住の安定化を推進します。

4. 推進施策の展開

(1) 住まいの安心・安全の向上

- 周南市耐震改修促進計画に基づき、耐震化の必要性に関する啓発活動に努め、既存の住宅建築物の耐震化を促進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
居住世帯がある住宅の耐震化率（％）	平成19年度	平成26年度	居住者のいる住宅の全棟数に対する耐震性のある棟数の割合
	65	90	

多数の者が利用する建築物等の耐震化率(%)	平成19年度	平成26年度	学校、体育館、劇場、事務所、病院、老人ホームその他多数の者が利用する建築物の全棟数に対する耐震性のある棟数の割合
	61	80	

(2) だれもが住まいに困らない仕組みづくり

- 周南市公営住宅ストック総合活用計画に基づき、計画的な市営住宅の供給に努めます。
- 民間住宅ストックの有効活用も含め、借上型公営住宅¹など民間活力の活用により、地域のコミュニティにも配慮した重層的な住宅セーフティネットの構築を検討します。
- 空き家情報バンクの認知度を高め、登録数の増加等により充実を図り、街なか居住や田舎暮らし等の住まいのニーズに応じた情報提供と、空き家住宅の有効活用に努めます。

5. 主要事業

- 住宅等耐震化促進事業
高層市営住宅の耐震補強設計及び耐震改修を行う事業。
- 周南第1住宅建替事業
- 空き家情報バンク
空き家（空き家となる予定のものを含む。）に関する情報を登録し、空き家の利用を希望する方に情報提供を行い、空き家を有効に活用する事業。
- 周南市住宅・建築物耐震化促進事業
地震による被害を未然に防ぐため、木造住宅の耐震診断、耐震改修及び建築物の耐震診断を実施する所有者に、その費用の一部を助成する事業。

用語説明

1 借上型公営住宅

民間事業者や地方住宅供給公社等の公的機関が新築または保有する住宅のうち、一定の規模や設備を備えた優良なものを、公営住宅として借上げるもの。

- 2 - 4 河川・水辺空間の整備

1．現状と課題

- 本市には、山口県が管理する一級河川4河川と二級河川24河川、市が管理する準用河川73河川があります。
- 河川は洪水による浸水被害を防止・解消する治水機能や用水を供給する利水機能だけでなく、多様な自然環境や水辺空間を生かした潤いの場や地域の文化を育む場としての役割が求められています。
- 近年の宅地化の進展などによる流出形態の変化や治水機能の低下が進んでいることから、排水機能の拡充が重要な課題となっています。
- 河川の整備においては、山口県が管理する河川や公共下水道における雨水路整備などと連携を図りながら、河川の防災機能や環境空間としての整備など、地域全体を捉えた計画的な事業の取り組みが必要となっています。
- 地元ボランティアをはじめ市民との協働による河川維持活動とともに、景観にも配慮した自然環境と調和した川づくりを推進する必要があります。

2．前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 準用河川黒木川においては、地域の自然や景観に配慮した河川改修を実施しました。
- 準用河川隅田川においては、地域における安全性の強化を図るため、下流の二級河川西光寺川の早期改修を県に要望しています。
- 地域で実施される河川清掃活動では、ごみの運搬処分などの支援を行いました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「河川・水路の整備」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	8.8%	38.5%	17.0%	8.4%	16.7%	10.7%

3．基本方向

河川の効率的で効果的な整備、保全を図るとともに、快適な水辺空間の創出に努めます。

4．推進施策の展開

(1) 河川・水辺の保全・整備

- 浸水被害を未然に防止するため、河川の計画的で効率的な維持管理と整備に努めます。
- 準用河川については、周囲の自然や景観など地域の特色と実情に即した改修計画を策定し、計画的な整備と多自然川づくり¹を推進します。
- 山口県が管理する河川については、地域的な治水対策として適切な維持管理と河川

改修計画の円滑な推進を要請します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
準用河川黒木川河川改修率 (%)	平成20年度	平成26年度	「各年度末の事業費実績累計 ÷ 全体事業費 × 100」
	67.3	73.8	
準用河川隅田川河川改修率 (%)	平成20年度	平成26年度	「各年度末の事業費実績累計 ÷ 全体事業費 × 100」
	28.5	34.1	

(2) 水に親しむ環境の整備

- 地元ボランティアなど地域住民による河川の清掃活動や浄化活動など、市民が河川に親しみをもち主体的にかかわる活動ができるよう支援します。
- 河川の整備において、市民からの提案の反映を図るなど、市民に愛される水辺空間づくりに取り組みます。
- 親水空間の整備とともに周辺の維持管理や環境啓発活動などによって、市民が水に親しみ集える環境の整備に取り組みます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
親水護岸（水辺利用・動植物生息場） （箇所）	平成20年度	平成26年度	準用河川における親水護岸の整備箇所数 親水護岸：人々が水辺で楽しめるよう配慮された護岸
	1	2	

5. 主要事業

- 準用河川改修事業
隅田川・黒木川・荅谷川など浸水被害防止を図るための治水対策事業。
- 排水路改良事業
浸水被害防止と生活環境改善を図るための排水路整備事業。

用語説明

1 多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮し、生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために河川管理を行うこと。

産業・観光

- 1 活力ある産業のまちで暮らせる
 - 1 農業の振興
 - 2 林業の振興
 - 3 水産業の振興
 - 4 商業の振興
 - 5 工業・新産業の振興
 - 6 企業誘致・雇用環境
- 2 観光でまちの魅力が高まる
 - 1 観光の振興

- 1 活力ある産業のまちで暮らせる

- 1 - 1 農業の振興

1 . 現状と課題

- 本市においては、農業従事者の高齢化や後継者不足により、農業・農村を取り巻く環境は厳しい状況にあります。
- 中山間地域においては、農業従事者の高齢化や集落の過疎化による耕作放棄地の増加が、大きな課題となっています。
- 新たな担い手の育成や農業経営体の支援などソフト面への取り組みと、農業生産基盤となるほ場や施設の整備を推進して効率的な農業形態への転換を図っていくハード面への取り組みの両面からの見直しが必要とされています。
- 農業や農村の持つ役割は、農産物の生産基盤としてだけでなく、水源のかん養や土砂災害の防止等の公益的機能を有していることから、都市住民の農業・農村地域に対する理解を深めていく取り組みが必要です。
- 食の安心・安全志向により地産地消へのニーズが高まっており、既存の農産物の生産や販路の拡大、新たな特産品の開発が求められています。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 新規就農者の支援等を行い、農業従事者の後継者対策を図るとともに、農家とともに地域住民が参加して行う農村環境の保全活動を支援しました。
- ほ場整備や農業用施設整備等、生産条件整備の計画的な推進や、危険ため池の解消を行うなど、安全な生活環境を推進しました。
- 棚田オーナー制度や農業体験交流などの都市農村交流事業を推進し、地域資源の有効活用を図るとともに、都市住民の力を積極的に生かした地域づくりを支援しました。
- 地産地消の推進や、安心・安全かつ地域の特色を生かした農産物の生産振興を図るとともに、道の駅実証店舗の開設など、農業振興への取り組みを支援しました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「農林業の振興」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
中山間地域	1.8%	17.8%	17.0%	23.3%	28.3%	12.0%

「中山間地域」：農林業に関係する人が多いと思われる地域

3 . 基本方向

都市等との交流を通して農業や農村に対する理解を深めるとともに、生産基盤の整備や経営基盤の強化を図るなど、潤いと活力ある農村づくりを推進します。

4. 推進施策の展開

(1) 農業経営基盤の強化

- 農業経営意欲の高い認定農業者¹を支援し、農業経営体の強化を推進します。
- 新規就農希望者や自立できる農業後継者を育成するため、農業経営に必要な実践的研修等を行う取り組みに対し、研修農家や指導農家を支援します。
- 農業経営改善計画¹を策定し、農業生産者や作業受託組織等の育成を行い、農業生産を担う集落営農組織や農業法人を支援します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
認定農業者（人）	平成20年度	平成26年度	農業経営改善計画を市に提出し、計画が認定された農業者の数
	37	48	

(2) 農業生産基盤の整備

- 農畜産物の生産基盤となるほ場や農業用施設の整備を計画的に進め、良好な農業環境づくりを推進します。
- 優良農地の確保を図るため、農用地利用計画を策定し、効率的かつ持続的な耕作放棄地対策を推進します。
- 中山間直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策事業等を活用し、集落全体での農村環境保全への取り組みを支援します。
- 有害鳥獣の被害防止対策を進め、農家の生産意欲の向上に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
農地・水・環境保全向上対策事業の活動組織の数（地区）	平成20年度	平成26年度	地域ぐるみで農村環境の保全を図る共同活動や、環境保全に向けた営農活動に取り組む組織数
	20	30	

(3) 地産地消の推進

- 作物の栽培管理技術や家畜の改良・飼育管理技術の向上等の支援に努め、農業経営の安定と食料供給体制の構築を図ります。
- 周南ブランドとなる特産物の生産を支援します。また、特産物を活用して、地元飲食店とも連携し、新しいメニュー開発等に取り組めます。
- 学校給食と連携して、年間を通して地場産のものを供給できるよう体制づくりを構築します。
- 土づくりの技術の向上や化学肥料や化学合成農薬の低減に取り組む「エコファーマー」²を支援し、安心して安全な農産物の生産促進を図ります。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
エコファーマーの数（人）	平成20年度	平成26年度	山口県が認定したエコファーマーの人数
	121	133	

(4) 道の駅の整備

- 農産物の直売をはじめ多様な機能を有する道の駅を整備し、地元農産物の販路の確

保を図るとともに、売れる農産物づくりに向けた生産振興を図ります。

- 市内外から多くの人を訪れる道の駅の場を利用し、生産者と消費者の交流を図るとともに、安心・安全な地元農産物の消費の拡大を図ります。

(5) 快適で潤いのある農村づくり

- グリーンツーリズム³など都市と農村の交流を推進し、都市住民の農業・農村に対する理解を深め、都市と農村のそれぞれの力を生かした農村づくりを進めます。
- 農業者や地域住民などが、地域ぐるみで行う農地や農業用施設等の維持活動や景観の保全に取り組む活動を支援します。
- 中山間地域の農業振興を図るため、地域に適した農産物の指導や、就農者の確保に努めるとともに、条件不利な環境を計画的に整備し、快適な農村環境づくりを進めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
都市農村交流による体験者数(人)	平成20年度	平成26年度	農業体験など都市農村交流事業への年間延べ参加者数
	1,800	2,200	

5. 主要事業

- 中山間地域等直接支払交付金事業
地域条件の悪い中山間地域の農地を、地域ぐるみで守る活動を支援する事業。
- 農地・水・環境保全向上対策事業
農業者と地域住民などが共同で、農地や環境の保全を行う共同活動や、化学肥料や農薬の使用を低減する営農活動を支援する事業。
- 石光地区基盤整備促進事業
ほ場整備を行うとともに農地の利用集積を行い、農作業の効率化を図り生産性を高め、地域農業の担い手の育成、地域の活性化を図る事業。
- 農業経営体活性化事業
農業を営む人やこれから農業を始めたい人に、関係機関と連携し農業相談業務や研修助成を行い、効率的で安定した農業経営を目指す担い手を育成する事業。
- 道の駅整備事業
地産地消の拠点となる農産物直売機能や情報発信機能、地域振興機能等を併せ持つ施設として道の駅を整備する事業。

用語説明

1 認定農業者、農業経営改善計画

経営の改善を図ろうとする農業者が経営規模や生産や経営の合理化などに関する目標を定めた「農業経営改善計画」を市に提出し、計画が認定された農業者を「認定農業者」という。認定農業者になることにより、国などの支援策が重点的に行われる。

2 エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(持続農業法)に基づき、土づくり、化学肥料の低減、化学合成農薬の低減について「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する計画」を山口県知事に提出し、認定を受けた農業者をいう。

3 グリーンツーリズム

緑豊かな農山村地域において、その自然、文化、食べ物、そこに住む人との交流等を通じて余暇活動を楽しむ体験型の観光をいう。

- 1 - 2 林業の振興

1 . 現状と課題

- 輸入外材の依存等により国産木材の需要が低迷・減少傾向にある中、木材価格の低下により、林業従事者の経営意欲が減退しています。
- 林業従事者の高齢化や担い手不足、不在森林所有者の増加により、森林の荒廃が進んでいます。
- 木材生産コスト低減に向け、林道整備等の生産基盤整備事業を引続き推進していく必要があります。
- 水源のかん養や国土の保全、地球温暖化の防止など、森林の持つ公益的機能の増進を図るため、森林施業の重要性が増しています。
- 市内4箇所生活環境保全林について定期的に整備を行い、市民の憩いの場として提供しています。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 「森林整備地域支援事業」に基づき、森林所有者と森林組合が施業受委託を締結し、生産基盤整備を進めました。
- 「一般造林等補助事業」により、個人が行う作業道の整備、山林の保育施業等について助成を行いました。
- 森林資源を有効活用するための「森林バイオマス活用による地産・地消型エネルギーシステム具体化検討調査」を実施しました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「農林業の振興」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
中山間地域	1.8%	17.8%	17.0%	23.3%	28.3%	12.0%

「中山間地域」：農林業に関係する人が多いと思われる地域

3 . 基本方向

国土の保全や水源のかん養等の公益的機能を維持するため、森林資源の有効活用を図るとともに、森林の適正な保全に努めます。

4 . 推進施策の展開

(1) 森林づくりに関する基本計画の策定

- 将来を見据えた森林づくりの方向性や、中・長期にわたる基本施策を示す計画を策定します。

(2) 林業経営基盤の強化

- 小規模森林所有者や不在森林所有者については、森林組合等との長期施業受委託による経営の集約化を推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
森林整備地域活動支援事業における対象森林面積(ha)	平成20年度	平成23年度	支援事業交付金の対象となる森林施行の年間実施面積
	5,788	6,500	

(3) 林業生産基盤の整備

- 木材生産コストの低減や施業の効率化を図るため林道網の計画的な整備を進めます。
- 林業経営の合理化を図るため、木材搬出等で活用する作業道等の整備を支援します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
広域基幹林道高岳線の開設距離(m)	平成20年度	平成25年度	鹿野上(用谷)と大潮(釜ヶ谷)を結ぶ林道の延長
	14,053	19,100	
市の助成による作業道整備による開設距離(m)	平成20年度	平成26年度	平成15年度から整備した作業道の累計距離
	5,495	11,000	

(4) 森林の適正管理

- 水源のかん養や国土の保全等の公益的機能を維持するため、適切な森林施業を促進します。
- 森林が持つ機能の低下を招く恐れのある竹林の拡大を防ぐため、その効果的な対策について調査・研究を行います。
- 手入れの行き届かない個人所有林を健全な森林に再生するため、林内路網整備や森林施業を支援します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市有林の保育施業面積(ha)	平成20年度	平成26年度	市有林の間伐等の年間施業面積
	66.45	300.00	
里山エリア整備事業施業面積(ha)	平成20年度	平成26年度	個人所有林の間伐等の年間施業面積
	451.67	800.00	
未整備森林の施業面積(ha)	平成20年度	平成26年度	現在未整備となっている個人所有林の間伐等の年間施業面積
	0	300.0	

(5) 森林資源の有効活用

- これまで林内に切り捨てられてきた間伐材などの未利用資源の有効活用を図るため、搬出間伐を推進します。
- 生活環境保全林などの森林公園の適正な維持管理を行い、市民と森林のふれあいの

場を提供します。

- 森林バイオマスエネルギーの活用について、需要者となる民間事業者や関係機関との連携を図りながら研究を進めます。
- カーボンオフセット¹の仕組みを活用した森林の整備や管理について調査・研究を進めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市有林内で搬出した木材の利用材積（m ³ ）	平成20年度	平成26年度	市による年間の木材販売材積
	310.7	3,000.00	

5. 主要事業

- 森林整備地域活動支援事業
森林の現状把握、林内路網の整備など、森林所有者等による日常的な活動を支援する事業。
- 県営林道開設事業
広域林道高岳線開設による負担金を支出する事業。
- 一般造林等補助事業
個人が行う作業道の整備、山林の保育施業等について助成を行う事業。
- 公有林保育事業
市有林の植栽木を健全に育成するため、下刈、除間伐等を行う事業。

用語説明

1 カーボンオフセット

日常生活や経済活動によって排出される二酸化炭素等の温室効果ガスについて、できるだけ排出量を削減するとともに、どうしても排出される温室効果ガスについては何か別の手段を用いて相殺しようという考え方。クリーンエネルギーの開発、森林保護、植林といった事業に投資するなどの方法がある。

- 1 - 3 水産業の振興

1 . 現況と課題

- 本市の水産業は瀬戸内海沿岸の漁場を中心に多種多様で新鮮な魚介類を水揚げしていますが、近年の漁獲量の減少や魚価の低迷に加え、高齢化による漁業従事者の減少など、水産業を取り巻く環境は、年々厳しさを増しています。
- 水産業の振興を図り、新鮮な水産物を安定して供給していくためには、漁業経営の近代化や漁業後継者を育成し、資源回復を目指す資源管理型漁業に取り組み、生産の拡大を図る必要があります。
- 水産物の消費の拡大を図るためには、地産地消等による魚食の普及や新たな流通経路の開拓が必要であり、また、消費者ニーズに対応した商品開発やブランド化が必要になります。
- 住みやすく安全で魅力のある漁村づくりのため、護岸や道路の整備を行い生活環境の改善を図っていく必要があります。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 稚魚放流や魚礁設置により「育てる漁業」への対応を図りました。
- ニューフィッシャー確保事業により、新規漁業従事者を2名確保しました。
- 漁港や海岸保全施設、また、遊漁船係留施設などの施設整備は計画どおり順調に進めています。
- 「周南さかなまつり」の開催により本市の水産業をアピールしました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「水産業の振興」に対する満足度

区 分	満 足	まあ満足	やや不満	不 満	わからない	無回答
全 体	1.5%	18.6%	16.0%	8.5%	42.9%	12.5%

3 . 基本方向

水産物の生産と消費の拡大により水産業の振興を図るとともに、漁村地域の生活環境の整備を図ります。

4 . 推進施策の展開

(1) 水産物の生産拡大

- 新規就業者の確保・育成や意欲ある漁業者の経営安定対策などにより、水産業を支える担い手の確保・育成を図ります。
- 漁業近代化資金の活用、赤潮等漁業被害対策等の実施により、漁家や漁協等の漁業経営基盤の強化を図ります。
- 高齢者に配慮した漁港施設や機能の整備充実、魚礁の設置、アサリ干潟や藻場の造成、漁場の環境保全を推進し、生産基盤の整備を図ります。

- 資源管理型漁業の促進や稚魚の放流により、「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」への移行を推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
周南市の漁獲量（トン）	平成19年度	平成26年度	市内の漁業者が水揚げした魚、貝、海草等の年間重量 資料：海面漁業生産統計調査
	1,850	2,200	

(2) 水産物の消費拡大

- 漁業者の収益の拡大が図れるよう、直販など新たな流通体系の開拓と販路の拡大を促進します。
- 「周南さかなまつり」等を通じて地場水産物の新鮮さや味をPRし、地産地消の取り組みや魚食普及活動により消費の拡大を図ります。
- 地場の水産物の「フグ」、「ハモ」、「キジハタ」などの特産物を用いた商品開発やブランドづくりを促進します。
- 水産物の安定供給に向けた水産物市場の効率的な運営を行うため、老朽化した施設や設備の整備を進めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
水産物市場取扱量（トン）	平成20年度	平成26年度	市水産物市場における魚、貝、海草等の年間取扱量
	2,112	2,830	

(3) 魅力のある漁村づくりと環境整備

- 漁船とプレジャーボートの利用調整のためフィッシャリーナ施設を充実し、長田海浜公園海水浴場等の水産資源を活用した多様な利用を進め、開かれた魅力のある漁村を目指します。
- 安心で安全な居住環境を確保するため護岸の改修や嵩上げ等の高潮対策事業を計画的に実施します。
- 道路整備や防犯灯の設置を行い、漁村地域の環境の改善を図ります。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
高潮対策事業による護岸等整備延長（m）	平成20年度	平成26年度	市管轄の漁港区域における護岸等整備延長
	1,577	2,137	

5. 主要事業

- 増養殖稚魚等放流事業
水産資源を回復するためのトラフグ、マコガレイ、アサリ等の種苗放流事業。
- ニューフィッシャー確保育成推進事業
新たに漁業に従事しようとするものに対する研修支援事業。
- 給・大島漁港あさり増養殖整備事業
国が行う干潟造成事業を活用し、アサリ育成場とする事業。
- 水産物市場施設等整備事業

水産物市場における製氷機等の老朽化した設備等を整備する事業。

- 漁港海岸保全施設整備事業

台風や高潮時に被害を受けやすい福川漁港における護岸整備等の高潮対策事業。

- 戸田漁港関連道路建設事業

福川漁港から戸田漁港間（長田町～西津木）の連絡道路等を整備する事業。

- 藻場・干潟保全活動支援事業

藻場・干潟の機能の維持・回復に資する保全活動として実施するアサリ増殖を支援する事業。

- 1 - 4 商業の振興

1 . 現状と課題

- 徳山駅周辺の中心市街地商店街は、空き店舗率の増加が続いている状態ですが、不足しているといわれていた飲食業を中心に、出店の兆しが見えています。
- 中心市街地では、商業の活性化を図るため、中心市街地活性化基本計画の改訂が求められています。
- 新南陽地域では、共通商品券事業により、地元購買促進が図られています。
- 下松市と比べて大規模小売店舗の集積がないため、一般的に隣接する下松市への買物流出が続いています。
- 後継者不足等の解消を図るため、商工会議所、商工会が主体となり、商業者の育成に向けた取り組みが求められています。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 市内での買物促進運動として、周南市内共通商品券店会協同組合が実施している共通商品券事業を支援しました。
- TMO事業として、空き店舗対策事業（平成20年度：4件補助）やふれあいパーク「街あい」運営事業（平成20年度利用者：27,666人）等への支援及び街なかふれあいバスの運営（平成20年度利用者：20,905人）を行いました。
- 商店街や各種団体が行う、商店街やまちの賑わいにつながるイベント等の取り組みを支援しました。（平成20年度：10件補助）
- 商工会議所・商工会が行う中小企業者への経営指導事業を支援しました。
- 市制度融資の充実を図り、中小企業者等への資金繰りの円滑化を推進しました。また緊急経済対策として利子補給制度を創設しました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「商業の振興」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	1.3%	15.3%	22.9%	22.9%	25.7%	11.9%

3 . 基本方向

地域に密着した商業活動・購買活動を促進するとともに、まちの顔である徳山駅周辺をはじめとする商店街の活性化を図ります。

4 . 推進施策の展開

(1) 商店街活性化の促進

- 商店街の活性化を図るため、商工会議所等と連携して、商業活性化のための事業を支援します。

- 魅力ある商店街の形成に向けて、空き店舗対策等に取り組む商店街を支援します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
中心市街地商店街における 空き店舗数 (空き店舗数 / 総店舗数)	平成20年度	平成26年度	中心市街地商店街：みなみ 銀座・銀南街・銀座・中央 街・糀町・ピーえっち通り の6商店街
	69 / 465	45 / 450	
中心市街地商店街における 空き店舗率(%)	平成20年度	平成26年度	
	14.8	10.0	

(2) 活力ある商業の振興

- 市内での買物促進運動として、周南市内共通商品券店会協同組合が実施している共通商品券事業を、新南陽地域限定から市域全体への展開を視野に入れ支援します。
- 新たな「中心市街地活性化基本計画」をふまえ、商工会議所、商業者、民間事業者、市民団体、行政関係者などで構成される中心市街地活性化協議会等と連携し、徳山駅周辺の中心商店街の商業活性化を推進します。
- 商店街や各種団体が行う、商店街やまちの賑わいにつながる取組みを支援します。
- 商工会議所・商工会が行う中小企業者への経営指導事業を支援します。
- 市制度融資の充実を図り、中小企業者等への資金繰りの円滑化を推進します。

5. 主要事業

- 中心市街地商業活性化事業
徳山駅周辺の中心商店街の活性化を図るための空き店舗対策などの事業。
- 中心市街地事業所誘致事業
中心市街地の拠点機能を向上させ、地域経済の活性化と雇用の促進を図るための事業。
- 中小企業経営指導事業
商工会議所、商工会等との連携による経営診断・指導事業。
- 中小企業振興融資事業
市制度融資の充実や利用促進などの事業。

- 1 - 5 工業・新産業の振興

1. 現状と課題

- 財団法人周南地域地場産業振興センターが行う周南サポート事業、周南ものづくりブランド認定事業等により、工業を主とした中小企業支援を進めています。
- 本市においては、新エネルギーやリサイクル関連産業の技術等を有する優位性などがあることから、循環型社会形成の構築に向けて、環境関連産業の育成に努める必要があります。
- 時代の趨勢や本市の産業構造等により、起業家を志す若者等が減少傾向にあります。

2. 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 財団法人周南地域地場産業振興センターが行う新商品・新技術の開発及び販路開拓等を支援しました。
- 市内事業所等の産業活性化を支援し、設備投資の促進を図りました。
- 商工会議所・商工会が行う中小企業者への経営指導事業を支援しました。
- 市制度融資の充実を図り、中小企業者等への資金繰りの円滑化を推進しました。また、緊急経済対策として利子補給制度を創設しました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「工業の振興」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	6.4%	30.3%	12.5%	6.5%	32.0%	12.3%

3. 基本方向

地場産業の振興と新たな産業の創出により、本市経済の持続発展を図ります。

4. 推進施策の展開

(1) 地場産業の振興

- 財団法人周南地域地場産業振興センターが行う、周南サポート事業、周南ものづくりブランド認定事業による、新商品・新技術の開発及び販路開拓等を支援します。
- 商工会議所・商工会が行う中小企業者への経営指導事業を支援します。
- 市制度融資の充実を図り、中小企業者等への資金繰りの円滑化を推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
周南ものづくりブランド認定製品 ¹ 件数(件)	平成20年度	平成26年度	周南ものづくりブランドに認定された製品の総数
	15	25	

(2) 新産業の創出

- 資源化に関する技術・施設基盤・人材・ノウハウなどの蓄積を生かして、環境関連の新たな産業の創出を促進します。
- 事業の開始から自立化までを支援するインキュベーションブースを有した「ビジネスサポートコーナー」を山口県東部の拠点施設として、新たな産業の創出や起業家等の育成に努めます。
- 若者等の起業マインドの育成や起業に対する機運の醸成に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
起業家としての独立開業者 (人)	平成20年度	平成26年度	ビジネスサポートコーナーから独立開業した人数の累計 コーナー設置：平成13年 (2001年)10月
	9	15	

5. 主要事業

- 中小企業新商品等開発支援事業
財団法人周南地域地場産業振興センターが行う、中小企業の新商品・新技術の開発や販路開拓などの事業。
- 中小企業経営指導事業
商工会議所、商工会等との連携による経営診断・指導事業。
- 中小企業振興融資事業
市制度融資の充実や利用促進などの事業。
- 起業家等支援推進事業
新たな事業、産業の創出を図るため、起業家等に創業の場と機会の提供や若者等の起業マインドの醸成を図る事業。
- 産業等活性化推進事業
新たな産業の創出や地場産業の維持・発展を促進するため、産業活動の活発化を支援する事業。

用語説明

1 周南ものづくりブランド認定製品

地場中小企業の新製品等の開発を推進するとともに、周南地域の知名度の向上と、地場中小企業全体のイメージアップ・販路開拓・受注の拡大等につなげることを目的として、(財)周南地域地場産業振興センターにより認定された商品。

- 1 - 6 企業誘致・雇用環境

1．現状と課題

- 基礎素材型産業に特化した産業構造から、バランスのとれた産業構造への転換を図る必要があります。
- 米光企業団地は、企業の立地動向やニーズ等を把握する中で、進出企業の初期投資の軽減を図るため、事業用定期借地制度の導入を行いました。今後も地域間競争に打ち勝つため、積極的な企業誘致活動を進めることが重要です。
- 本市の企業団地は一箇所しかない状況であり、新たな企業用地を確保することが必要です。
- 国際競争力強化のため、港湾機能等の産業基盤整備を促進する必要があります。
- 有効求人倍率は減少傾向にあることから、ハローワーク等と連携を図る中で、就業機会の情報提供をしていく必要があります。
- ニート、引きこもり状態にある人へは就労を促進するための支援や、景気の悪化に伴い離職状態となった人へのセーフティネットの充実が必要です。

2．前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 企業ニーズ等に対応するため、新たな企業誘致支援制度を導入し、地域経済の活性化と雇用の創出を図りました。
- 中小企業勤労者に対する生活資金や住宅資金等の融資制度の利用促進を図り、中小企業勤労者の生活の安定化を推進しました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「企業誘致の推進や起業家への支援」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	1.2%	11.7%	17.9%	12.6%	43.9%	12.7%

3．基本方向

環境関連産業等の企業誘致を促進するとともに、勤労者の福祉等を充実し安定的な雇用に努めることにより、地域経済の活性化と雇用の拡大を図ります。

4．推進施策の展開

(1) 企業誘致の推進

- 本市の地域特性や優位性などを全国に情報発信し、産業の活性化及び雇用の創出を図るため、関係機関との連携を密にして、実効性の高い企業誘致活動に努めます。
- 国際競争力強化のため、工業用水の安定供給の確保や港湾機能等の産業基盤整備を進めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
米光企業団地分譲率（％）	平成20年度	平成26年度	「分譲済面積÷分譲対象面積合計×100」 全体面積：40,924m ²
	12.1	100	

(2) 就労支援の充実

- ニートや引きこもり状態などにある人に対して、セミナーやカウンセリング等を実施し就労を促進するための支援を行っている「若者自立支援ネットワーク会議」の運営を支援します。
- 国・県の関係機関との連携を図り、職業相談の充実や雇用情報の提供を進めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
しゅうなん若者サポートステーション ¹ での進路決定者数（人）	平成20年度	平成26年度	サポートステーション登録者で就職・斡旋をした人のうち、進路が決定した人の延べ人数 平成20年（2008年）6月開設以降の累計
	56	250	

(3) 就労環境と勤労福祉の充実

- 高齢者の雇用や生きがいの場を提供するシルバー人材センターの運営を支援していきます。
- 勤労者が安心して就労に励めるよう、各種の融資制度を充実させるとともに、中小企業退職金制度や中小企業共済制度の普及に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
シルバー人材センターの会員数（人）	平成20年度	平成26年度	シルバー人材センターに加入している人数
	1,388	1,800	

5. 主要事業

- 産業等活性化推進事業
新たな企業の誘致と既存事業所等の産業活動の活発化を促進する事業。
- 若者自立支援ネットワーク会議運営事業
ニートや引きこもり状態などにある人に対して、セミナーやカウンセリング等を実施し就労を促進する事業。
- シルバー人材センター運営費補助事業
- 勤労青少年ホーム運営事業
徳山及び新南陽勤労青少年ホームの運営事業。
- 中小企業退職金共済掛金補助事業
- 離職者緊急対策資金預託事業
離職者への生活資金等を融資する事業。
- 勤労者小口資金預託事業
中小企業勤労者向けの進学資金等を融資する事業。

用語説明

1 しゅうなん若者サポートステーション

厚生労働省から委託を受けた若者の職業的自立のための相談窓口で、就職の不安や悩みについて、専門相談員に無料相談することができる。

- 2 観光でまちの魅力が高まる

- 2 - 1 観光の振興

1 . 現状と課題

- 市内外から100万人以上（平成20年）の観光客が本市を訪れており、今後、山口国体の開催など、交流人口は増加が期待される中で、まちの魅力を高めていくことが必要です。
- 既存のイベントについても市民参加による体験型の内容に変化してきており、市民にとっても生き生きと活躍できる観光事業による地域づくりを進めることが必要です。
- 観光立市を実現するため、行政と民間組織の役割分担を明確にし、それぞれの組織の充実と市民の参画を得て推進する実施体制や行動計画を確立していく必要があります。
- 動物園の入場者数は、平成19年度以降毎年30万人を超えるなど増加傾向にありますが、開園後、50年を経過しており施設の老朽化が進んでいます。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 周南市観光ボランティアガイドの会の発足やガイド育成を支援しました。
- 主に観光資源の発掘や活用、体験型観光の促進を図るイベントや企画事業などを実施しています。
- 観光パンフレットやポスターの刷新、周南市観光協会のホームページの開設を支援するなど、情報発信の強化に努めました。
- 多様化・広域化する観光ニーズに対応するため、平成20年（2008年）に防府市と観光振興協定を締結し、相互の施設利用の促進等を図るとともに、鹿児島県出水市との友好都市の提携に伴い、観光交流活動を開始しました。
- 徳山動物園においては、県内外の観光施設と協定を締結し、連携を図ることにより、入園者の増加に努めました。
- 「ズー夢アップ21事業」の一環として、エサやり体験や小動物ふれあいなどのイベントを実施するなど、動物園の魅力アップと入園者の増加に努めました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「観光振興」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	1.5%	17.9%	23.9%	15.9%	28.6%	12.2%

3 . 基本方向

徳山動物園を核に交流人口の拡大を図るとともに、市民や地域、関係団体等と一体となって地域の魅力を生かした交流を促進することにより「住んでよし、訪れてよしのまち周南」の実現を目指します。

4. 推進施策の展開

(1) 官民協働による観光の推進

- 市民や関係団体など幅広い参画を得た観光立市推進会議を設立し、観光振興の具体的な施策を検討、推進します。
- 地域や関係団体等の主体的な観光活動を積極的に支援するとともに、活動の機会をより広く、より身近に提供することにより観光への取り組み意識を高めます。
- 交通、宿泊、土産物などの各業界と連携し、消費者の視点に立ち、訪れる人をおもてなしする体制づくりを進めます。

(2) 地域資源を生かした観光の推進

- ホームページやパンフレット等を活用し観光情報を幅広くPRするとともに、案内標示を整備するなど、観光資源の魅力を発信します。
- 生涯学習団体や市民活動団体等との連携により、地域資源を掘り起こすとともに、これらの資源を生かした多様なツーリズムを展開します。
- 訪れる人と市民とが交流を深められる四季折々のイベントの開催を支援します。
- 観光ボランティアガイドによる周南市オリジナルのツアー事業を推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
観光ボランティア（人）	平成20年度	平成26年度	周南市観光協会に登録された観光ボランティアの人数
	45	90	
観光ボランティアによるツアー事業実施（回）	平成20年度	平成26年度	観光ボランティアガイドによる実施した年間のツアー数
	60	120	

(3) 観光による周南ブランドの育成

- 市内外で開催される各種イベント等を活用した特産品推奨品等のPR活動を促進します。
- 農林水産業、工業、商業の連携を図りながら、地場製品の多様なブランドづくりを支援、育成します。

(4) 動物園リニューアルの推進

- 開園から50年を迎え老朽化が進む徳山動物園を、全面的にリニューアルすることにより、交流人口の拡大を図ります。

(5) 動物を身近に感じるソフト事業の推進

- エサやりや小動物たちとのふれあいを柱とした体験型サービスの提供を充実します。
- 動物園学習支援ボランティア「周南ふれんZOO」と連携し、園内ガイドを実施するなど、動物に対する知識や理解を高める取り組みを展開します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
徳山動物園の年間入園者数（人）	平成20年度	平成26年度	徳山動物園の年間入園者
	317,744	380,000	

5 . 主要事業

- 観光立市推進事業
市民など幅広い参画を得た「観光立市推進会議」の設立及び運営や、庁内推進体制の確立、また、民間関係団体の自立を支援する事業。
- 観光資源の発掘及び活用事業
地域の特性を生かしたオリジナルツーリズムを構築し、実施する事業。
- 周南ブランド育成事業
市特産品推奨品をイベント等でPRする事業。
- 動物園リニューアル事業
老朽化した徳山動物園のリニューアル事業。

第4章 計画推進のための方策

第4章 計画推進のための方策

1 開かれた市政の推進

1. 現状と課題

- 行政は、市民に必要な情報を多様な媒体を活用して、迅速かつ正確に、分かりやすくきめ細かな提供することが必要です。
- 単に行政が市民に情報を提供するだけでなく、市民ニーズや施策の評価など市民の声を通じて問題や課題を把握していくため、広報と広聴を両輪として推進していくことが重要です。
- 行政が保有する個人情報や様々な情報資産を保護するため、情報セキュリティを確保することが重要です。

2. 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 広報しゅうなんの発行をはじめ、ホームページやCATVなどを活用して、市民への情報提供に努めてきました。
- ホームページをリニューアルするとともに、携帯電話向けのホームページを開設しました。
- 「市長への政策提言箱」や「市長と語る私のまちづくり」などの個別的な広聴や「周南再生まちづくり懇談会」などの集団的な広聴を通して、市民の意見や要望などを把握し、適切な対応に努めてきました。

3. 基本方向

すべての市民が適時適切に情報を的確に受け取ることができるとともに、市民と行政とのスムーズな情報交流ができる体制づくりを進めます。

4. 推進施策の展開

(1) 広報広聴活動の充実

- 広報紙については、読みやすい紙面づくりを進めるとともに、民間委託をするなど専門的知識を有する民間活力を導入し、内容の充実とコストの削減に努めます。
- 新聞やテレビなどパブリシティ¹の積極的な活用に努めます。
- ホームページの内容更新等を迅速に行うとともに、携帯電話についても情報提供の充実に努めます。
- 市民との協働のまちづくりを押し進めるため、市政情報の共有と市民の意向の把握ができるように、様々な媒体と制度の活用に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市のホームページへのアクセス件数（件／日）	平成20年度	平成26年度	市のホームページのトップページの1日当たり平均アクセス件数
	1,706	2,000	

(2) 情報公開・提供の推進

- 市民の知る権利を保障するとともに、行政が行う様々な活動について市民への説明責任を果たすため、情報公開制度の適切な運用に努めます。
- 情報公開窓口を活用し、市政に関する情報を積極的に市民に提供します。
- 情報公開にあたっては個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益の保護に努めます。

用語説明

- 1 パブリシティ
報道機関等への情報提供による宣伝活動。

2 効率的な行政経営

1 . 現状と課題

- 行政経営には、様々な行政需要に対して柔軟で適切に、かつ迅速に対応できる行政スタイルへの変革が求められています。
- 的確な行政経営を進めるため、限られた資源（ひと・カネ・もの・情報）を有効に活用することが必要です。
- 社会経済情勢の変化とともに、公務や公務員を取り巻く環境も大きく変化していく中、市民の職員に対する意識も多様化・高度化しています。
- 市民の満足度を高め、質の高い行政サービスを実現する簡素で効率的な行政経営を進めることができる組織づくりが必要です。
- 効率的な行政サービスの実現の観点から、行政のスリム化、定員の適正化を推進することによる簡素な基礎自治体への変革が求められています。

2 . 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 行政経営会議¹や市政アドバイザー制度²を活用し、トップマネジメントの強化に努めました。
- 行政評価制度³を平成17年度から導入し、「必要性」「有効性」「達成度」「効率性」の観点から事務事業の評価点検を行い、事務事業の方向性を導き出しています。
- 平成20年度には、前期基本計画に掲げられた各施策について評価する施策評価⁴を実施しました。
- 指定管理者制度⁵の推進を図り、平成20年度末で84の施設において指定管理者による管理が行われています。
- 市民の期待と信頼に応える政策を適時適切に展開できる政策推進型組織への転換や簡素で効率的な組織への変革を目指し、平成21年（2009年）4月に組織機構の整備を実施しました。
- 定員適正化計画⁶を策定し、250人の職員削減目標を達成するなど、簡素で効率的な自治体への変革を推進しています。
- 職員（人材）育成基本方針⁷を策定し、本市に求められる職員像を明確にするとともに、職員の意識改革を起点とした総合的な人材育成と職場風土の変革を進めています。
- 職員の人材育成施策の効果的な推進を図るため、新たな人事評価システムを導入しました。

(2) 市民の評価

- 市民アンケート調査の結果：「行政改革の推進」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	わからない	無回答
全体	1.6%	13.4%	21.8%	15.7%	33.8%	13.7%

3 . 基本方針

民間活力の導入や限られた行政資源を有効に活用し、簡素で効率的な行政経営に努めるとともに、意欲、能力、適性を生かした職員の育成と行政需要に適時・適切に対応した機動的な組織づくりを進めます。

4 基本施策の展開

(1) 行政改革の推進

- 第2次行財政改革大綱⁸の着実な推進を図り、「選択」と「集中」による行財政改革の推進を図ります。
- 市が提供する各種サービスの質を高めることにより、市役所業務に対する満足度の向上を図ります。
- 行政を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、事務事業の再編・整理や組織力・職員力の見直しを常に意識した施策を推進します。
- 公共施設の利用状況や将来の負担額を見極め、老朽化した施設について、今後のあり方や既存施設の有効利用等について検討します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
第2次行財政改革大綱実施計画(平成22年度～26年度)の達成状況(%)	平成20年度	平成26年度	「実施項目達成件数 ÷ 実施項目件数 × 100」
	-	100	

(2) 組織体制の整備と定員適正化の推進

- 行政需要に対応した簡素で効率的な組織機構の整備を進めます。
- 特定・緊急の課題等に対しては、プロジェクトチームの編成等、組織の横断的運営に努めます。
- 時代の変化に対応した行政システムを確立するため、第2次定員適正化計画を策定するとともに、業務量に応じた職員の相互応援体制の充実に努め、職員定数の適正化を進めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
全職員数(人)	平成20年度	平成26年度	市正職員数 (嘱託、臨時職員等を除く)
	1,471	個別計画で 検討中	

(3) 職員の能力開発

- 職員(人材)育成基本方針に基づき、多様な研修機会の提供等を計画的に進めることにより『未来を見据え自ら新しいチャンスを創造する職員』を育成します。
- 職員のやる気を促し、能力、適性を最大限発揮させるため、「目標管理⁹」を活用した業績重視の新たな人事評価システムの導入を進めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
職員一人当たりの研修経費(円)	平成20年度	平成26年度	能力開発のために要する職員一人当たりの研修経費
	3,664	5,000	

新たな人事評価システムの導入対象職員（処遇への反映を含む）	平成20年度	平成26年度	職員の能力・態度と業績を評価し、評価結果を昇任や給与等へ反映させる新たな人事評価制度の導入対象職員
	課長級以上の職員	全職員	

用語説明

1 行政経営会議

市の長期計画や市政の重点施策に関する事項などについて、コスト意識や費用対効果といった行政経営という視点や施策の重要度、必要性など政策経営の観点から協議を行い、迅速で円滑な行政経営を図ろうとする会議。

2 市政アドバイザー制度

民間の様々な分野で活躍されている方々から学識経験者からなる委員が本市のまちづくりに向けて、民間の視点や専門的立場から市長へ助言・提言を行う制度。

3 行政評価制度

まちづくり総合計画の施策体系を基本に、市の行政活動をその目的や達成目標ごとに「政策」、「施策」及び「事務事業」の概ね3層構造に類型化し、それらの活動に投入した資源（予算や職員など）や活動の実績（サービスの提供量）、活動の成果（目的に対する成果）の数値目標を設定し、必要性や有効性、達成度、効率性の観点から評価（現状分析）し、改革改善を行う手法。

4 施策評価

まちづくり総合計画の基本計画に掲げられた各施策の評価。

5 指定管理者制度

公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業や財団法人、NPO法人、市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。

6 定員適正化計画

簡素で効率的な行政経営を実現するため、抜本的な事務事業の整理、組織のスリム化、職員の適正配置、市民協働の推進等により、市の職員総数の削減を年次的に図ることを定めた計画。

7 職員（人材）育成基本方針

時代の変化に的確に対応できる組織づくりの一環として、限られた行政資源である職員の能力開発を効果的に進めるため、職員育成の目的や方策等を明確にした人材育成に関するマスタープラン（平成20年（2008年）5月策定）。

8 行財政改革大綱

行政課題を解決するため、様々な改革を積極的、計画的に推進するための基本的な指針。

9 目標管理制度

職員一人ひとりが、組織の戦略や方針に沿った目標を設定し、その達成のための努力を通じて成果をあげることにより、組織の活性化と職員の能力開発を図ることを目的とする人事管理手法

10 定員適正化計画

簡素で効率的な行政経営を実現するため、抜本的な事務事業の整理、組織のスリム化、職員の適正配置、市民協働の推進等により、市の職員総数の削減を年次的に図ることを定めた計画

3 財政の健全性の確保

1. 現状と課題

- 地方財政は、経済情勢の悪化から地方交付税の原資となる税収が大幅に減少するとともに、社会保障関係の経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、厳しい状況が続いています。
- 本市の財政状況について、歳入では、三位一体の改革¹に伴う国庫支出金や地方交付税の削減のほか、平成20年（2008年）以降不況に伴う企業収益の急激な悪化から市税収入が大幅に落ち込んでいます。
- 歳出については、扶助費や公債費等の義務的経費²の増嵩をはじめ、特別会計等への繰出金や公共施設の維持管理費が増大することが予想され、将来的には多額の一般財源が必要となります。
- 本市の国からの地方交付税（普通交付税）は、合併算定替え³により、合併前の算定方法による合算額が保証されていますが、平成26年度（合併後11年目）以降段階的に削減され、平成31年度から周南市1市として算定した額となり、大幅に減少する見込みです。
- 地方自治体の財政の健全性を判断する「地方公共団体の財政の健全化に関する法律⁴」の施行により、一般会計や特別会計をはじめ、公営企業会計等をあわせた決算に基づく指標が示され、以前にも増して厳しい財政状況の判断がなされることとなっています。
- 将来にわたり安定的な財政運営を堅持するとともに、財政基盤の強化と財政構造の健全化を図ることが急務となっています。

2. 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 大幅な財源不足に対応するため、歳入に見合った歳出による財政運営を基本とする財政健全化計画を平成17年（2005年）3月に策定し、財源不足の解消に努めました。
- 市の発行する印刷物等への有料広告の掲載や市税等の納付を呼び掛けるコールセンターの設置等により、歳入の確保に努めました。

3. 基本方向

将来にわたり住民サービスを安定的に提供するため、財政健全化計画に基づいて歳入歳出改革に取り組み、中長期的な視点での財政運営に努めます。

4. 推進施策の展開

(1) 自主財源の確保

- 市税については、住民負担の公平性の観点から、適正な課税と収納率の向上に努めます。
- 使用料・手数料等の受益者負担の適正化や債権の適正管理に努めます。
- 保有資産の有効活用を図るため、資産等を的確に把握し、未利用地等の売却や貸付

等を行うとともに、有料広告等の積極的な導入を図り、歳入の確保に努めます。

(2) 計画的・効率的な財政運営

- 新たな財政健全化計画に基づき、計画的な事業実施に努めるとともに、重要度や緊急度の高い事業の重点化や市民生活に密着した社会資本の整備に努めます。
- 歳出の抑制にあたっては、「職員定数の適正化と職員給与等の見直し」、「公共施設の廃止や統合の実施」、「民間活力の積極的な導入」、「行政評価システムを活用した事務事業の再構築」、「投資的事業の選択と実施」、「特別会計、企業会計、外郭団体・第三セクター等の健全化」を柱に、見直しに努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
経常収支比率 ⁵ (%)	平成20年度	平成26年度	毎年市に入る経常的な収入(市税等)に対する、経常的な支出(人件費等)の割合
	90.0	93.0	
実質公債費比率 ⁶ (3か年平均)(%)	平成20年度	平成26年度	1年間に市が自由に使える収入に対する、1年間に支払う借金の返済額の割合
	12.9	12.9	
将来負担比率 ⁷ (%)	平成20年度	平成26年度	1年間に市が自由に使える収入に対する、将来負担することが分かっている負債(借金残高や退職手当等)の割合
	119.0	120.0	
年度末基金残高(億円) (財政調整基金 ⁸ +減債基金 ⁹)	平成20年度	平成26年度	資金が不足したときに取り崩すことのできる市の貯金の年度末残高
	29.5	35以上	
年度末起債残高(億円)	平成20年度	平成26年度	市の年度末の借金残高
	596	760以下	
年度末起債残高(億円) (合併特例債 ¹⁰ ・臨時財政対策債 ¹¹ を除く)	平成20年度	平成26年度	市の借金残高の中には、制度上、国が返済額の一部を補てんすべきものが含まれているため、これを除いた純粋な年度末借金残高
	378	200以下	

(3) 財政運営の透明性の向上

- 広報やホームページなどを活用しながら、市民に分かりやすく親しみやすい財政情報の公開に努めます。
- 連結財務書類¹²等を公表し、財政状況が総合的に把握できる透明性の高い情報の提供に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
ホームページ(財政状況)への年間アクセス件数(件)	平成20年度	平成26年度	財政状況への関心度を測るための指標
	2,777	5,000	

用語説明

1 三位一体の改革

国と地方を通じた税財政改革をいう。「国庫補助負担金の改革」、「地方交付税の改革」及び「税源移譲を含む税配分の見直し」の三つを一体的に行い、税や財政面での地方分権を進めようとするもの。

2 義務的経費

歳出のうち支出が義務付けられ、任意に節減できないものをいい、人件費、扶助費、公債費がこれに該当する。

3 合併算定替え

市町村合併の特例措置として、地方交付税（普通交付税）は合併年度とその後10年間においては、合併がなかったものとして、合併前の市町村各々として算定した合算額を保証される制度。11年目以降、5年間で段階的に縮減され、合併後16年目から1市町村として算定した普通交付税の額となる。

4 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

地方公共団体の財政破たんを未然に防ぐため「早期健全化基準（イエローカード）」と「財政再生基準（レッドカード）」の二段階で地方公共団体の財政状況をチェックするために定められた法律（平成19年（2007年）6月成立）。4つの財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）と、下水道事業や病院事業など公営企業については資金不足比率を用いて、地方公共団体の財政状況や経営状況を把握するもの。

5 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標。

6 実質公債費比率

一般会計が負担する借入金の元利償還金と将来負担することが決まっている支出金（債務負担行為額）、特別会計・企業会計や一部事務組合の借入金の償還金に対する一般会計負担額の合計額の標準財政規模に対する比率、つまり、市の全会計と一部事務組合を通じたその年度における借入金等の一般会計が負担する程度を表すもの。

この指標の特徴は、これまで対象とされていなかった、公営企業債の元利償還金に対する繰出金や一部事務組合が起こした地方債の元利償還金に対する負担金、また債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどを準元利償還金として、公債費に含める取り扱いとなったことである。

7 将来負担比率

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、一般会計の借入金残高、将来負担することが決まっている支出予定額と合わせ、特別会計・企業会計や一部事務組合の借入金残高のうち一般会計の負担額、さらに第三セクター等に伴う一般会計の負担予定額が対象となる。

8 財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金のことをいう。周南市の場合、毎年、決算剰余金について、その1/2以上の額をこの基金に積み立て、予算編成において歳入予算が不足する場合、この基金から繰り入れて予算編成を行っている。

9 減債基金

公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金のことをいう。

10 合併特例債

本来、起債対象事業は、地方財政法で公共施設、道路建設などの建設事業に限定されている。しかし、合併を促進するために、地方財政法で限定された事業以外であっても、合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積み立てであれば、合併年度及びその後10年間は起債で財源を賄うことができるとされた特別な起債を合併特例債という。合併特例債は、その返済のうち70%についてはそれぞれの返済年度の普通交付税の基準財政需要額に算入されることになっている。

11 臨時財政対策債

国から地方自治体に分配する地方交付税が足りないため、不足分の一部をとりあえず臨時財政対策債として地方自治体に借金させて窮状をしのぎ、借金の返済時に地方交付税として地方自治体に返すという趣旨で制度化された起債。交付税措置のある起債で、特徴としては借りたお金を自由に使い、返済額の100%が地方交付税措置される。

12 連結財務書類

一般会計のほか、自治体を構成するその他の特別会計や自治体と連携協力して行政サービスを実施している関係団体や法人を一つの行政サービスの実施主体とみなして作成する財務書類をいう。「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「資金収支計算書」、「純資産変動計算書」を財務書類4表といい、地方公会計制度改革に伴い整備するもので、平成21年度から作成することとなっている。

4 中核的都市づくりの推進

1. 現状と課題

- 合併後のまちづくりのための有利な財源として、新市建設計画に掲載されたハード事業の実施にあたっては合併特例債を有効に活用しながら、まちづくりを進めてきました。
- 地方分権の進展や道州制が議論される中で、住民に最も身近な基礎自治体として市町村の役割はますます重要となっています。
- 時代の変化に対応した新たな全国計画として、平成20年（2008年）に国土形成計画²が策定され、これに伴い地方圏の地域振興計画として、中国地方では中国圏広域地方計画³が策定されました。
- 全国や中国地方の中で本市の位置付けを明確化し、特色あるまちづくりを進めていく必要があります。
- 交通や情報通信基盤の整備等の進展に伴い、行政サービスがひとつの自治体では対応できない課題が増加しています。
- 観光や経済の活性化を図るため、周辺自治体と協力して、PRやイベント等を実施しています。

2. 前期基本計画の実績・評価

(1) 実施した主要施策・事業等

- 平成20年度からすべての建築確認事務を行える特定行政庁⁴に移行する等、基礎自治体として地方分権の進展に対応した権限移譲を進めました。
- 広域市町村圏⁵として、下松市、光市、田布施町とともに周南地区広域市町村圏を構成し、連携して広域的なイベント等を開催しました。

3. 基本方向

新市建設計画の推進等により、地方分権に対応した自立した中核的都市づくりを進めるとともに、周辺自治体との連携や機能分担により、市民サービスの向上と効率的な行政運営に努めます。

4. 推進施策の展開

(1) 新市建設計画の推進

- 財政状況や社会情勢等を勘案しながら、有利な財源として合併特例債を有効に活用しながら、新市建設計画を推進します。

(2) 地方分権への対応の推進

- 市としての自立性の向上や市民の利便性の向上を図るため、県からの権限移譲を促進します。

(3) 都市間連携の推進

- 本市の自立性、中核性、特色を十分に発揮することにより、周辺自治体を含めた地

域全体の発展を視野に入れたまちづくりを進めます。

- 周南地域を中心に、地域の特性を生かしながら、各自治体との連携、協力により、市民サービスの向上に努めます。
- 新たな広域連携のあり方として制度化された定住自立圏構想⁶について、周辺自治体との機能分担を含めて検討を行います。

用語説明

1 新市建設計画

合併後のまちの将来像と実現のための施策等、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的に策定される計画。本市の場合、計画期間は平成15年度から24年度までの10年間とされている。

2 国土形成計画

将来の国土ビジョンを描く新たな国土計画として、平成17年7月に公布された国土形成計画法に基づき新しい国土計画づくりが始まったもので、国土政策上の様々な課題に対する対応策を示し、国民が安心して生活しうる国土の将来像と豊かでゆとりある国民生活のあるべき姿を提示する「国土の将来ビジョン」である。具体的には、土地、水、自然、社会資本、産業、文化、人材等を含めた、おおむね10～15年の期間にわたる長期的な国土づくりの指針を示すもので、平成20年（2008年）7月に策定された。

3 広域地方計画

国土形成計画法に基づくもので、国土形成計画の地方計画として位置付けられるものであり、複数の都府県にまたがる広域ブロック（広域地方計画区域）において経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地からの国土利用、整備及び保全を推進するため、広域地方計画区域ごとに国土形成計画を定める。中国地方においては、中国圏広域地方計画が平成21年（2009年）8月に策定された。

4 特定行政庁

建物を建てる際の建築確認などを行う建築主事が置かれている地方自治体の長をいう。原則的には25万人以上の市は市長が特定行政庁であり、それ未満のときは都道府県知事または市町村長のいずれかが特定行政庁になる。周南市は、平成19年度までは一部の建築確認を行なう「限定特定行政庁」であったが、県からの権限移譲により平成20年度よりすべての建築確認を行えるようになった。

5 広域市町村圏

広域市町村圏振興整備措置要綱（昭和45年（1970年）施行）に基づき広域的総合的に地域の振興整備や事務処理を行なうことを目的に都道府県知事が複数市町村による圏域を決め、市町村が協議会や一部事務組合等を設置し運営した。広域合併の進展により、枠組みが形骸化してきたため、平成20年度で制度は廃止された。

6 定住自立圏構想

平成21年度より広域市町村圏制度に代わるものとして始まった制度であり、広域連携の新たなあり方として、中心市と周辺市町村という位置付けの中で、1対1の関係で協定を締結することで圏域を形成し、協定に基づく特定分野について相互連携を進めるもの。